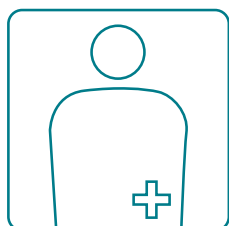
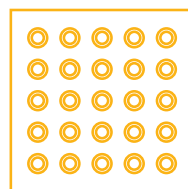
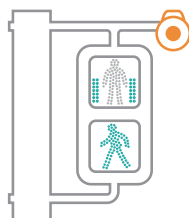
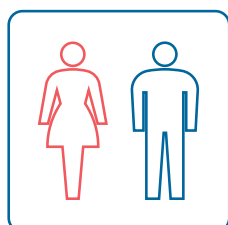
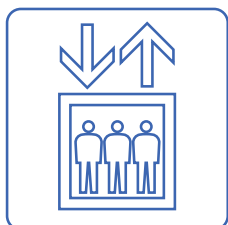
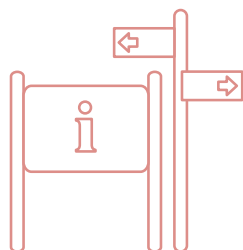
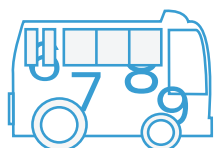


武蔵野市 バリアフリー基本構想2022



武蔵野市

令和4年3月

誰もが移動しやすい

「人にやさしいまちづくり」を目指して

本市では、平成 23 年にバリアフリー基本構想を策定し、市民や事業者の皆様、関係機関との協働のもと、全ての人にやさしいまちづくりを理念としてバリアフリーのまちづくりに取り組んできました。



この間、吉祥寺駅では南北自由通路の改良や京王井の頭線のホームドアの設置、三鷹駅では北口駅前広場のバリアフリー整備や南西歩道の拡幅整備、武蔵境駅では連続立体交差事業に伴う駅施設の大規模改修や駅前広場整備などが実現しました。一方で、障害者差別解消法などの法整備が進み、共生社会の実現や社会的障壁（バリア）の除去（フリー）に対する考え方が広く浸透しました。全ての人にやさしいまちづくりを実現するためには、設置する施設の「構造の改善」や「設備の整備」のみならず、より一層の心のバリアフリーの実践や、整備した施設の効果的な運用が求められています。

これらの背景を踏まえ、このたび「武蔵野市バリアフリー基本構想 2022」を策定しました。改定にあたっては、旧基本構想に掲げた 4 つの原則「全ての人にやさしいまちづくり」「市民参加の原則」「拡大の原則」「実現保障の原則」を継承し、「全市的なバリアフリー水準の向上」や「事業者や当事者参加の仕組み」「進捗管理の取組み」などを充実しました。

本基本構想では、市全域に立地しているコミュニティセンターや市立小・中学校などの施設周辺、施設間を結ぶ経路のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー情報の提供などのソフト面も含め、さらなる施策の充実を位置づけました。また、旧基本構想の計画期間中に設置した「バリアフリーネットワーク会議」について、本基本構想の進捗管理のみならず、事業者の皆様にあっては利用者に寄り添った気づきを、市民の皆様にあっては事業者の取組みへの理解を促す、相互理解を醸成する場として継続してまいります。引き続き全ての人にやさしいまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

改定にあたって、新型コロナウイルス感染症の流行という状況の中、長期にわたり多様な視点から議論を重ねていただいた改定委員の皆様をはじめ、施設の利用状況など調査にご協力いただいた関係団体の皆様、バリアフリー事業の調査にご協力いただいた公共交通など事業者の皆様、また貴重なご意見を寄せていただいた皆様には心より御礼を申し上げます。

令和4(2022)年 3月

武蔵野市長 **松下 玲子**

目 次

第1章	はじめに	1
1.	背景	1
2.	目的	2
3.	位置付け	3
4.	目標年次	3
5.	武蔵野市の概況	4
6.	旧基本構想の実施状況と評価	7
7.	旧基本構想での課題と改定における論点	8
8.	改定の方針	10
第2章	基本的な考え方	13
1.	四つの原則	13
2.	基本的な方針	15
3.	生活関連施設・生活関連経路等の設定	17
4.	個別方針（移動等円滑化及び促進に関する事項）	21
5.	その他の事項	32
第3章	地域別構想	41
吉祥寺駅周辺地区		41
1.	吉祥寺駅周辺の現状	41
2.	基本的な方針	42
3.	重点整備地区の位置及び区域	43
4.	移動等円滑化に関する事項	44
三鷹駅周辺地区		46
1.	三鷹駅周辺の現状	46
2.	基本的な方針	47
3.	重点整備地区の位置及び区域	48
4.	移動等円滑化に関する事項	49

市役所周辺地区	51
1. 市役所周辺の現状	51
2. 基本的な方針	51
3. 重点整備地区の位置及び区域	52
4. 移動等円滑化に関する事項	53
武蔵境駅周辺地区	55
1. 武蔵境駅周辺の現状	55
2. 基本的な方針	56
3. 重点整備地区の位置及び区域	57
4. 移動等円滑化に関する事項	58
第4章 実現にあたって	60
1. 重点整備地区における取組みの推進	60
2. 促進地区における取組みの推進	61
3. 進捗状況の把握及び評価	61
4. 第六期長期計画に基づく個別計画との連携	63
5. 国や関係自治体との連携	63
第5章 今後の展開	64
1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進	64
2. 促進地区（市全域）におけるバリアフリー水準の底上げ	65
3. 新しい技術や課題に対する取組み	65
4. 基本構想の継続的な発展	67
特定事業等一覧	事業 1
参考資料	参考 1
用語集	参考 13

巻末に用語説明している用語には、*の記号を付けています。

第1章

はじめに

1. 背景

国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来人口推計では、今後ますます少子化・高齢化が進むとされており、障害者が区別されることなく活動できる社会を目指すノーマライゼーション*の理念や、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方が、より一層重要になると考えられています。

本市においては、平成 23 年に交通バリアフリー基本構想を見直し、建築物、都市公園等の取組みも加えたバリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」という。）を策定しました。市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、旅客施設*やバス車両、道路、公共施設、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

平成 25 年には交通に関する基本理念及び国の施策の基本的な方向性を示す『交通政策基本法』が施行されました。この中で、高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策の実施を定めており、移動に制限を受ける対象として、ベビーカー利用者などの乳幼児を同伴する人にも配慮することとしました。これを受けて公共交通機関におけるベビーカー利用の考え方などが検討され、「ベビーカーマーク」が定められました。

また、平成 26 年には国連の障害者権利条約*を批准しました。条約では障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野の取組みを締約国に求めています。また、この中で「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害

の社会モデル*」の考え方が示され、その後の障害者関連施策に大きな影響を与えました。

批准に向けて、国内では、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法*」という。）』（平成 25 年制定、平成 28 年施行）などの法整備が行われました。障害者差別解消法では、障害のある人への「差別の禁止」と「合理的配慮*」について定めています。

「合理的配慮」とは、障害のある人から社会にあるバリアの除去を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。令和3年の法改正で国の行政機関や地方公共団体等のみならず民間事業者に対しても合理的配慮が義務化されました（改正法は令和3年6月4日から起算して3年以内に施行）。

これらの背景を踏まえ、平成 28 年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現を目指したユニバーサルデザイン 2020 行動計画が定められました。『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法*」という。）』を含む関連施策の見直し、空港から競技会場周辺や観光地等の重点的なバリアフリー化及び心のバリアフリー*の推進が位置付けられています。

このことを受けて、平成 30 年及び令和2年にはバリアフリー法が改正され、市町村が定めるように努める「移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）」制度が創設されました。また、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の基本理念が定められ、より一層の心のバリアフリーの推進が位置付けられています。バリアフリー法に基づき主務大臣により示される『移動等円滑化の促進に関する基本方針*（以下「国の基本方針」という。）』も改正され、新たな目標等が設定されまし

た。バリアフリー法の改正とあわせて移動等円滑化基準*や関連するガイドライン等が順次改正され、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の実現を目指し、全国の交通施設・建築物のバリアフリー水準の底上げが図られるとともに、各事業者等の心のバリアフリーや人的対応・接遇の取組みも大きく進展しています。

本市でも旧基本構想が目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要となったことから、新しい法制度や国の基本方針に基づきバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を改定します。

※バリアフリー法及び関連する移動等円滑化基準やガイドライン等の概要については、「参考資料」を参照

2. 目的

バリアフリー法では、「高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）、妊産婦、けが人など（以下「高齢者、障害者等」という。）の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進すること」を目的に掲げ、その実現のため、以下の（ア）から（ウ）の実施を求めています。

（ア）公共交通機関（鉄道駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両、バス・タクシーなどの車両）、道路、路外駐車場*、都市公園及び建築物のバリアフリー化を推進

（イ）一定の区域において、市町村が作成する促進方針や基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化及び心のバリアフリーを重点的かつ一体的に推進

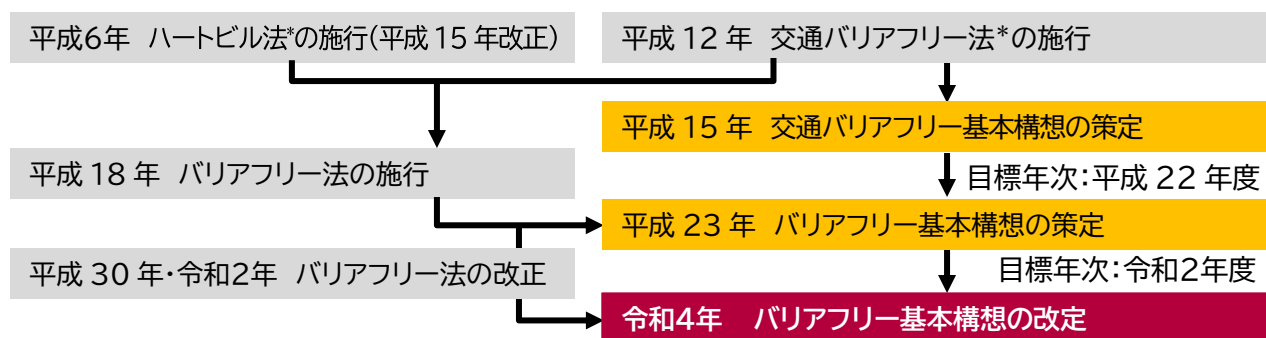
（ウ）段階的かつ継続的な発展（以下「スパイラルアップ*」という。）及び定期的な評価・見直し

本市の基本構想も2回目の改定となることから、引き続き市内3駅を中心とした駅周辺のさらなるバリアフリー化に取り組むとともに、市全域においてもバリアフリー化が効果的に進むように、公共施設等における整備や人的対応での配慮事項、利用者への情報提供、心のバリアフリー推進の取組みを示すことを目的とします。

また、事業の実施段階における市民参加の考え方についても本基本構想に示すこととします。

さらに、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現には、各施設設置管理者*や市、近隣区市、市民等が連携しながらその事業を推進していくことが重要であることから、本基本構想において、関係主体の連携の考え方についても示すこととします。

■ 改定の経緯



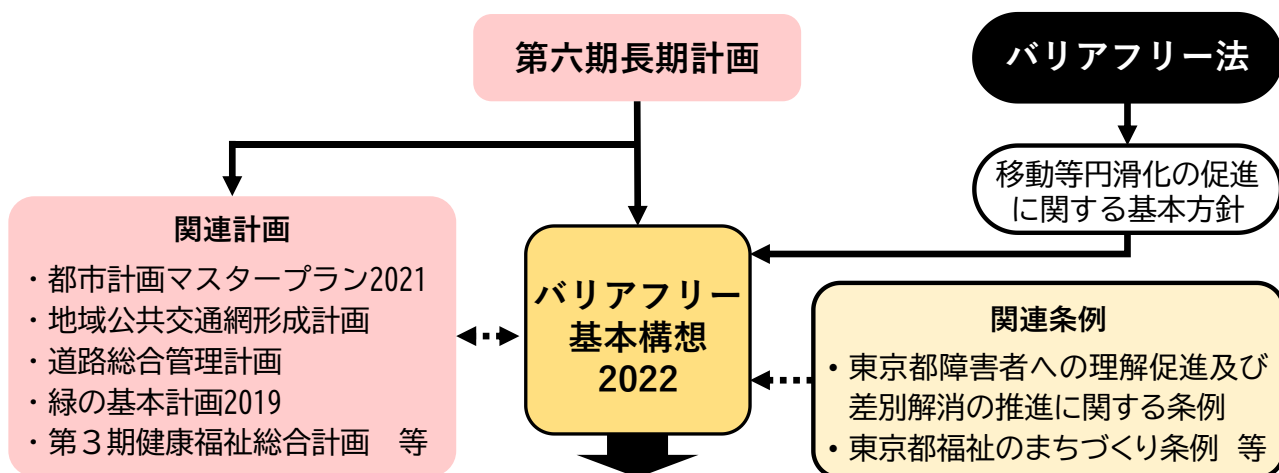
3. 位置付け

本基本構想は、バリアフリー法及び国の基本方針に基づき改定するものです。また、本市の施策の体系では、自治基本条例に基づき定めた「第六期長期計画」を上位計画とします。

バリアフリー法第24条の2、第25条第1項では、市町村は国の基本方針に基づき、単独で又は共同して当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区*（以下「促進地区」という。）又は重点整備地区*について「促進方針」又は「基本構想」を作成するように努めるものとされています。

これを踏まえ本基本構想は、特に重点的な整備が継続的に必要な地区として、引き続き3駅

■ 本基本構想の位置付け



ハード・ソフト一体によるバリアフリー化の推進

4. 目標年次

令和13年度を目標年次としますが、長期的に実現すべきバリアフリー化の姿を明らかにする観点から、特定事業（バリアフリー化に関する事業）では展望期まで示すこととします。

前期：令和4～令和8年度

後期：令和9～令和13年度

展望期：令和14年度～

5. 武蔵野市の概況

(1) 位置等

本市は、新宿駅から鉄道で15分程度の距離に位置し、その立地条件の良さや良好な住環境などから、3駅を中心とする商業・業務集積地と良好な住宅地としての土地利用が進みました。東西約6km、南北約3km、面積10.98km²という狭小な市域に令和3年4月現在約14万8千人の市民が生活しており、全国的に見ても人口密度の高い市です。また、昼夜間人口比は110%程度と、市内への通勤・通学による流入人口も多く、多摩地域における拠点的な性格も併せ持っています。

昭和40年頃までに市街化が進んだため、大規模な開発を要するエリアはなく、都市基盤整備も一定の水準まで進んでおり、成熟した市街地が形成されています。また、武蔵野台地に位置しており、都立井の頭恩賜公園周辺の一部を除いて平坦な地形となっています。

本市における地域公共交通網は、市域を東西に貫く鉄道路線と各駅から主に南北方向にのびるバス交通により形成されています。また、バス交通の空白・不便地域を解消するため、コミュニティバス*「ムーバス*」が運行されています。

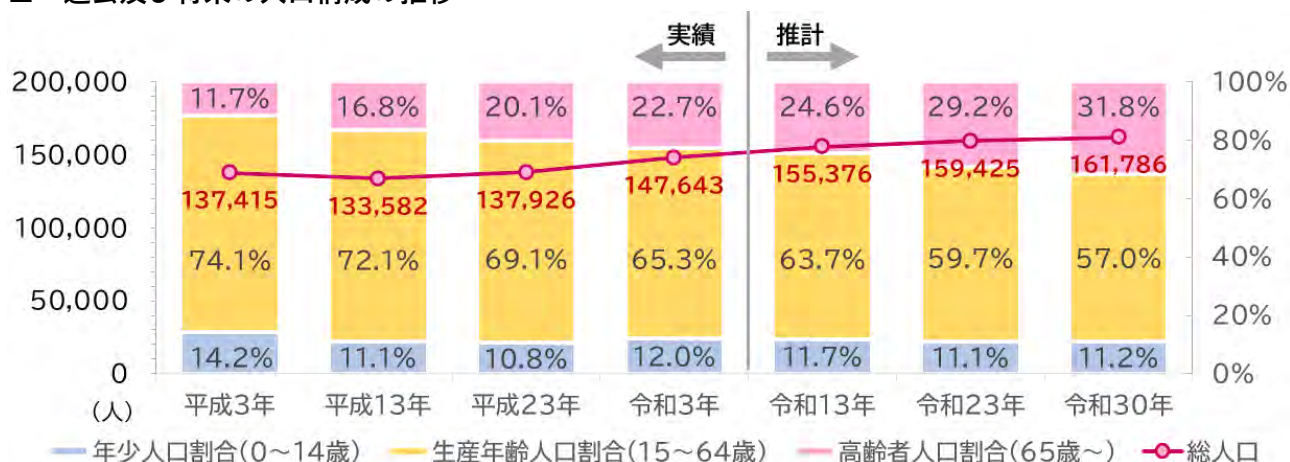
(2) 人口構成等

本市の人口は、昭和40年代以降、13万人台で安定していましたが、平成26年に14万人を超え、現在も増加基調にあります。年齢区分による構成を見ると、14歳以下の年少人口割合は、平成23年には10.8%であったものが令和3年には12.0%と一時的な増加となりました。また、65歳以上の高齢者人口割合は、平成23年には20.1%であったものが令和3年には22.7%となっており増加し続けています。

将来人口はおおむね30年間は微増し続ける見通しです。年齢別の推移では、高齢化率が年々上昇し、令和30年には31.8%と、約3人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれています。

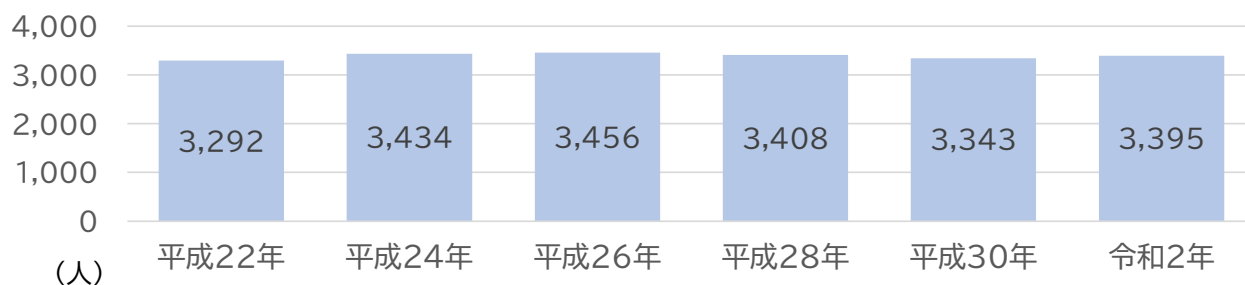
また、身体障害者数は、平成22年の3,292人から令和2年の3,395人で横ばいとなっています。知的障害者数は、平成22年の862人から令和2年の1,180人と約37%増加しています。また、精神障害者数は、平成22年の606人から令和2年の1,401人と2.3倍に増加しています。

■ 過去及び将来の人口構成の推移

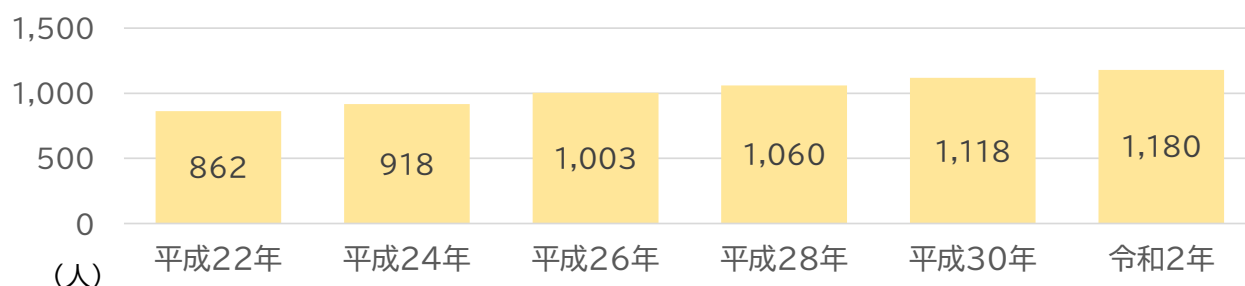


※武蔵野市人口統計資料及び外国人登録国籍別人員調査票(各年1月時点)、武蔵野市の将来人口推計(平成30年)を基に作成(年齢区分の割合は日本人人口のみ、総人口は外国人人口を含む)

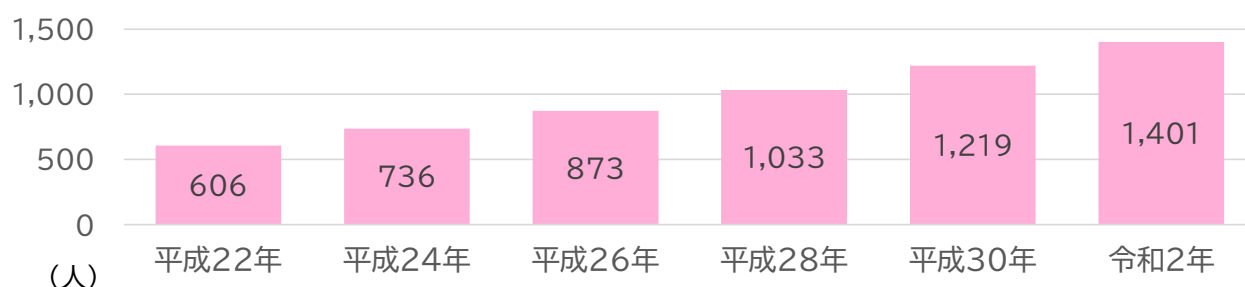
■ 身体障害者数の推移



■ 知的障害者数の推移



■ 精神障害者数の推移



※武蔵野市市勢統計を基に作成(各年4月1日現在)

(3) バリアフリー化の状況

本市では、昭和59年度に「福祉環境整備指導要綱」を策定し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んできました。また、平成15年に策定した交通バリアフリー基本構想、平成23年に改定した旧基本構想を契機に、都市基盤整備に関する関連計画とも連携し、3駅周辺の都市基盤のバリアフリー化を進めてきました。

旅客施設については、平成3年度より駅へのエスカレーターやエレベーターの設置を進めました。現在は市内の全ての駅でバリアフリー化された移動経路や車いすで使用可能なトイレが

整備されました。西武多摩川線やJR中央線の連続立体交差事業*等を契機に武蔵境駅周辺のまちづくりや駅前広場のバリアフリー改良も実施され、バス停留所やタクシー乗り場、福祉車両等が優先で利用できる乗降場などの整備や総合案内板の設置が進められました。

地域公共交通に関する計画については、平成6年度に高齢者、障害者等をはじめ市民の誰にとっても利用しやすい交通体系を目指して「市民交通計画」を定め、本市独自の視点によるバリアフリーの取組みを具体化させてきました。

また、平成7年度に吉祥寺東循環路線から開始したムーバスの運行は、現在では7路線、9ルートへ発展し、バス交通空白・不便地域はおおむね解消しています。平成5年度にはリフトタクシー「つながり」の事業を、平成12年度には移送サービス「レモンキャブ」の運行を開始するなど、移動に制約のある人のSTS*（スペシャル・トランスポート・サービス）の確保にも努めてきました。

令和元年度に策定した「地域公共交通網形成計画*」では、「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」に貢献する持続可能な交通体系の構築を基本理念に掲げています。また、「高齢になっても障害があっても住み慣れた地域で暮らし続けられ、子育て世代も移動しやすい地域公共交通」を目指し、バス交通や福祉交通の維持・確保などを進めることとしています。

道路整備については、平成17年に吉祥寺駅周辺地区が国土交通省より「スーパーモデル地区」の指定を受け、国の支援のもとバリアフリーの面的、一体的整備を実施してきました。

また、平成21年度に策定した「景観整備路線事業計画」（現在は第2次計画）に基づき、無電柱化事業を進める中で歩道の勾配や段差の改善、幅員の確保を図るなど、バリアフリー整備を進めています。

駅周辺において通行の妨げとなる放置自転車については、平成6年度に「自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去等を進めるとともに、「自転車等総合計画」を策定し、自転車駐車場の整備を進めてきました。平成22年度には、吉祥寺駅及び三鷹駅周辺に大型自転車駐車場を確保し、吉祥寺大通り及び中央大通りの歩道上にあった暫定自転車駐車場を廃止しました。

また、平成29年度に策定した「自転車走行環境づくり推進計画」により、歩行者・自転車・自

動車が共存できる自転車の走行空間の整備を進めています。

建築物については、公共施設再編の考え方を踏まえつつ、整備・改修の機会をとらえたバリアフリー化が進んでいます。平成23年には武蔵境駅南口の農水省食糧倉庫跡地に、図書館機能をはじめとした知的創造拠点『ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス』が開設され、多くの人に利用されています。平成30年には武蔵境市政センターが駅前に移転し、バリアフリー化された施設として利便性の向上が図られました。コミュニティセンターは、エレベーター設置が順次進められました。民間施設においても特定事業を中心に案内表示の改善や筆談機器の設置等が進みました。

都市公園については、都立公園では都立井の頭恩賜公園で多機能トイレ*の改修が進んでいます。また、市立公園では車いす対応の水飲み場整備や園路の改修等が進んでいます。

これらの取組みにより、市内のバリアフリー化は一定の水準に達してきていますが、利用者目線から現状の評価を行うと、まだまだ様々な課題を抱えていると考えられます。

6. 旧基本構想の実施状況と評価

旧基本構想策定後、各事業者が作成した特定事業計画*をもとに事業推進が図られ、全体の着手率は85%と高い数値となりました。

特定旅客施設*では、吉祥寺駅の南北自由通路のリニューアルを含む改良事業や連続立体交差事業に伴う武蔵境駅の改修など、駅の大規模改修により駅施設や周辺道路の再整備が行われ利便性が高まりました。旧基本構想策定当時、技術面や費用面からの検討が必要とされ、展望期（令和3年度以降）に位置付けられたホームドア*の設置についても一部で実現が図られています。

また、特定車両*（バス車両）ではノンステップバス*の導入が進むとともに、車内の情報表示機器の設置や多言語化、駅前広場における総合案内版の設置などにより利用しやすい環境整備が進みました。

道路では、武蔵境駅北口の駅前広場が整備され、三鷹駅北口と武蔵境駅南口の駅前広場が再整備されたほか、吉祥寺通り、市道第80号線（山桃通り）などで、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロック*の設置などを実施しました。

都市公園では、バリアフリー化された園路の整備や車いす対応の水飲み場への改修、生活関連経路沿いへのベンチの設置が進みました。

建築物では、特に民間建築物でのハード・ソフト*一体的な取り組みが進みました。百貨店では、多機能トイレの増設や館内掲示の充実、優先エレベーターの周知など実施されました。

信号機等（交通安全）では、音響式信号機やエスコートゾーン*の整備が進みました。また、自転車の利用マナー等に係る広報・啓発活動が継続的に実施されています。

その他、心のバリアフリーの取り組みとして小中学生を対象とした福祉教育や市民を対象とした講座、行政職員への研修などが継続的に実施

されています。吉祥寺駅周辺地区では、サンロード商店街及びアトレ吉祥寺内に地域情報が収集できる「まち案内所」が設置されました。

高齢者や障害者、子育て中の親等の利用者の視点からは、吉祥寺駅や武蔵境駅の大規模改修や3駅周辺整備、バス運転手や乗客からの声掛けの増加、歩道のバリアフリー化、音響式信号機の導入、建築物におけるエレベーター整備や授乳室の設置、公園におけるベンチの設置等が、バリアフリー化の成果として実感されています。

その一方で、鉄道駅におけるホームドアの整備、バス車両内外における行先などの情報提供の充実や停留所の上屋の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備推進、都立井の頭恩賜公園に至るバリアフリールートの整備などが引き続き課題となっています。また、バリアフリー化された設備の機能が適切に発揮できるように維持管理の徹底や心のバリアフリーの一層の推進が求められています。

以上に示したバリアフリー法の改正や社会情勢の変化、本市のバリアフリー化の状況や旧基本構想における残された課題、中間評価や事後評価で実施したアンケート調査、ヒアリング調査等での市民意見等を総合的に考慮し、基本構想の改定に向けた論点を次の「7. 旧基本構想での課題と改定における論点」に整理します。

※旧基本構想の実施状況詳細及び中間評価・事後評価で実施した調査の概要については、「参考資料」を参照

7. 旧基本構想での課題と改定における論点

(1) 理念・目標について

改正バリアフリー法に基づく
理念・目標の再設定

平成 30 年のバリアフリー法改正で設けられた、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の理念や、旧基本構想の期間中に制定された障害者差別解消法の考え方を踏まえた目標の再設定が必要です。

対象者の拡大

身体障害者だけでなく、知的・精神・発達障害のある人や認知症の人、子ども連れの人の中でも双子用ベビーカーを利用する人など、様々な特性の人に配慮したバリアフリー推進が求められています。

(2) 地区・生活関連施設*・生活関連経路*について

改正バリアフリー法を踏まえた
整備の充実と拡大の検討

これまで駅周辺でのバリアフリー化は一定程度進んできましたが、利用実態を踏まえさらなる取組みが必要です。また、駅周辺以外での整備推進やコミュニティセンターなどの地域の拠点となる施設も含めた連続的なバリアフリー環境の充実が必要です。

さらに、令和 2 年のバリアフリー法改正において公立小・中学校は移動等円滑化基準適合義務の対象として拡大されたことから、バリアフリー化に向けた検討が必要です。

(3) 特定事業について

未実施事業や新たな課題、特定事業における改正バリアフリー法への対応

旧基本構想で完了していない特定事業等については、継続して事業を推進する必要があります。また、アンケート調査やヒアリング調査等で指摘された課題についても対応の検討が必要です。加えて、平成 30 年のバリアフリー法改正で特定車両として追加されたタクシーや、適用除外車両とされていた空港リムジンバス等の特定事業への追加についても検討が必要です。

ハード整備の効果が持続する
運用・維持管理の取組みの強化

エレベーターや車いす使用者用トイレが整備されても、利用集中により高齢者、障害者等が利用できない現状があること、また、整備されても場所がわかりにくいことなど、ハード整備が完了しても実際の利用の現場においては使いづらい状況が発生しています。駅が改修され利用しやすくなっても、遅延等に伴う入場規制等の場面ではコミュニケーション等が難しい人が不安を感じていることも確認されました。

この問題の解決には、施設を利用する人の配慮や理解と共に、各施設を管理する事業者からの働きかけも重要と考えられます。商業施設における「おもいやりエレベーター」の工夫にも見られるように、施設運用を効果的に行うソフト面の取組みも必要です。また、経年劣化等により整備当初の機能を発揮できない例もあります。旧基本構想で位置付けている心のバリアフリーの推進に加え、事業者の施設整備における利用者目線のきめ細かな対応や、整備当初の機能が継続的に保たれるように維持管理していくことが重要です。

(4) ハード・ソフト一体的な取組みについて

心のバリアフリーの一層の推進

令和2年のバリアフリー法改正では、市町村等による「心のバリアフリー」の推進として、促進方針への「心のバリアフリー」に関する記載や、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想の作成などが位置付けられており、国民に向けた広報啓発の推進などが改めて示されています。本市でも、ハード面だけでは対応できない課題への人的対応を求める声もあり、適切な対応を行うための障害理解をはじめ、より一層の心のバリアフリーの推進を図る必要があります。

ICT*等を活用した バリアフリー情報提供の充実

バリアフリー環境の充実に伴い、バリアフリー設備等に関する情報提供の充実が必要になっています。子ども連れの人ではおむつ交換台や授乳室、重度障害の方では大型ベッドなど、必要とする情報は個々の利用者特性によって異なり、これらの情報提供を適切に行なう必要があります。平成30年のバリアフリー法改正においてもバリアフリー情報の収集等によりバリアフリーマップ*作成を促進していく枠組みが設けられました。これらを活用した情報提供の充実を図る必要があります。

新しいデジタル環境を踏まえた ソフト面での対応方法の検討

電子マネー等の普及により、商業施設におけるセルフレジや支払い方法の多様化が進むことで、新しい機器に不慣れな人や人的対応を必要とする人にとって不安感が高まっています。自動化により人件費削減を図る企業努力に対し一定の理解はあるものの、これまでよりも高齢者、障害者等の利用が困難になることが懸念され、発現していなかった潜在的な課題にも対応が必要です。

(5) 市民参加について

整備段階での市民参加の仕組みづくり

施設が整備されても、実際の利用において各種押ボタンの位置や点字表記などにおいて使いづらいものがあることが指摘されています。これらを事前に対応するため、整備段階で施設利用者の意見を求めることが必要です。今後、施設利用者の意見を整備に取り入れる仕組みを作る必要があります。

8. 改定の方針

改定における論点を踏まえた改定の方針を以下に示します。

改定における論点	改定の方針
(1) 理念・目標 改正バリアフリー法に 基づく理念・目標の再設定 対象者の拡大	(1) 理念・目標の充実 ▶ 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を踏まえた理念の充実 ▶ 5年ごとの評価・見直し
(2) 地区・施設・経路 改正バリアフリー法を 踏まえた整備の充実と 拡大の検討	(2) 地区設定の拡充、生活関連施設・生活関連経路の充実 重点整備地区：旧基本構想の3地区の範囲を基本とする 促進地区：市全域を設定しバリアフリー化の考え方を明示 施設：広域の利用がある施設、地域拠点施設等の追加 公園以外の生活関連経路沿いの施設の追加 経路：施設追加にあわせた経路の追加 施設間の幹線道路の経路の追加
(3) 特定事業 未実施事業や新たな課題、 特定事業における改正バリ アフリー法への対応 ハード整備の効果が持続する 運用・維持管理の 取組みの強化	(3) 特定事業等の充実 ▶ 未実施事業の継続 ▶ 新たな課題や新規施設・経路に対応した特定事業等の追加 ▶ タクシー事業者等の追加 ▶ 各実施事業における効果の維持・管理の検討
(4) ハード・ソフト一体的な取組み 心のバリアフリーの 一層の推進 ICT等を活用したバリアフ リー情報提供の充実 新しいデジタル環境を 踏まえたソフト面での 対応方法の検討	(4) ソフトの取組みの拡充 ▶ 心のバリアフリーの推進（教育啓発特定事業等） ▶ バリアフリー施設（ハード）と情報発信（ソフト）の連動 ▶ 接遇・接客等における高齢者・障害者等への適切な対応の充実
(5) 市民参加 整備段階での 市民参加の仕組みづくり	(5) 市民参加の充実 ▶ バリアフリーネットワーク会議を活用した評価体制の継続 ▶ 事業の実施段階でも市民参加の機会を設ける仕組みの検討

(1) 理念・目標の充実

「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を踏まえた理念の充実

「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」など改正バリアフリー法の理念を受けたソフト施策や障害理解啓発の一層の推進を位置付けます。また、身体・知的・精神・発達障害のある人や認知症の人へのさらなる配慮や、双子用ベビーカーを利用する人を含む子ども連れの人などにも配慮したバリアフリー推進を位置付けます。

目標年次の考え方

国の基本方針では令和7年度までの整備目標等を示しており、市町村が作成する促進方針・基本構想については、おおむね5年ごとに評価・見直しを行うこととしています。本市では、これまでの基本構想の目標設定を踏まえ、前期、後期、展望期に分けた5年ごとの特定事業の実施時期を設定します。

(2) 地区設定の拡充、生活関連施設・生活関連経路等の充実

【地区】

旧基本構想の3地区の範囲を基本に重点整備地区を設定

旧基本構想における重点整備地区の範囲はこれまでと変わらずバリアフリー化の重要性が高いことから、引き続き重点整備地区に設定し、事業の充実等を検討します。

市全域を促進地区に設定しバリアフリー化の考え方を明示

重点整備地区外の地区においても、各地域に住む人が日常的に利用する地域拠点性の高い施設（コミュニティセンター等）は市全域に配置されています。全市的な視点からバリアフリー水準の底上げを図るため、市全域を促進地区に設定し検討を行います。

【生活関連施設】

広域的利用がある施設、地域拠点施設等の追加

アンケート調査やヒアリング調査の結果も踏まえ、多数の広域的利用があり市民の利用も見込まれる施設（大学やホテル）や、コミュニティセンターなどの集会施設や子育て支援施設を追加します。令和2年のバリアフリー法改正において公立小・中学校は移動等円滑化基準適合義務の施設として追加されたことから、バリアフリー上重要な施設として位置付けを行います。

生活関連経路沿いの施設を追加

旧基本構想では、生活関連経路沿道にあり高齢者、障害者等の移動を支援する機能を持つ都市公園を生活関連施設に位置付けています。同様に、生活関連経路に接する施設（金融機関・公衆トイレ）についてもバリアフリー化により生活利便性が高まる施設として追加します。

【生活関連経路等】

重点整備地区内では、生活関連施設の追加にあわせて経路の追加

生活関連施設の追加にあわせて、重点整備地区内では生活関連施設間を結ぶ経路を追加します。

重点整備地区外では、歩行者の主要動線上の幹線道路を経路に追加

重点整備地区外では、新たに追加する施設にあわせて歩行者の主要動線上の幹線道路を経路に位置付けていきます。

（３）特定事業等の充実

未実施事業の継続及び新たな課題や新規生活関連施設・生活関連経路に対応した特定事業等の追加

旧基本構想で未実施の事業については継続して特定事業に位置付けるとともに、ハード面だけでなく心のバリアフリーや運用等のソフト面も含めた新たな課題への対応について、特定事業（教育啓発特定事業等）の設定を検討します。また、新規生活関連施設・生活関連経路における特定事業等を設定します。

新規にタクシー事業者等を追加し特定事業を設定

平成 30 年のバリアフリー法改正で特定車両として追加されたタクシーについては特定事業の対象として追加します。また、空港リムジンバスについてもリフト付き車両等の整備推進が進むのにあわせて道路側の構造等の対応も必要となるため、運行事業者と調整し対応を検討します。

各事業における効果の維持・管理の検討

整備されたバリアフリー設備などが適切に管理・運用され、また人的対応とあわせて高齢者、障害者等の利便性の向上につながるように、維持管理や人的対応に関する事業を位置付けます。

（４）ソフト面の取組みの拡充

心のバリアフリーの推進

市民一人ひとりの心のバリアフリーについて、高齢者、障害者等との交流機会や障害理解の学習機会の創出等、市全体の取組みも対象とした「教育啓発特定事業」等を設定し、具体的な実践を推進します。

バリアフリー施設（ハード）と情報発信（ソフト）の連動

特定事業の推進に伴い各施設におけるバリアフリー設備等の充実が図られています。これらの情報も踏まえ、ICT の活用等も検討した上で適切にバリアフリー情報を提供します。

接遇・接客等における高齢者、障害者等への適切な対応の充実

商業施設等において支払方法の自動化や人的対応の縮小等が進んでいることや、新型コロナウイルス感染症拡大により人的対応が得られにくくなっている状況も念頭に、高齢者、障害者等への適切な対応が促進されるような取組みを検討します。

（５）市民参加の充実

バリアフリーネットワーク会議を活用した評価体制の継続

高齢者、障害者等の当事者及び事業者が参加するバリアフリーネットワーク会議を活用し、事業や取組みの実施段階における評価を継続的に行うことで、各事業へのフィードバックや情報発信等によりスパイラルアップを図ります。

※バリアフリーネットワーク会議の立ち上げ経緯や役割については、「第 4 章 3. 進捗状況の把握及び評価」を参照

事業の実施段階でも市民参加の機会を設ける仕組みの検討

事業実施段階でバリアフリーに係る意見交換ができる機会を設け、事業者の要請に基づき高齢者、障害者等の当事者や、バリアフリー整備に詳しい専門家等による改善に向けた提案などの支援が行える仕組みを検討します。

これらの改定の方針を踏まえ、次章に本基本構想の基本的な考え方を示します。

第2章

基本的な考え方

1. 四つの原則

本基本構想の策定及び実現に向けた取組みの推進にあたり、考え方の基本となる四つの原則を定めます。

この四つの原則は平成 15 年の交通バリアフリー基本構想策定時に本市が独自に定めたものであり、改定を重ねる中で、内容の深化及び充実を図っているものです。

1 全ての人にやさしいまちづくり
(ユニバーサルデザイン)の原則

2 市民参加の原則

3 拡大の原則

4 実現保障の原則

全ての人にやさしいまちづくり
(ユニバーサルデザイン)の原則

障害の有無にかかわらず、全ての人が助け合い、共に生きていく社会の実現が求められています。そのためには、人々の生活において「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」を全ての人が理解し、具体的な行動を変えていくことが必要です。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、荷物を持った人や、ベビーカーを持った子連れの人など、本市を訪れる全ての人にやさしい環境づくりが必要とされています。

これを実現するためには、道路や建築物等のバリアフリー化などハード面の環境整備を行う一方、高齢者、障害者等に対する理解と協力を促す心のバリアフリーの推進など、ソフト面でも人にやさしいまちづくりを行っていくというハード・ソフト両面を含む包括的な考え方が重要です。本市では、平成 5 年度に掲げた TWC C* の理念に基づき、平成 15 年に交通バリアフリー基本構想を策定、平成 23 年にバリアフリー基本構想に改定し、バリアフリー化を着実に進めてきました。本基本構想においても、この TWC C の理念を踏まえるとともに、特定の人にとってのバリアフリーを超えて全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

市民参加の原則

「市民参加」が地方自治の原点であることから、本市は、「基本構想・長期計画*」において、先駆的に独自の市民参加方式を取り入れ、施策の計画、事業の実施を進めてきました。本基本構想においてもこの「市民参加」の伝統を継承し、①基本構想策定への参加、②事業実施への参加、③評価への参加の機会を確保します。

バリアフリー化を推進していくためには、市民と行政の信頼に基づく市民参加が重要であるとともに、障害理解が不可欠です。バリアフリー化に対するニーズは様々であり、障害の特性等によって求めるものが相反する場合があります。特定の人のバリアフリーではなく、全ての人にやさしい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を実践するためには、高齢者、障害者等の利用者同士の相互理解のもと、行政や事業者と連携して課題の解消につながる対策方法を検討していくことが重要です。行政だけではなく、市民及び企業・団体は、対話の場を設け、バリアフリー化の推進に努めるものとします。

拡大の原則

本基本構想では、バリアフリー法の定める特定事業に加え、ユニバーサルデザインのまちづくりに寄与する事業について明示するとともに、推進すべき方向性を可能な限り示します。また、重点整備地区の整備を優先しますが、促進地区のバリアフリーについても必要な施策を進めます。

実現保障の原則

本基本構想を実現するために、各事業者はバリアフリー法に基づく特定事業計画を、市は特定事業だけでなく関連するバリアフリー化事業も含めた事業計画を作成します。これらの事業計画及び本基本構想が実現することを保障するために、バリアフリー化の進捗状況を適宜把握するとともに、高齢者、障害者等の意見を反映させ、スパイラルアップを図る仕組みを作ります。

旧基本構想で未実施の特定事業については、事業内容を継承することを基本とします。また、事業推進にあたってはバリアフリーについての市民への啓発活動を行い、本基本構想の内容や事業計画づくり、事業の進捗状況などについて広く市民へ周知します。

2. 基本的な方針

(1) 移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進

バリアフリー法に基づく促進地区を設定する場合、以下の要件が求められます。

- (ア)【配置要件】生活関連施設がおおむね3以上所在し、施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。
- (イ)【課題要件】生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区であること。
- (ウ)【効果要件】バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切な地区であること。

公立小・中学校は、令和2年の法改正により特別特定建築物*に追加されました。また災害時の避難所や選挙の投票所に指定されていることからバリアフリー化の促進が求められます。

またコミュニティセンター等の集会施設や子育て支援施設は、近隣の高齢の人や障害のある人、乳幼児とその保護者等が徒歩で日常的に利用する施設であり、バリアフリー化を促進していく必要性が高いと言えます。

これらの施設が市全域に立地している状況に鑑み、本市では、全市的なバリアフリー水準の底上げを目指す観点から、市全域を促進地区に定めます。これにより、市全域のバリアフリー化と重点整備地区における重点的な事業推進の2段階構えで進めます。

(2) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

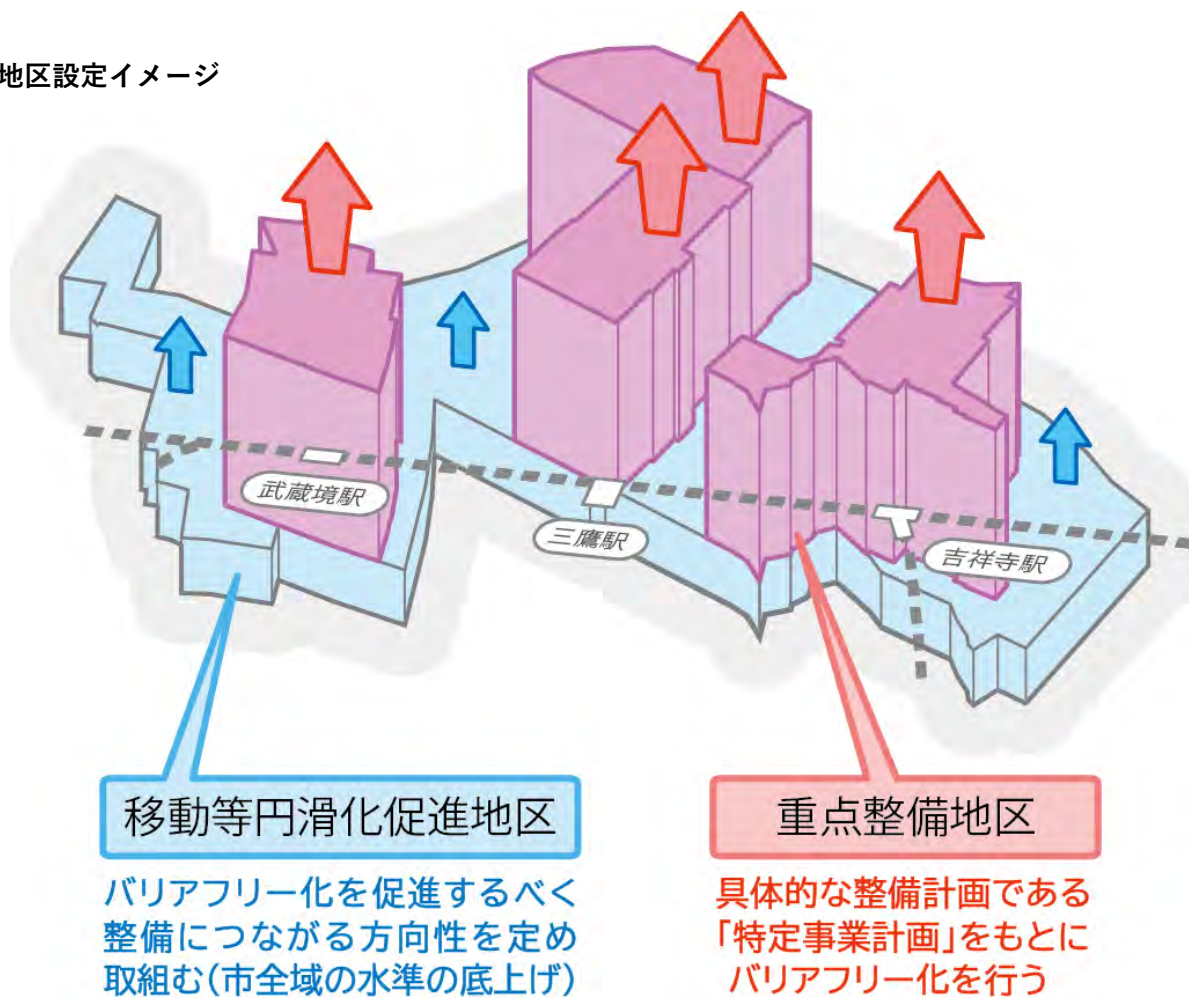
バリアフリー法に基づく重点整備地区を設定する場合、以下の要件が求められます。

- (ア)【配置要件】生活関連施設がおおむね3以上所在し、施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。
- (イ)【課題要件】生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の事業が特に必要な地区であること。
- (ウ)【効果要件】バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切な地区であること。

市内の旅客施設は、JR及び京王電鉄吉祥寺駅・JR三鷹駅・JR及び西武鉄道武蔵境駅の3駅であり、この周辺地域は、いずれも配置要件・課題要件・効果要件を満たしています。ユニバーサルデザインのまちづくりを着実に進めていくためにも、3駅周辺地域の全てを旧基本構想に引き続きバリアフリー法に定める重点整備地区とします。

なお、市役所周辺と三鷹駅周辺では特色が異なることや、市役所周辺に集積する施設は三鷹駅の徒歩圏から離れていることから、旧基本構想における三鷹駅周辺重点整備地区を南北に分割し、南側を三鷹駅周辺地区、北側を市役所周辺地区とし、4つの重点整備地区を設定します。

■ 地区設定イメージ



(3) 心のバリアフリー等の推進

国の基本方針では、バリアフリー化を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、いわゆる「心のバリアフリー」が不可欠であるとしています。あわせて、心のバリアフリーを体現するポイントを以下のとおり挙げています。

- (ア) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (イ) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないように徹底すること。
- (ウ) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

また、地方公共団体の責務として、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、市民の心のバリアフリーの推進に努める必要性が示されており、基本構想に教育啓発特定事業を位置付けることを通じ、関係者を巻き込みながら計画的に取り組を進めていくことが望ましいとされています。

そこで本市では、心のバリアフリーをはじめとしたソフト施策を、次のとおり推進していきます。

① 心のバリアフリーの推進

生活関連施設や生活関連経路をはじめとした都市基盤の一体的なバリアフリー化とあわせ、これらの取組みが効果的に機能するためには、心のバリアフリーが重要となります。

市や施設設置管理者、市民が連携した心のバリアフリー施策の推進について、令和2年のバリアフリー法の改正により新たに定められた教育啓発特定事業などにより具体的な取組み内容を定めた上で進めていきます。

また、教育啓発特定事業以外についても、前述の（ア）～（ウ）を体現する取組みとして、マナーの向上や、以下に示す②情報伝達の取組み、③役務の提供*を進めます。

② 情報伝達の取組み

誰もが安心して外出できる環境をつくるためには、都市基盤の一体的なバリアフリー化にあわせ、全ての人が外出時に必要なバリアフリーに関する情報を入手できることが重要です。また、外出先での施設利用にあたり、円滑にコミュニケーションをとれる配慮も必要となります。市として実施するもの及び施設設置管理者への働きかけを通じて、情報伝達に取組みます。

③ 役務の提供（人的対応・接遇、維持管理）

バリアフリー化された設備の機能が十分に発揮されるためには、設備の操作や維持管理、人的対応・接遇を適切に実施することが重要です。令和2年のバリアフリー法改正により公共交通移動等円滑化基準に定められたソフト基準（役務の提供）の考え方を鉄道駅以外の生活関連施設にも広げます。

3. 生活関連施設・生活関連経路等の設定

（1）生活関連施設の設定

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設です。旧基本構想において設定した生活関連施設を基本とし、令和元年度に実施したアンケート調査及び個別ヒアリング調査を踏まえ、本市の実情に応じて定めます。

引き続き、高齢者、障害者等の利用が多い施設について優先的にバリアフリー化を推進するとともに、スパイラルアップの観点から生活関連施設を追加し、さらなる取組みの推進を図ることが重要です。

そこで、促進地区である市全域を対象に、アンケート調査等による利用者が多い施設や、広域的利用があり市民の利用も見込まれる施設（大学、ホテル）、コミュニティセンター等の集会施設や子育て支援施設、バリアフリー法改正により特別特定建築物に追加された市立小・中学校を位置付けます。また、重点整備地区内は一層のバリアフリー化の推進を図るため、生活関連経路沿道にある、高齢者、障害者等の移動を支援する機能を持つ都市公園、高齢者、障害者等のよく利用する金融機関、公衆トイレ（ミカレット）などを生活関連施設として設定します。

上記の考え方にに基づき設定した施設について、重点整備地区内では、公共交通事業者、公園管理者、建築主等との協議により、バリアフリー化の内容を定めた特定事業及びその他の事業を位置付けます。

重点整備地区外の施設についても、「4. 個別方針」の内容に沿ってバリアフリー化の促進を働きかけていきます。

(2) 生活関連経路の設定

生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路です。本市では、重点整備地区内における生活関連施設同士を結ぶ経路を基本に、高齢者、障害者等の利用実態を考慮しバス停留所からのアクセスも踏まえ設定します。生活関連経路については、道路管理者との協議により、バリアフリー化の内容を定めた特定事業及びその他の事業を位置付けます。

(3) ネットワーク経路の設定

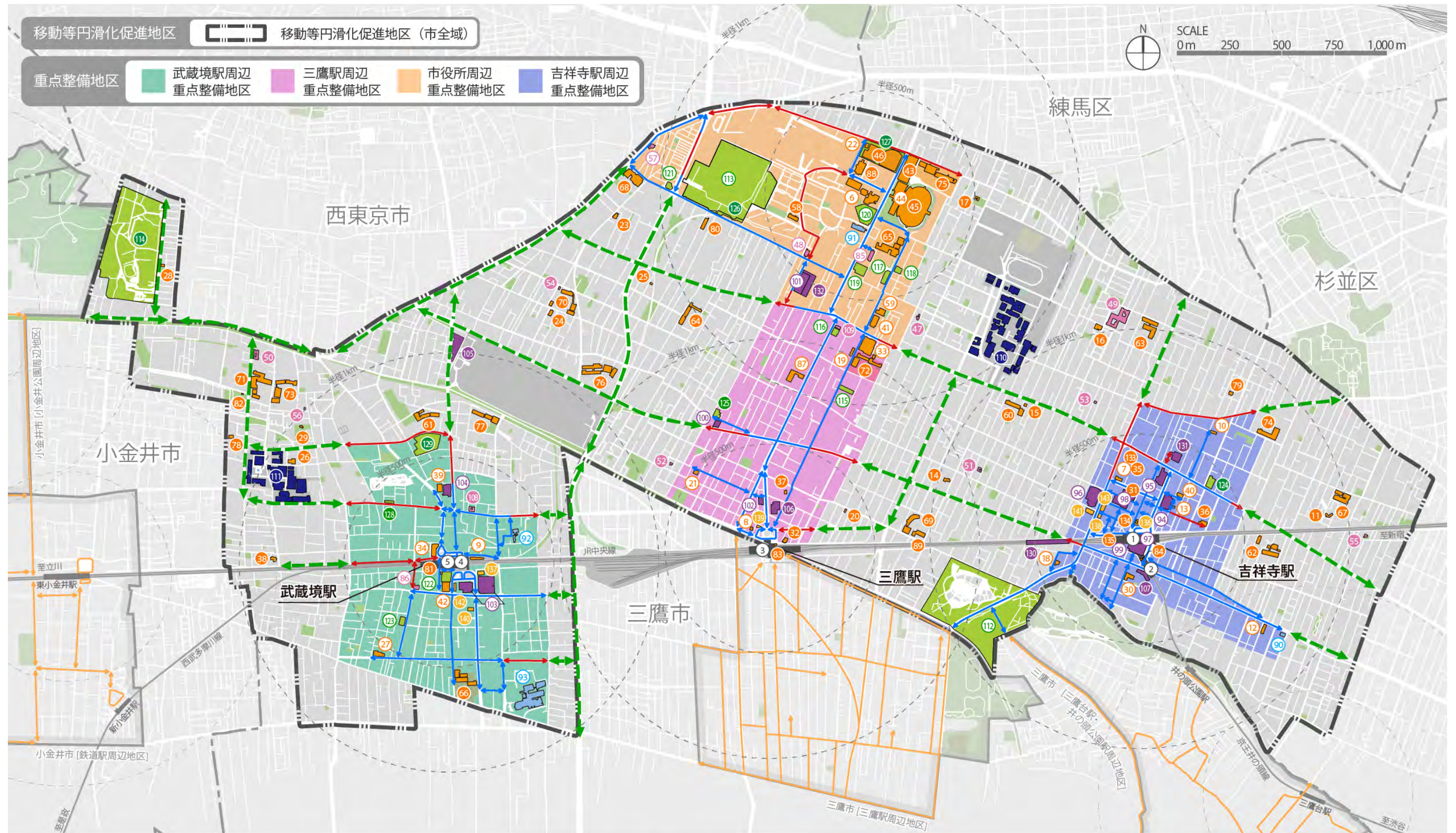
市全域を促進地区に定めることから、生活関連施設同士を結ぶ経路上にある幹線道路を市独自の枠組みとしてネットワーク経路に設定します。近隣市（三鷹市・小金井市）の定める生活関連経路やバス路線のある経路等との連続性に配慮するなど、行政界を越えた一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

■ 生活関連施設設定の考え方

施設種別			重点整備地区	促進地区（重点整備地区を除く）
旅客施設			・市内の鉄道駅	—
路外駐車場			・特定路外駐車場*	—
都市公園			・旧基本構想の生活関連施設 ・当事者利用の多い施設 ・生活関連経路沿いに立地する市立公園	・当事者利用の多い施設
建築物	公共施設	行政施設	・旧基本構想の生活関連施設 ・市が所有する施設	・市が所有する施設
		コミュニティセンター		
		劇場・ホール・文化・集会施設		
		生涯学習施設		
		スポーツ施設		
		健康・医療施設		
		子育て支援施設		
		その他の公共的施設		
	学校教育施設	・市立小・中学校		
	福祉施設	高齢者福祉施設※	・旧基本構想の生活関連施設 ・市が所有する通所型の施設 ・不特定多数の利用が想定される施設	
		障害者福祉施設※		
	医療施設		・旧基本構想の生活関連施設 ・当事者利用の多い施設	・当事者利用の多い施設
	商業施設			
宿泊施設		・会議・イベントスペースを有し、市民の利用が見込まれる施設		
大学		・市と包括連携協定を締結しており、市民の利用が見込まれる施設		
金融機関		・生活関連経路沿いに立地する当事者利用の多い施設	—	

※高齢者、障害者福祉施設については、滞在型は除外

■ 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の全体図



○ 既設定

● 新規設定

生活関連施設

旅客施設

公共施設

福祉施設

医療施設

商業・宿泊施設・路外駐車場

大学

都市公園

金融機関

生活関連経路

既設定

新規設定

近隣市

ネットワーク経路

← →

生活関連施設一覧

- ① JR吉祥寺駅
- ② 京王電鉄吉祥寺駅
- ③ JR三鷹駅
- ④ JR武蔵境駅
- ⑤ 西武鉄道武蔵境駅
- ⑥ 武蔵野市役所
- ⑦ 吉祥寺市政センター
- ⑧ 中央市政センター
- ⑨ 武蔵境市政センター
- ⑩ 吉祥寺東コミュニティセンター
- ⑪ 本宿コミュニティセンター
- ⑫ 吉祥寺南町コミュニティセンター
- ⑬ 本町コミュニティセンター
- ⑭ 吉祥寺西コミュニティセンター
- ⑮ 吉祥寺西コミュニティセンター分館
- ⑯ 吉祥寺北コミュニティセンター
- ⑰ けやきコミュニティセンター
- ⑱ 御殿山コミュニティセンター
- ⑲ 中央コミュニティセンター
- ⑳ 中央コミュニティセンター中町集会所
- ㉑ 西久保コミュニティセンター
- ㉒ 緑町コミュニティセンター
- ㉓ 八幡町コミュニティセンター
- ㉔ 関前コミュニティセンター
- ㉕ 関前コミュニティセンター分館
- ㉖ 西部コミュニティセンター
- ㉗ 境南コミュニティセンター
- ㉘ 桜堤コミュニティセンター
- ㉙ 松露庵
- ㉚ 武蔵野公会堂
- ㉛ 吉祥寺美術館
- ㉜ 武蔵野芸能劇場
- ㉝ 武蔵野市民文化会館
- ㉞ 武蔵野スイングホール
- ㉟ 市民会議室(ゼロワンホール)
- ㊱ 吉祥寺シアター
- ㊲ かたらいの道 市民スペース
- ㊳ 武蔵野ふるさと歴史館
- ㊴ 市民会館
- ㊵ 吉祥寺図書館
- ㊶ 中央図書館
- ㊷ ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス
- ㊸ 武蔵野温水プール・武蔵野プール
- ㊹ 武蔵野総合体育館
- ㊺ 武蔵野陸上競技場
- ㊻ 軟式野球場、武蔵野庭球場
- ㊼ 北町高齢者センター
- ㊽ 高齢者総合センター
- ㊾ 吉祥寺ナーシングホーム
- ㊿ 桜堤ケアハウス
- 1 吉祥寺本町在宅介護支援センター
- 2 テンミリオンハウス川路さんち
- 3 テンミリオンハウス月見路
- 4 テンミリオンハウス関三倶楽部
- 5 テンミリオンハウスそ〜らの家
- 6 桜はうす今泉
- 7 障害者福祉センター
- 8 児童発達支援センターみどりのこども館
- 9 保健センター
- 10 第一小学校
- 11 第二小学校
- 12 第三小学校
- 13 第四小学校
- 14 第五小学校
- 15 大野田小学校
- 16 境南小学校
- 17 本宿小学校
- 18 千川小学校
- 19 井之頭小学校
- 20 関前南小学校
- 21 桜野小学校

生活関連施設

① 既設定 ② 新規設定

● 旅客施設 ● 公共施設 ● 福祉施設 ● 医療施設 ● 商業/宿泊施設・路外駐車場 ● 大学 ● 都市公園 ● 金融機関

- 72 第一中学校
- 73 第二中学校
- 74 第三中学校
- 75 第四中学校
- 76 第五中学校
- 77 第六中学校
- 78 桜堤児童館
- 79 0123吉祥寺
- 80 0123はらっぱ
- 81 ミカレットさかいみなみ
- 82 ミカレットさくらづつみ
- 83 ミカレットみたか
- 84 ミカレットきちじょうじ
- 85 武蔵野障害者総合センター
- 86 障害者就労支援センターあいる
- 87 武蔵野郵便局
- 88 むさしのエコreゾート
- 89 武蔵野税務署
- 90 吉祥寺南病院
- 91 武蔵野陽和会病院
- 92 武蔵境病院
- 93 武蔵野赤十字病院
- 94 ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺
- 95 西友吉祥寺店
- 96 東急百貨店吉祥寺店
- 97 アトレ吉祥寺
- 98 コピス吉祥寺
- 99 キラリナ京王吉祥寺
- 100 いなげや武蔵野西久保店
- 101 サミットストア武蔵野緑町店
- 102 三鷹東急ストア
- 103 イトーヨーカドー武蔵境店
- 104 たいらや武蔵境店
- 105 いなげや武蔵野関前店
- 106 オーケー三鷹北口店
- 107 吉祥寺東急REIホテル
- 108 地域活動支援センターコット
- 109 地域活動支援センターライフサポートMEW
- 110 成蹊大学
- 111 亜細亜大学 武蔵野キャンパス
- 112 都立井の頭恩賜公園
- 113 都立武蔵野中央公園
- 114 都立小金井公園
- 115 もくせい公園
- 116 中央通り公園
- 117 大野田公園
- 118 小さな丘公園
- 119 中央通りさくら並木公園
- 120 むさしの市民公園
- 121 伏見通り公園
- 122 境南ふれあい広場公園
- 123 境本公園
- 124 吉祥寺の杜・宮本小路公園
- 125 西久保二丁目防災広場
- 126 はらっぱむさしの
- 127 緑町ふれあい広場
- 128 山中南公園
- 129 第2しろがね公園
- 130 タイムズ アトレ吉祥寺御殿山駐車場
- 131 タイムズ 吉祥寺東町第7
- 132 タイムズ武蔵野緑町第3
- 133 観光機構
- 134 吉祥寺まち案内所(サンロード)
- 135 吉祥寺まち案内所(アトレ)
- 136 三菱UFJ銀行吉祥寺支店・吉祥寺駅前支店
- 137 三菱UFJ銀行武蔵境支店・武蔵境駅前支店
- 138 三井住友銀行吉祥寺支店
- 139 三井住友銀行三鷹支店
- 140 三井住友銀行武蔵境支店
- 141 みずほ銀行吉祥寺支店
- 142 みずほ銀行武蔵境支店
- 143 りそな銀行吉祥寺支店

4. 個別方針（移動等円滑化及び促進に関する事項）

バリアフリー法では、促進地区に「移動等円滑化の促進に関する事項」を、重点整備地区に「移動等円滑化に関する事項」を定めるとされています。本項では、重点整備地区を含む促進地区全体で、生活関連施設と生活関連経路で法的に定める事業ごとの内容を「個別方針」として記載します。

（1）公共交通事業

【鉄道】

鉄道駅については、全ての駅でエレベーター、エスカレーターが整備され、おおむねバリアフリー化が達成されています。ホームドアについては、京王電鉄吉祥寺駅のみ整備が完了しています。

今後は、乗換のわかりやすさに留意した案内の充実や、混雑時にも車いす使用者用トイレやエレベーター等を必要とする人が利用できるようなマナー啓発、定期的な職員研修など、ソフト施策の充実によりさらに利便性を向上する必要があります。

整備済みのバリアフリー設備については、使用する上で不便が生じないように適切な維持保全に努め、適切な人的対応・接遇（役務の提供）を行うことで、誰もが安心して利用できる環境を整えることが重要です。

このような状況から、ホームドアが未整備の駅については、利用者の安全性を確保するため、引き続き整備を促進します。各設備等の改修等の機会においては、移動等円滑化基準等に基づいた改善を図ります。またバリアフリー化された設備が有効に機能するように、以下の事項に留意したソフト施策を特定事業に位置付け、安全性・利便性の向上を図ります。

① 心のバリアフリーに関する事項

- ▶ 社員研修による利用者支援の方法の習得や障害理解の推進
- ▶ 車いす使用者用トイレやエレベーター等の適正利用に関する利用者へのマナー啓発

② 情報伝達に関する事項

- ▶ 工事中も含めたわかりやすいバリアフリー化された経路の確保、設備の位置や動線をサイン等で明示
- ▶ 運行情報の電光掲示など、情報提供の充実と維持保全

- ▶ 他社線やバス等、接続する交通機関との案内の強化

③ 役務の提供に関する事項

- ▶ ラッシュ時間帯などの適切な人的対応・案内の充実
- ▶ 既存設備の適切な維持管理・運用



心のバリアフリーの取組み例 出典：JR 東日本ウェブサイト

【バス】

バスについては、一般路線バスの全ての車両が低床式車両となっており、ノンステップバスの導入が進んでいます。吉祥寺駅南口を除き駅前に総合案内板が整備され、まち歩きによる確認においてもわかりやすさが向上したことが評価されています。その他、停留所への上屋の設置やバスロケーションシステム*の導入、乗務員の教育など、各事業者でバリアフリー化の取組みが継続的に進められています。

バス停留所の構造上の問題からバスが正着*できないことによって、乗降時に段差が発生し不便を感じているという意見が多くあります。また、視覚障害のある人からは、複数の路線があるバス停留所等で、音声案内や乗務員による声掛けをわかりやすくしてほしいという要望があります。

これらの現状と課題を踏まえ、バス事業では令和 3 年に改正された移動等円滑化基準やガイドラインに基づき、引き続き車両及び停留所のバリアフリー化の促進を図るものとします。ノンステップバスへの代替を進めるとともに、これまでバリアフリー化の対象ではなかった空港リムジンバスについても、車いすで利用できる車両を導入していきます。

また、バス停留所におけるベンチや上屋の設置、利用者が円滑に乗降できる構造への改善等について、道路管理者と連携し、検討します。

さらに、以下の事項に留意して実施可能なソフト施策を特定事業に位置付け、安全性・利便性の向上を図ります。

① 心のバリアフリーに関する事項

- ▶ 乗務員研修による利用者支援の習得や障害理解の推進
- ▶ 車内マナーの向上や車いす使用者・ベビーカー利用者等への理解と協力をお願いなど、利用者への啓発

② 情報伝達に関する事項

- ▶ 新しい技術の開発等の動向を見極め、行き先表示やバスロケーションシステムのさらなる改良
- ▶ 各車両へのコミュニケーションを支援する筆談機器などの導入

③ 役務の提供に関する事項

- ▶ 歩道への正着と車高調整（ニーリング*）
- ▶ 車両内外への音声案内や状況に応じた乗務員によるアナウンス（声掛け）



ノンステップバス車両

【タクシー】

タクシー車両は、平成30年のバリアフリー法改正において、公共交通特定事業の対象に位置付けられました。車いす使用者も利用できるユニバーサルデザインタクシー*（以下「UDタクシー」という。）の普及が市内でも進んでおり、乗降しやすさへの一定の評価が得られています。しかしながら、駅前に安全・安心に乗降できる場所が少ないこと、車いすの乗降に時間がかかること等、課題もあります。

今後もUDタクシーの導入を推進するとともに、各駅周辺での道路改修に合わせて、後乗り、横乗り双方の車いすの乗降などにも対応できる安全・安心な乗降場所の確保に向けた検討を進めます。

また、バス交通の利用には不便を感じているものの移送サービス「レモンキャブ」やリフトタクシー「つながり」の利用条件に該当しない高齢者等も多く、既存の福祉交通事業と地域公共交通との「間」需要に対応したデマンド型交通*サービスなど新たな移動手段へのニーズが高まっています。これを踏まえ、よりきめ細やかな交通サービスのあり方を検討していきます。

さらに、以下の事項に留意してソフト施策の充実を図ります。

① 心のバリアフリーに関する事項

- ▶ 乗務員研修による利用者支援の習得や障害理解の推進

② 情報伝達に関する事項

- ▶ 各車両へのコミュニケーションを支援する筆談機器などの導入
- ▶ コミュニケーションが難しい人でも便利にタクシーの配車ができるスマートフォンのアプリケーションについて、機能の充実や利用者への周知

③ 役務の提供に関する事項

- ▶ 車いす等での乗降を適切かつ円滑に支援
- ▶ 利用者の特性に応じて、口頭や筆談機器等を用いたわかりやすいコミュニケーションに努める



UD タクシー車両



出典：一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会、寿交通ウェブサイト

(2) 道路事業

道路については、旧基本構想で定めた道路特定事業が着実に進められてきていますが、拡幅を伴う道路の改良や都市計画道路整備など長期的な事業を中心に未完了の事業もあり、地域全体のバリアフリー化の実現には至っていない状況です。

旧基本構想で定めた生活関連経路のうち、国の定める特定道路*に指定された経路については、新設または改築を行うときは移動等円滑化基準に適合させる義務があります。また、その他の道路についても、基準に適合させるよう努めるとされており、引き続き、生活関連経路のバリアフリー化に向けた整備の推進が必要です。

重点整備地区外で設定したネットワーク経路では、主要な歩行者動線となる経路であり、バス停留所の利用も含め、生活関連施設までの移動が安全にできるように、十分な通行幅の確保をはじめとしたバリアフリー化の促進が必要です。

特に、地域の一体的なバリアフリー化を図る視点から、関係者間の連携により、接続する沿道施設との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、利用者が円滑に乗降できるバス停留所の構造等に配慮することが重要です。また、工事中も含めた、わかりやすい案内による目的地への誘導、歩道上に置かれた商品や看板などの不法な占用物に対する指導・取締り、舗装や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理など事業を継続・更新していく必要があります。

道路整備にあたっては、以下の事項に留意して取組みを進めるものとします。

① 複断面道路(歩車道が分離された道路)における方針

複断面の生活関連経路については、移動等円滑化基準等に基づき、関係する事業者や沿道施設の管理者と連携してバリアフリー整備を推進します。基準等の他、以下の事項に留意します。

- ▶ 連続して 2m の歩道幅員が確保できない場合であっても、車いすがすれ違うことのできるように、可能な限り通行幅の確保に努める
- ▶ 全面的な改修にあわせて、沿道施設との段差の解消や勾配の改善に努める
- ▶ 街路樹の根上がりについては、防止対策を実施し、平坦性の改善に努める
- ▶ 道路整備・改修の際に、インターロッキングブロック*舗装とする場合はがたつきの少ない製品を使用する
- ▶ 生活関連施設の敷地内通路に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合は、施設管理者と連携し、その位置にあわせて、道路からの連続的な視覚障害者誘導用ブロックを設置する
- ▶ 舗装と視覚障害者誘導用ブロックの輝度比*を確保する。舗装材の色は、日差しのあたり方や経年劣化による退色・汚れも想定して選定する。必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックの両側に濃い色の側帯を設ける
- ▶ バス事業者と連携し、バス停留所は利用者が円滑に乗降できる構造とする
- ▶ 歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、効果的な配置や設置間隔を検討する

② 単断面道路(歩車道が一体型の道路)における方針

単断面の生活関連経路については、必要に応じて関係する事業者や沿道施設の管理者と協議を行い、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できるように、主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。

- ▶ 道路構造令や道路交通法などの関係法令を踏まえつつ、歩道や路側帯*による歩行空間の明確化に努める
- ▶ 全面的な改修にあわせて沿道施設との段差の解消や勾配の改善を図る

- ▶ 車両と歩行者の通行位置を明確にするため、必要に応じて路側帯に対し視覚的な分離を図る
- ▶ 外側線の白線や交差点部での補助的な路面表示*等については、舗装との輝度比がロービジョン*（弱視）の人等の移動の補助となっていることに留意し、路面表示の適切な維持管理に努める
- ▶ 交通管理者と連携して、車両の進入制限や一方通行化など交通規制の実施を検討する



輝度比を確保した視覚障害者誘導用ブロック



ベンチ等の休憩施設の設置



複断面道路での勾配の改善



外側線や交差点部での路面表示

（３）都市公園事業

都立公園では、都立井の頭恩賜公園での多機能トイレや駐車場、園路の改修などによりバリアフリー化が進んでいます。また、都立武蔵野中央公園の拡張部分は移動等円滑化基準に基づく整備がされました。市立公園では車いす対応の水飲み場の設置、園路のバリアフリー化、トイレの新設や、洋式化などの改修、出入口付近へのベンチの設置等が進んでいます。多くの施設でバリアフリー化が実施されており、引き続き未整備箇所の改良を進めるとともに、運用の対策を充実していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークなどの働き方の変化により、生活や暮らしを重視するように市民の意識が変化しています。このような中、身近なまちで過ごす時間が増え、屋外で人との接触を避けて過ごせる



トイレの改修（都立井の頭恩賜公園）

場所として、公園が使われるようになっていきます。このような新たな状況も踏まえ、引き続き出入口の段差解消などの改修やユニバーサルデザインに配慮した施設の導入を進めるとともに、トイレやベンチなどの適切な維持管理に努めます。また、誰もが利用できる公園の空間づくりの検討をしていきます。一部の公園では利用特性に応じて自転車利用者へのマナー啓発やイベント時でも車いすで通行可能な園路を確保することなど、イベント主催者や利用者への啓発や案内を行い、誰もが安心して利用できる環境を整えていきます。

重点整備地区外の都立小金井公園についても、小金井市との連携に配慮し、公園内外におけるバリアフリー動線の確保などに努めます。

さらに、各施設のバリアフリー設備情報などをホームページや案内図等で適切に発信します。



出入口付近へのベンチの設置（市立公園）

（４）建築物・路外駐車場事業

建築物については、商業施設のリニューアルの機会等をとらえたバリアフリー化により整備水準の向上が図られている他、公共施設においてもサインの改善やトイレへの乳幼児用設備やオストメイト*対応設備の設置、筆談機器の設置等、実施可能な改良により利便性が向上しています。新たに生活関連施設とした金融機関では、心のバリアフリーの取組みとして利用者への適切な対応についての社員教育に取り組んでいます。

また、建築物に付随する路外駐車場では、車いす使用者用駐車施設の整備や表示の改善が進みました。

引き続き、各生活関連施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、実施可能な改良を行うことが必要です。さらに、心のバリアフリーとあわせ、情報伝達の取組みや人的対応・接遇を充実させることで誰もが使いやすい施設を目指す必要があります。

また、重点整備地区外であっても地域に不可欠で一定の利用が見込まれる公共施設については、具体的な対応を定めた取組みが求められます。

これらの現状と課題及び令和3年に改正された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の内容も踏まえ、引き続き整備促進やソフト施策の充実を図るものとします。

ハード面では、道路から建築物の内部までの移動の連続性確保の観点から、関係者間で連携して、接続する道路との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、わかりやすい案内表示の整備などを進めます。また、車いす使用者用トイレへの利用集中を解消し、必要な人が使えるようにするため、一般トイレでの広めのブースの確保や、乳幼児用設備の設置など、機能分散を進めることが重要です。長時間の利用が想定される施設や、待ち時間が生じる施設等では、ベンチなどの利用者が休憩できるスペースを設けます。

また、既存公共施設のバリアフリー化の整備方針に係る施策については、「5.その他の事項（3）既存公共施設のバリアフリー化」の中に記載します。

さらに、以下の事項に留意してソフト施策の充実を図ります。

① 心のバリアフリーに関する事項

- ▶ 認知症サポーター*養成講座や心のバリアフリー出前講座の受講などを通じた障害への理解
- ▶ エレベーターや車いす使用者用トイレの適正利用の呼びかけや、利用者のマナー啓発

② 情報伝達に関する事項

- ▶ 整備した設備が効果的に使われるように、各施設のバリアフリー設備情報などをホームページや案内図（ピクトグラム*の表示）等で適切に発信
- ▶ 円滑な情報伝達を支援するコミュニケーションボード*や筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の導入・活用を推進

③ 役務の提供に関する事項

- ▶ エレベーターや車いす使用者用トイレなどの設備を適切に維持管理
- ▶ セルフレジやキャッシュレス対応などの新しいICT技術の活用が難しい人への留意
- ▶ 知的障害、精神障害、発達障害のある人、認知症の人、子ども連れで行動する人などの心理や行動の特徴等を理解し、適切に対応ができる係員を充実するなど、心のバリアフリーに配慮した人的対応・接遇
- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による「新しい生活様式」への変化にあたり、施設の利用に制約や不便が生まれている状況に留意した対応の工夫



思いやりエレベーターの表示



一般トイレへの乳幼児用設備の設置

(5) 交通安全事業

旧基本構想に基づき、主要な経路には音響式信号機やエスコートゾーンの整備が進んでいる一方で、引き続きさらなる整備を望む声もあります。

事業の実施にあたっては、音響式、高齢者等感応式、残り時間表示式信号機等のバリアフリー対応信号機*のさらなる導入、エスコートゾーンの設置を進めるとともに、高齢者、障害者等が安全に横断歩道を渡るために必要な信号の青時間の確保や音量の調整など、周辺環境に応じた運用での適切な対応を図ります。生活道路においても、通過交通の抑制、ゾーン 30*による交通安全対

策、違法駐車への対応等、安全な交通環境の整備を推進します。

また、歩行者の禁止場所横断の防止に関する継続的な広報活動及び啓発活動を行います。合わせて、歩行者の安全性を損なう自転車利用に対する継続的なマナー啓発など、心のバリアフリーに留意する必要があります。

さらに、重点整備地区のみならず、促進地区に設定した市全域において、歩行者の安全性の確保の必要性の高い箇所から信号機等の移動等円滑化基準に基づく整備を進めます。



音響式・残り時間表示式信号機とエスコートゾーン



ゾーン 30 による交通安全対策

■ ゾーン 30 の概要



出典:警視庁ホームページ

（６）教育啓発事業

旧基本構想では、心のバリアフリーに関する事業として、各施設設置管理者等による職員研修や利用者支援の充実、利用者へのマナー啓発などに継続的に取り組んできました。また、第3期健康福祉総合計画において「心のバリアフリー事業の推進」を掲げており、これまで普及・啓発活動、地域交流、福祉教育の推進として、心のバリアフリー啓発事業（出前講座）の実施や障害種別ごとの市民向け啓発講座、「むさしのあったかまつり」の開催、認知症サポーター養成講座など、心のバリアフリーに関する様々な事業を推進してきました。

心のバリアフリーの推進にあたっては、誰もが安心して移動や施設の利用ができるように、利用者の困難さを理解し、状況に応じて適切な対応ができる取り組みが必要になります。なお、外見上わかりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害、知的障害のある人や認知症の人なども含め多様な特性があることに留意することも重要です。

また、子ども連れの人の中にも外出に負担を感じている人がいます。特に双子の場合など複数の子どもを連れて行動しなければならない人は、ベビーカーが大型なため地域公共交通機関が利用しにくいと感じていたり、ベビーカーのまま入れない施設では子どもを連れた行動が困難になったりしています。子ども用車いす（バギー）を用いることが必要な肢体に障害のある児童では、ベビーカーと誤解され、理解が得られないことが課題となっています。

令和2年のバリアフリー法改正において、教育啓発特定事業が設定されました。これは、児童や生徒の理解を深めるための教育活動や、住民その他関係者の理解増進・協力確保のための啓発活動として市や施設設置管理者が実施する事業で、心のバリアフリーをさらに進めるため、より一層の取り組みの充実が求められています。

これらの現状と課題を踏まえ、これまでの取り組みを継続するとともに、国の基本方針を踏まえ、「高齢者、障害者等に対する理解促進」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げないこと」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け」を心のバリアフリーの基本的な考え方とし、教育啓発特定事業として本市は以下のような取り組みを進めていきます。

- ▶ 学校において、通常の学級と特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習の推進
- ▶ 学童支援員の障害者等の理解促進
- ▶ 市職員等への心のバリアフリーに関する研修
- ▶ 心のバリアフリーハンドブックの改訂
- ▶ 市民や事業者等を対象とした認知症サポーター養成講座や心のバリアフリー啓発事業出前講座の実施

また、市の取り組みだけでなく、各施設設置管理者に対しても職員教育や利用者へのマナー啓発等の教育啓発特定事業の設定について協力を求め、ハード・ソフトが一体となった総合的なバリアフリー化を進めていきます。市は各施設設置管理者に対し、必要に応じて心のバリアフリーに関する情報提供を行い、取り組みの水準を高めるように努めていきます。



双子用ベビーカーでのバス利用イメージ
出典：国土交通省ウェブサイト

(7) その他の事業

① 情報伝達事業

情報のバリアフリーに関する取組みとして、本市では、平成 23 年度に公共サインガイドラインを策定し、これに基づき設置した駅前広場の総合案内板は、見やすさへの一定の評価が得られています。また、旧基本構想で設定した特定事業に基づき、各施設設置管理者が案内表示の改善や利用者への情報発信を行ってきました。

道路や施設のバリアフリー化が進んでも、必要な設備や機能がどこにあるのかわからないと利用することができません。車いす利用者用トイレやエレベーターを利用する人の他、授乳室やおむつ交換台を利用する子ども連れの人、大型ベッドを必要とする障害のある人等、必要とする情報は個々の特性に応じて様々です。全ての人が外出時に必要な情報を入手できるように、適切に情報発信をしていく必要があります。

また、視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人、外国人など、情報の入手に配慮が必要な人がいることに留意した情報提供や、コミュニケーションの支援、情報保障を進める必要があります。

平成 30 年のバリアフリー法改正において、促進方針に情報収集に関する事項を定めることができることとなりました。市町村がバリアフリーマップなどを作成するために、各施設設置管理者は必要な情報を提供するように努めることとされています（公共交通事業者及び道路管理者については情報提供の義務）。



手話マーク・筆談マーク 出典:全日本ろうあ連盟ウェブサイト

このような枠組みを活用し、本市では、市内の施設設置管理者から高齢者、障害者等に配慮したエレベーター、トイレ、駐車施設等について情報提供を受け、実情や利用者の使い勝手を踏まえ、内容を整理した上で、バリアフリーマップの改定を検討します。また、進化する ICT 技術を活用した情報発信に努めます。

あわせて市では、ホームページでのアクセシビリティ*の向上や、図書館などへの音声読み上げ機、拡大読書器の設置など、全ての人が必要な情報を容易に得ることができるように多様な手段を活用した情報提供サービスを引き続き行います。加えて情報保障の観点から市が作成や発行する印刷物の色使いや文字フォントにユニバーサルデザインの視点を取り入れることを進めます。

また、市の取組みだけでなく、各施設設置管理者においても、バリアフリー情報の発信や情報収集に配慮が必要な人への適切な対応について、積極的に取組むように協力を求めています。当面の情報提供の充実方法として、既存の WEB コンテンツを利用した各施設のバリアフリー情報の発信を進めます。また、コミュニケーションを支援する道具の導入や案内板へのピクトグラムの追加などによるわかりやすさの改善など、既存の取組みの延長上にある対策から充実を図ります。



武蔵野プレイスに設置した拡大読書器

② 駅前広場

吉祥寺駅では、バスの降車場の整備が不十分であり車道上での降車が問題となっています。また、福祉車両が乗降できるスペースがないため、駅の利用に不便を感じている人がいます。三鷹駅北口駅前広場は暫定整備により一定のバリアフリー化が進みましたが、福祉車両優先乗降スペースは前後の空間が狭く使いにくさが問題となっています。武蔵境駅では鉄道の高架化が完成し、駅前広場と南北自由通路の整備による南北一体化が進みました。駅前広場では、視覚障害者誘導用ブロックの視認性や正着しやすいバス停留所構造などに高い評価が得られました。

駅前広場は、交通結節点として、また地域の活性化及び顔づくりに寄与する場所として重要な施設です。一方でバスやタクシー等の乗降、乗換、情報提供など、バリアの生じやすい所でもあるため、安全で快適に乗り継ぎできるよう関係者の意見を踏まえた整備や、適切な維持管理を行う必要があります。

今後は、各地域のまちづくりの方針であるNEXT 吉祥寺 2021*や、三鷹駅北口街づくりビジョン*を踏まえ、駅前広場の整備を進めます。吉祥寺駅南口に計画している駅前広場については、広場内にバス降車場を整備し、吉祥寺駅南口に接続している市道第2号線（パークロード）上のバスの通行をなくすことで歩行者優先化を図ります。



三鷹駅北口の福祉車両優先乗降スペース

③ その他交通対策

生活道路における通過交通を排除するために、都市計画道路網の整備促進を都に対し求めています。

駅周辺の交通体系については、路線バスやタクシーなどの地域公共交通が駅まで優先的にアクセスできる仕組みを検討します。また、駅周辺を取り囲む地区内環状道路*の形成により、駅周辺を通過する車両をう回させ、自動車交通量の抑制を目指します。

地区内環状道路の内側においては、道路の更新時期を踏まえ、車道を狭めて歩道を広げるなど、歩行空間を拡充し、歩きたくなるまちなかや滞留しやすい空間の創出（ウォークブルなまちづくり）を目指します。

さらに、需要の実態に合わない駐車場の付置義務を見直し、駐車場の柔軟な施設配置・集約化を進めることで、歩道の切り下げを減らし、バリアフリー化された歩行空間への改善を進めます。



武蔵境駅南口のバスの正着に配慮したバス停留所

5. その他の事項

(1) 福祉交通

本市では、移動に制約のある人の外出支援事業として、移送サービス「レモンキャブ」とリフトタクシー「つながり」を実施しています。

「レモンキャブ」は、バスやタクシーなどの地域公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援する移送サービス事業です。本事業では、商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車を運転し、利用者の個別ニーズに応じたサービスを提供しています。

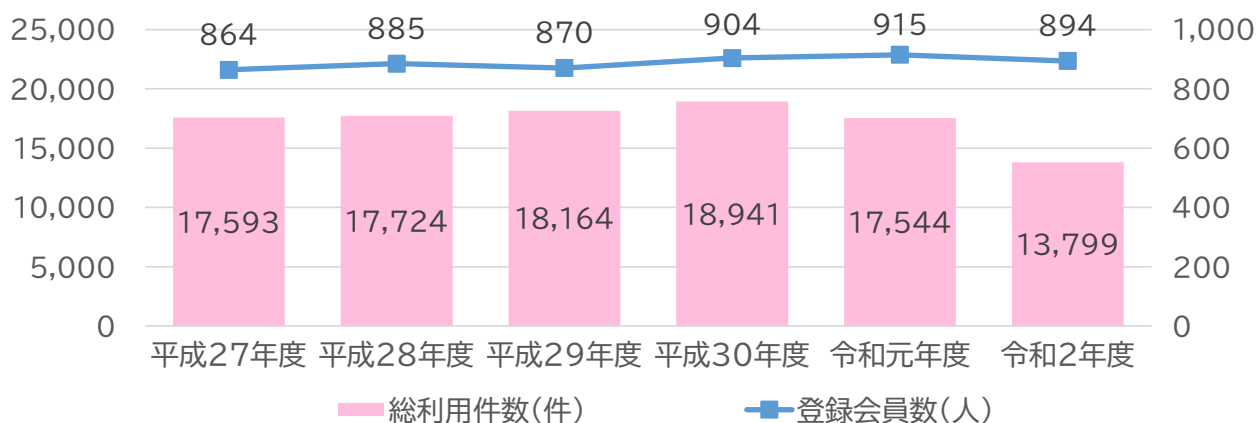
令和2年度の利用会員数は894人、利用件数は約13,800件で、近年は共に増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用件数は令和元年度の8割程度にとどまりました。利便性の高いサービスの提供により、利用者から高く評価されている本事業ですが、運行管理者や運行協力員を安定的に確保することが難しく、増え続ける需要に対応できない状況があります。今後も継続してサービスを提供するため、運行管理者や運行協力員の確保や運営システムの改良等について、検討をしていきます。

「つながり」は、車いす使用者や寝たきりの要介護者等の移動を支援することを目的に、市がタクシー事業者に対して、リフトタクシー運行事業に要する経費の一部を補助する事業です。引き続き、市の広報や地域公共交通の案内とあわせた情報提供などによって、一層の利用促進を図るとともに、サービスの充実方策について検討します。

これらの福祉交通に関する課題については第3期健康福祉総合計画や地域公共交通網形成計画の中で検討を進めていくため、必要に応じてバリアフリーの観点からも連携し、取組みの推進を図ります。

また、これらの福祉車両が安全・安心に停車・乗降できる場所の確保について、駅前広場の整備にあたって検討していきます。

■ レモンキャブの総利用件数と登録会員数の推移



※令和3年版「武蔵野市の福祉」を基に作成

(2) 公共サイン

公共空間に設置される主に歩行者を対象としたサイン（以下「公共サイン」という。）は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」、「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」など、サイン整備の統一を図るべく各種基準や指針、ガイドラインが定められ、都度、改定が行われています。

円滑な移動及び施設の利用に資するサインは主に以下の種類があり、それぞれを連携させて適切に設置する必要があります。

案内サイン 施設の所在や位置関係などを確認するもので、地図で表現される

誘導サイン 歩行者を目的の施設まで導くもので、矢印・目的地名・距離・ピクトグラムなどで表現される

位置サイン 施設の所在地において、名称や用途を示すもので、文字・記号・ピクトグラムなどで表現される

市内のサインについては、旧基本構想で、駅周辺の総合的な案内や目的地までの連続的な案内の不足、バス停留所などの駅から離れた場所での案内の不足、表記内容の不統一などが指摘され、さらにサインの存在を識別することができない、情報を読むことができない、情報を理解することができない、などの問題点があげられていました。

旧基本構想では、これらの課題に対応するため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共サインの基本方針を定めた上で、平成 24 年には公共サインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。ガイドラインに基づき市内 3 駅の駅前に総合案内版を設置し、多くの方に利用されています。

今後は、現行のガイドラインの内容を精査しながら、デジタルサイネージ*の導入やスマートフォンとの連動等、公共サインをめぐる新たな動向を踏まえて内容を追加、更新する必要があります。

本基本構想では、旧基本構想の基本方針を踏襲しつつ、情報の更新などの課題に対して見直しを行い、以下のとおり基本方針を再整理しました。

■ 公共サインの設置に関する基本方針

① 認識性	高齢者、障害者、外国人など、多様な特性の方が利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、文字、ピクトグラム等、表現方法の基準を設定する。
② 統一性	サインのばらつきによる煩雑な印象を避けるため、デザインの統一、色彩の統一、基本タイプの設定等により、同じルール・様式のサイン設置を推進する。
③ 連続性	案内サイン、誘導サイン、位置サインは目的地まで連続的に設置されることではじめて有効性が確保されるため、サインシステムを構築する。
④ 継続性	適切な維持管理や情報の更新により、見やすさや正確な情報についての継続性を確保する。
⑤ 効率性	無秩序な標識やサインの乱立は無駄を生じさせ、かつ情報量が多すぎることによる混乱を招くことから、情報を整理・統合し、効率的かつ効果的なサインの設置を行う。

民間事業者が整備するサインについても、必要に応じてガイドラインに基づく情報を共有し、前述の方針に基づき、誰でも使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れたサイン整備を推進していきます。

また、サイン設置時の事前相談の仕組みを浸透させるように、働きかけを行います。

建築物内では、表記内容の不統一や道路との連続性の確保が課題となっており、特に公共施設内に設置されるサインでは、公共サインの基本方針に準拠することとします。

事業内容	前期	後期	展望期
	R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
公共サインガイドラインを改定し、すべての人にわかりやすかつ景観に配慮した公共サインの普及に努めます。			
	継続的に実施		

(3) 既存公共施設のバリアフリー化

① 整備方針の検討

バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例*、建築物バリアフリー条例*等により、特別特定建築物で一定規模以上の新築等にあたっては移動等円滑化基準への適合義務が課せられます。新築ではこのような法的な義務があるためバリアフリー化が進む一方で、法的な義務のない施設の改修では進みにくい状況にあります。しかし、建替えまでの期間は長期にわたることから、整備可能な範囲でバリアフリー化していくことが必要です。

既存の公共施設の改修にあたっては、構造的な制約が発生することや改善内容によっては多額の費用が生じること、また一定期間、施設機能が休止してしまうこと等から移動等円滑化基準に準じた整備が困難な場合があります。また、改修できる箇所から整備した結果、連続的なバリアフリー化とならない場合があります。

これらの課題に対応するため、既存の市の公共施設の改修を対象に、改修する施設や箇所の優先順位などに関する整備方針を策定します。

なお、改修にあたっての配慮事項を以下に示します。

敷地入口から案内まで支障なく、円滑に入れるように整備を進めます

- ▶ 関係者間の連携により接続する道路との段差を解消し、視覚障害者誘導用ブロックの連続性を確保する
- ▶ 利用者の移動経路上に放置自転車や物品などの障害物が置かれないように配慮する

施設での行動に支障や危険が生じないように整備を進めます

- ▶ 敷地入口から案内までの他、エレベーターの押ボタン付近や階段・スロープの上下端など必要な位置に JIS 規格に適合し、周囲との色の差がわかりやすいように配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する
- ▶ 階段は原則両側に手すりを設置し、行き先の点字表記を設置する
- ▶ 各施設のバリアフリー設備情報などをホームページや案内図、ピクトグラム等で適切に発信する

トイレのバリアフリー化の充実及び一般トイレでの子育て支援環境の整備を進めます

- ▶ 重度障害の人や介助者等の使用に配慮し、大型ベッドを備えた車いす使用者用トイレの整備を進める
- ▶ オストメイト対応設備の整備を進める

- ▶ 車いす使用者用トイレの利用集中に配慮するため、一般トイレや授乳室などにベビーチェア・ベビーベッドの設置を進める

その他、「4. 個別方針（4）建築物・路外駐車場事業」で示したソフト施策の方針にも留意し、ハード・ソフトが連携したバリアフリー化を進めるものとします。

事業内容	前期	後期	展望期
	R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
公共施設の整備方針を福祉部署と連携しながら策定します。			
公共施設の整備方針に基づき、整備を推進します。			

② 当事者参加の仕組みの検討

施設の改修にあたっては、バリアフリーネットワーク会議等による、整備完了後の当事者による事後評価を行ってきましたが、その意見を改修に反映することが困難な事象もありました。

また、一部の公共施設の改修においては設計や施工の段階で障害者等の意見を取り入れた事例もありましたが、仕組みとしては確立されていません。

そこで、特に高齢者、障害者等が多く使用する公共施設の改修にあたり、利用者の目線から課題を確認し、利用者の特性によって相反するニーズがある場合の具体的な対応方法や、特に重点的に対応すべき点について、意見を整備内容に反映できる仕組みの構築を目指します。

- ▶ 公共事業については、改修等の種類や規模によって、事業実施前にバリアフリーチェックを行い、設計に当事者意見を反映できる仕組みを検討する

（４）促進地区におけるバリアフリー化の推進

① 地域拠点性の高い施設等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進

コミュニティセンターなど、地域拠点性が高く日常的に利用する施設は重点整備地区外であってもバリアフリー化の必要性が高いと考えられます。これらの施設は、これまで実施してきた段差解消やトイレの改修などのハード面のバリアフリー化に加え、利用者へのマナー啓発や人的対応の充実、バリアフリー情報の提供など、ソフト面のバリアフリーについて、市全域の当該施設について共通の考え方で取組みを進めていきます。

また、障害の有無にかかわらず「共に育つ」ことを基本理念とした教育環境の充実や災害時の避難所としての機能強化の視点等から、令和２年のバリアフリー法改正により、公立小・中学校はバリアフリー化が特に必要な施設に位置付けられました。

本市についても、災害時の避難所として体育館や思いやりルーム（福祉避難室）が、選挙の投票所として体育館が使用されており、不特定多数の利用を想定したバリアフリー化が必要です。今後は、学校施設整備基本計画に基づき、計画的にユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進することとなりますが、建替えまでの期間は長期にわたることから、整備可能な範囲でバリアフリー化していくことが求められています。

これらのことから、施設利用におけるインクルーシブな環境を整備する視点からは、子どもの状態に応じた可能な範囲での改修や柔軟な対応を行います。また、災害時の避難所として必要となるバリアフリー化された経路などの課題については、物理的な制約等も考慮しながら他施設の活用も含めた多角的な検討を進めます。選挙の投票所としては、簡易式スロープの設置や人的な対応などを行います。

その他、各学校においてバリアフリー化された設備等を示した案内図の設置、筆談機器の用意等、身近に取り組みやすい項目から対応していくことで、全市的なバリアフリー水準の底上げを目指すものとします。

また、各小学校に併設されている学童クラブでは、障害児の利用ニーズが高まっていることから、職員や支援者の障害理解の啓発に努めます。

② ネットワーク経路や生活関連施設周辺のバリアフリー化の推進

生活関連施設同士を結ぶ経路上の幹線道路をネットワーク経路に定めます。事業中や、将来幅が予定されている路線について、以下のように取り組んでいきます。

第３次交差点すいすいプラン*に基づき整備を進めている交差点（五日市街道：関前３丁目交差点/武蔵野中央交差点/吉祥寺北町３丁目交差点、女子大通り：四軒寺交差点）については、移動等円滑化基準に沿った歩道の整備を進めます。また、第４次優先整備路線に選定されている女子大通りにおいては、車いすやベビーカーの利用者、児童・生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全・安心に移動できるためにも、移動等円滑化基準に沿った整備となるように東京都へ事業化を要請します。井ノ頭通り、五日市街道などの歩道幅員が十分確保されていない都市計画道路の区間については、都市計画幅員どおりの整備を東京都に求めています。

また、市立小・中学校の周辺では、ネットワーク経路等からのバリアフリー化された移動経路の確保を目的に、通学路の交通安全対策等と連携した環境整備を検討していきます。具体的には、市民やPTA 等からの要望や関係課による道路パトロール等により、経年劣化した路面表示や舗装などを改修します。また、幅員などの物理的条件や交通状況に応じて、関係機関が連携し、ガードレールの設置や路側帯のカラー舗装化を推進することで、バリアフリー化を実現していきます。

（５）その他の施策

歩行の支障となる違法駐車や荷捌き車両、放置自転車や不法占用物件などへの対策を行い、安心して利用できる環境を整えます。

① 違法駐車・荷さばき対策

吉祥寺駅周辺では、駐車場の場所、満空情報のインターネット配信システムを継続して実施するとともに、駐車場のガイドマップを適宜更新し、商店会、案内所等と連携しながら周知を図ります。また、駐車監視員による放置車両の確認等に加え、吉祥寺駅周辺交通問題協議会を構成する商店会や配送業者などと協同して、違法駐車 の解消を図っています。

あわせて、吉祥寺駅周辺の路上荷さばき車両の排除・減少の対策として、民間の時間貸し駐車場を活用した荷さばきカード事業や共同集配送事業を推進し、交通環境の改善や回遊性の向上を目指します。

② 放置自転車対策・自転車駐車場の整備

駅からおおむね300mの範囲に位置する自転車・ミニバイク放置禁止区域*は、継続的な放置防止指導・警告・撤去により、近年は自転車を放置しにくい道路環境を維持しています。引き続き、安全・安心な歩行環境の確保や防災上の観点から放置自転車対策を進めることが重要になります。そのため、啓発活動の実施とあわせ、自転車駐車場の適正配置や収容台数の確保を進めつつ、短時間無料制度やフリーゾーン（定期利用ゾーンを一時利用として運用する）の導入推進、満空情報のWEB提供やキャッシュレス化等の利便性向上により自転車駐車場への誘導を推進します。

③ 商業者及び商業者団体の協力

看板や商品台等を道路に置くなど不法占用することのないように適切な指導を行うとともに、吉祥寺駅周辺では「環境浄化作戦*」を継続します。

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、商業者及び商業者団体にはその啓発に努めることを求めます。

④ 自転車交通マナーの向上

ルールやマナーを守らない自転車に対し、高齢者などが危険を感じ移動に支障をきたしているとの声が聞かれます。警察署や交通安全協会と連携し、小学生を対象とした自転車安全教室、中学生以上を対象とした自転車安全利用講習会の内容の充実や受講者の拡大、マナーアップキャンペーンの実施などを通じて、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

(6) バリアフリー法に基づく届出制度

促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、バリアフリー化に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする公共交通事業者又は道路管理者は、当該行為に着手する 30 日前までに市に届け出ることとされています。

また、市は、届出に係る行為がバリアフリー化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置の実施を要請することができます。

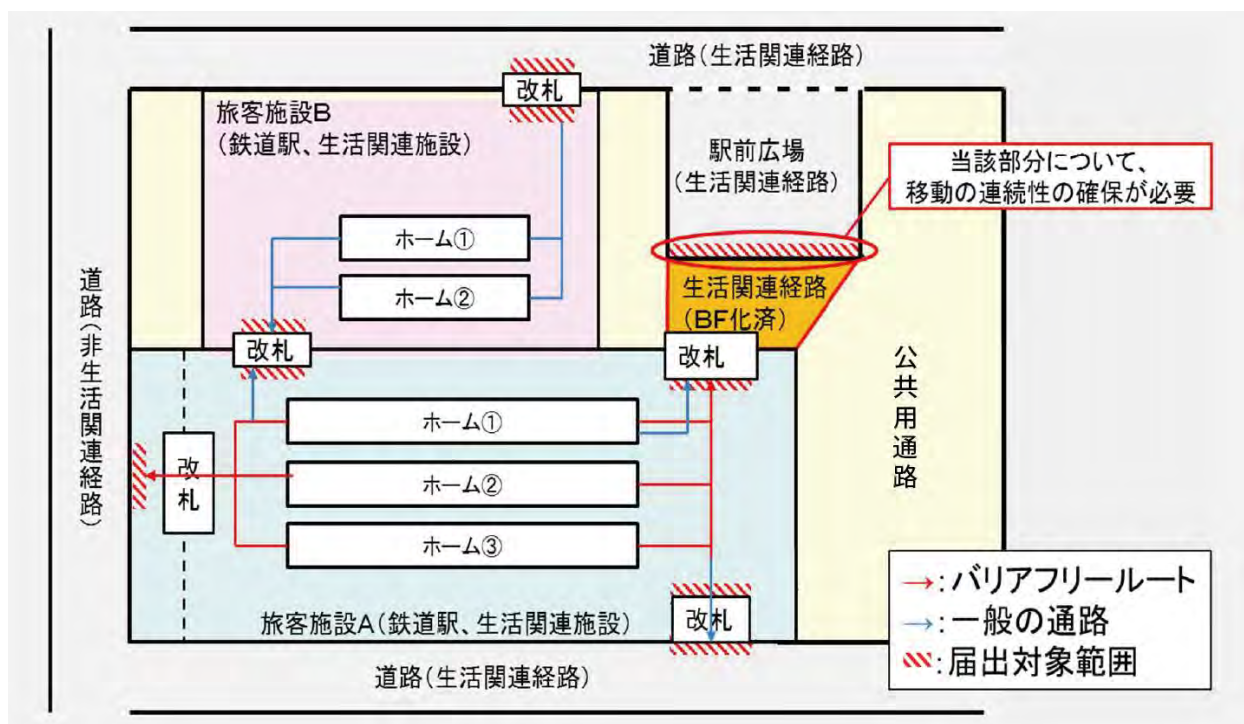
届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

■ 届出対象となる施設及び行為

届出対象となる施設	届出対象となる行為
全ての旅客施設 (生活関連施設)	以下の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 ・ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ・ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ・当該施設に接する公共用通路等（道路以外）※との間の経路 ・ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	以下に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 ・旅客施設（生活関連施設）の出入口 ・旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）※

※公共用通路等（道路以外）：旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設（道路以外）であって、旅客施設の外部にあるもの（自由通路など）

■ 届出対象範囲のイメージ



第3章

地域別構想 吉祥寺駅周辺地区

1. 吉祥寺駅周辺の現状

JR 吉祥寺駅は、昭和 44 年に中央線複々線高架化が完成し、現在の構造となりました。その後、各ホームへのエレベーター及びエスカレーターが設置され、バリアフリー化が行われました。

京王電鉄吉祥寺駅は、もともと高架線であり JR 中央線複々線高架化にあわせ現在の構造となりました。その後、ホームまでのエスカレーター及びエレベーターが設置され、平成 27 年度にはホームドアが設置されました。

平成 26 年度には、南北自由通路がリニューアルし、幅員が狭く複雑だった経路の直線化と拡幅を行うとともに、平成 31 年度には平和通り【K06】にある視覚障害者誘導用ブロックの輝度比を改善しました。また、駅北口へのひさしの設置など歩行環境整備を実施し、駅及び駅周辺のバリアフリー化が進んでいます。

また、京王井の頭線の高架下に公衆トイレ「ミカレットきちじょうじ」が整備され、男女別トイレと多機能トイレが設置されました。

駅周辺をみると、大規模な店舗から個性的な店舗まで、多様な店舗が集積しています。また、回遊性や界限性を特徴とした、都内でも有数の商店街を形成しています。吉祥寺駅の北口では、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設やベンチの設置等が進みました。一方、五日市街道【K02】や女子大通り【K26】などの幹線道路で十分な歩道幅員を確保できていない区間があることや、北口駅前広場ではバス降車や福祉車両の停車できるスペースが確保されていないこと、駅の南側では駅前広場が整備されておらず、狭い単断面の道路にバスが通行していることなど、道路環境における課題が残っています。

この地区は、歩行者・自転車・自動車の通行量も多く、放置自転車・違法駐車などによる歩行困難、交通渋滞等が発生していました。このため自転車等については、平成 6 年度に「自転車・ミニバイク放置禁止区域」が定められ、自転車等の放置防止対策を推進するとともに、公共自転車駐車場の整備を進め、平成 22 年度には吉祥寺大通り【K04】の道路上の自転車駐車場を廃止し、歩行空間を確保しました。違法駐車については、駐車場案内、満空情報のインターネット配信システムを活用するとともに、ムーブスを利用したパークアンドバスライド*により駅周辺の車両混雑の緩和や違法駐車抑制等を図っています。また、平成 20 年度には荷さばき車両の路上駐車対策として、「吉祥寺方式」と呼ばれる包括的な荷さばき対策を検討・実施する委員会が設置され、平成 21 年度から民間の駐車場事業者による、時間貸し駐車場を活用した荷さばきカードによる事業を開始しました。また、平成 22 年度に共同集配送事業を開始するなど、重点的な交通対策事業を進めてきました。

令和 2 年に策定された「吉祥寺グランドデザイン 2020*」では、「界限性」をまちづくりのテーマに定め、今後 30 年を見据えた吉祥寺の将来像とまちづくりの方向性を示しています。

※【】は重点整備地区図に示す経路番号

2. 基本的な方針

駅周辺では、商業・業務地の回遊性、界限性を伸ばしつつ、交通結節機能を高め、安全に楽しく歩くことのできるバリアフリー歩行空間の創出を図ることが重要です。

駅施設については、JR 吉祥寺駅及び京王電鉄吉祥寺駅ともにおおむね移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備が完了していますが、バリアフリールートのわかりやすさの向上やエレベーターの利用集中への対応が必要です。また、JR 吉祥寺駅は、ホームドアの設置など安全対策も求められています。

バスについては、駅からバス停留所までの案内の充実が着実に進んでいますが、バス停留所における正着性の向上など一層のバリアフリー化の推進が必要です。

道路については、特に北口周辺は生活関連施設が多く、商業施設の集積もあるため、商店街など歩道のない道路も含めた面的なバリアフリー整備を推進してきました。商業施設の周辺などでは、看板や商品の陳列が道路上にはみ出さないことも必要です。

また、女子大通り【K26】や五日市街道【K02】などの幹線道路については都市計画道路整備等に合わせ、移動等円滑化基準に適合した歩道整備を推進する必要があります。

都市計画決定されている南口駅前広場についてはバリアフリーに配慮した整備とすることが必要です。

公園については、駅から都立井の頭恩賜公園を利用する際の出入口となる階段・スロープについて、バリアフリー化された経路の確保が課題となっています。吉祥寺の魅力を形成する主要因である都立井の頭恩賜公園を誰もが快適に利用できるように検討を進める必要があります。

建築物については、特に商業施設が集積していることから、誰もがゆったりと、回遊しながら買い物を楽しめるように、道路から施設への連続性や施設内の円滑な移動ができる経路の確保が必要です。また、施設のバリアフリー整備だけでなく、エレベーター・車いす使用者用トイレへの利用集中への対応や高齢者、障害者等に配慮した適切なサービス提供・運用等も求められています。

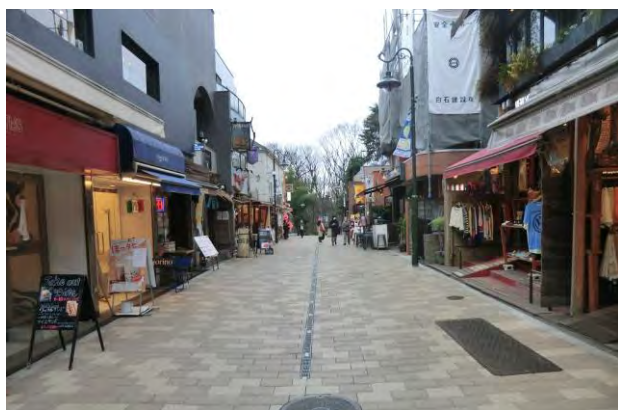
交通安全施設については、歩行者や自動車の通行量が特に多いことから、高齢者、障害者等が安全に横断歩道を渡れる工夫が求められています。

これらを実現するため、地域の実情に即した交通安全施設の整備など、必要に応じたハード整備とともに、歩行空間を阻害する違法駐車防止、環境浄化の取組みなどを活用した不法占有物の排除、放置自転車対策の強化、これらの日常のパトロール、管理体制の強化などソフト施策を充実します。

3. 重点整備地区の位置及び区域

（1）重点整備地区（面積 約 87.5ha）

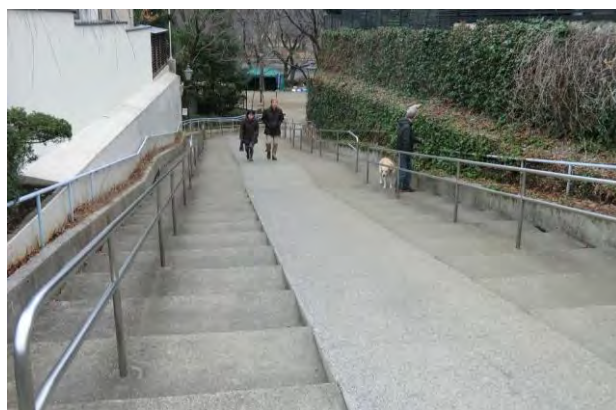
吉祥寺駅周辺地区については、中心に商業集積があり、その外側に都立井の頭恩賜公園、コミュニティセンター、吉祥寺南病院等の施設があります。中心の商業地域では、駅から主な施設に向かう経路だけではなく、その施設間を結ぶ経路も歩行者ネットワークを構築する上で重要で



沿道店舗との段差解消に配慮した道路整備

あり、この地区において面的なバリアフリー整備を推進することが特に必要です。

重点整備地区は、以下の要件を考慮して決めました。配置要件は、アンケート調査、ヒアリング調査や特別特定建築物の配置状況などから設定した生活関連施設・生活関連経路。課題要件は、吉祥寺駅周辺地区の回遊性をさらに向上させる必要性がある駅周辺。効果要件は、吉祥寺駅周辺地区の特徴である商業地域を含む地区とします。



都立井の頭恩賜公園の出入口の階段・スロープ

（2）生活関連施設

生活関連施設を以下のとおり設定しました。

旅客施設	JR 吉祥寺駅、京王電鉄吉祥寺駅
路外駐車場	タイムズ アトレ吉祥寺御殿山駐車場、タイムズ 吉祥寺東町第7
都市公園	都立井の頭恩賜公園、吉祥寺の杜・宮本小路公園
公共施設	吉祥寺市政センター、吉祥寺東コミュニティセンター、吉祥寺南町コミュニティセンター、本町コミュニティセンター、御殿山コミュニティセンター、武蔵野公会堂、吉祥寺美術館、市民会議室（ゼロワンホール）、吉祥寺シアター、吉祥寺図書館、ミカレットきちじょうじ、観光機構、吉祥寺まち案内所（サンロード）、吉祥寺まち案内所（アトレ）
医療施設	吉祥寺南病院
商業施設	ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺、西友吉祥寺店、東急百貨店吉祥寺店、アトレ吉祥寺、コピス吉祥寺、キラリナ京王吉祥寺
宿泊施設	吉祥寺東急 REI ホテル
金融機関	三菱 UFJ 銀行吉祥寺支店・吉祥寺駅前支店、三井住友銀行吉祥寺支店、みずほ銀行吉祥寺支店、りそな銀行吉祥寺支店

(3) 生活関連経路

- ▶ 旧基本構想で生活関連経路として位置付けた経路については、引き続き生活関連経路として位置付けます。
- ▶ 生活関連施設の設定に伴い、吉祥寺シアターまでの経路【K23】やタイムズ吉祥寺東町第7までの経路【K25】を追加します。
- ▶ 井ノ頭通り【K03】、吉祥寺通り【K01】、女子大通り【K26】、五日市街道【K02】について、生活関連経路を重点整備地区の境界まで延長することで、重点整備地区外のネットワーク経路と継ぎ目のないネットワークを形成します。

4. 移動等円滑化に関する事項

吉祥寺駅周辺地区の主な事業については、次のとおりです。

公共交通特定事業の鉄道事業について、JR 吉祥寺駅では、利用者の安全性を確保するため、ホームドアの設置等の検討を行います。京王井の頭線では、車両内の車いす・ベビーカースペースを順次増設していきます。バス事業では、バス停留所におけるベンチや上屋の設置、利用者が円滑に乗降できる構造への改善等について、道路管理者と連携し、歩道幅員等の条件を踏まえて、改良を検討します。また空港連絡バスでは、リフト付きまたはスロープ付き車両の導入を促進していきます。タクシー事業では、タクシー乗り場及びその周辺のバリアフリー化について、道路管理者に協力し推進していきます。

道路特定事業について、女子大通り【K26】では、都市計画道路の整備にあわせ移動等円滑化基準に適合した歩道を整備します。市道第151号線では、【K16】で道路拡幅にあわせたバリアフリー化、【K10】で階段・スロープのバリアフリー化を行い、都立井の頭恩賜公園への歩行者の利便性を向上します。

都市公園特定事業について、都立井の頭恩賜公園では、利用者の多い園路から優先的に、快適な歩行空間への改修を実施します。また都立井の頭恩賜公園と市道をつなぐスロープ、階段及び周辺公園施設の整備については、継続して検討を進めていきます。

建築物特定事業について、大型量販店では、道路と建築物の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置、病院では両側手すりのスロープの設置、吉祥寺図書館では、多機能トイレのドア自動化などの事業を実施します。

路外駐車場特定事業について、出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。

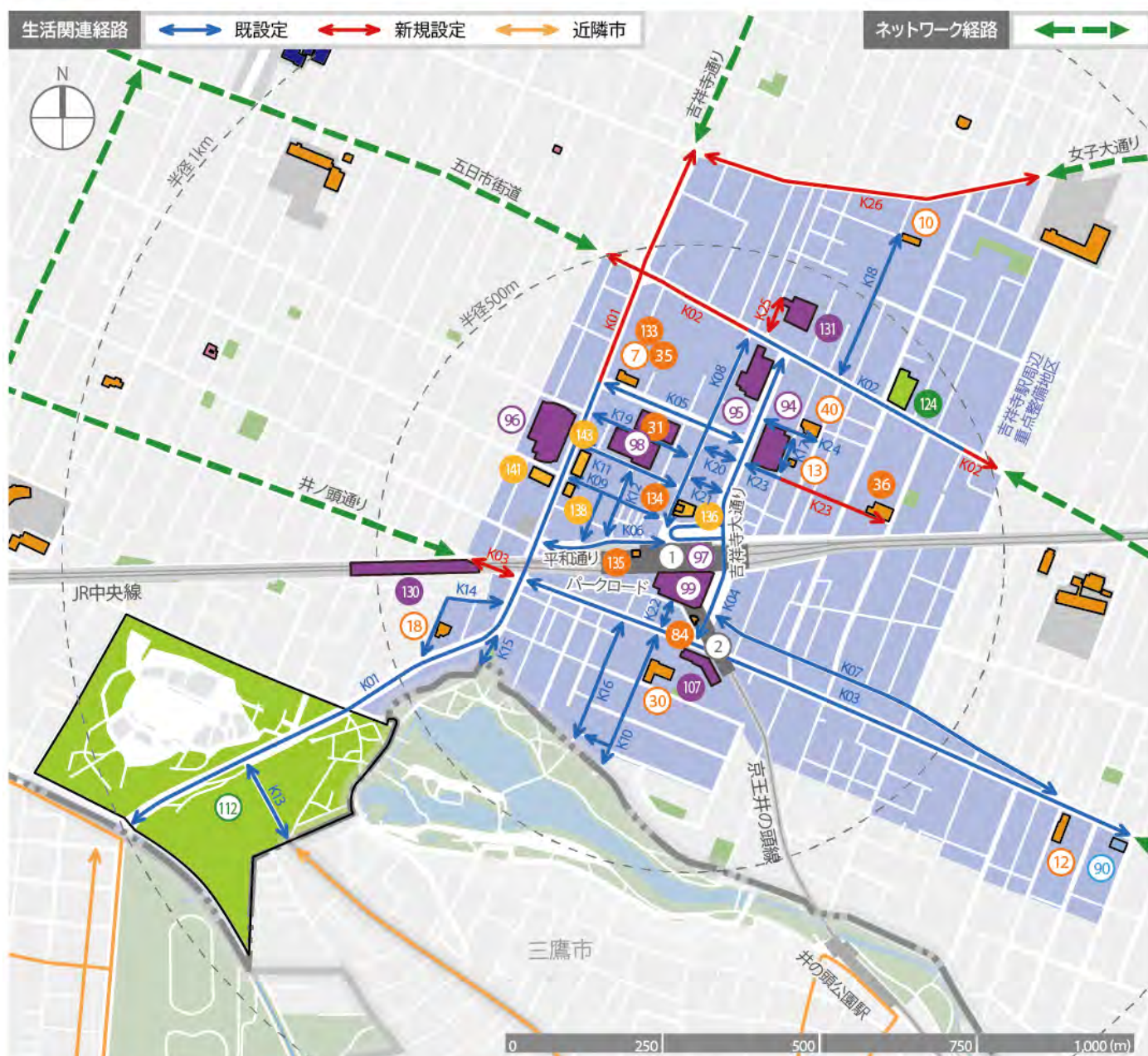
交通安全特定事業については、利用者の状況に応じて、エスコートゾーンを設置することや、音響式信号機の導入など、高齢者、障害者等の横断に配慮した横断歩道を整備します。

なお、特定事業及びその他の事業については、巻末にまとめて掲載します。



地域別構想

① 吉祥寺駅周辺重点整備地区



- | 生活関連施設 | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------------|--------------------------|
| ● 旅客施設 | ● 公共施設 | ● 福祉施設 | |
| ● 医療施設 | ● 商業/宿泊施設・路外駐車場 | ● 大学 | |
| ● 都市公園 | ● 金融機関 | | |
| ① JR吉祥寺駅 | 31 吉祥寺美術館 | 94 ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺 | 112 都立井の頭恩賜公園 |
| ② 京王電鉄吉祥寺駅 | 35 市民会議室(ゼロワンホール) | 95 西友吉祥寺店 | 124 吉祥寺の杜・宮本小路公園 |
| 7 吉祥寺市政センター | 36 吉祥寺シアター | 96 東急百貨店吉祥寺店 | 136 三菱UFJ銀行吉祥寺支店・吉祥寺駅前支店 |
| 10 吉祥寺東コミュニティセンター | 40 吉祥寺図書館 | 97 アトレ吉祥寺 | 138 三井住友銀行吉祥寺支店 |
| 12 吉祥寺南町コミュニティセンター | 84 ミカレットきちじょうじ | 98 コピス吉祥寺 | 141 みずほ銀行吉祥寺支店 |
| 13 本町コミュニティセンター | 133 観光機構 | 99 キラリナ京王吉祥寺 | 143 リソナ銀行吉祥寺支店 |
| 18 御殿山コミュニティセンター | 134 吉祥寺まち案内所(サンロード) | 107 吉祥寺東急REIホテル | |
| 30 武蔵野公会堂 | 135 吉祥寺まち案内所(アトレ) | 130 タイムズ アトレ吉祥寺御殿山駐車場 | |
| | 90 吉祥寺南病院 | 131 タイムズ 吉祥寺東町第7 | |

○ 既設定 ○ 新規設定

※生活関連経路に付した番号は、巻末「特定事業等一覧」の経路番号に対応しています。

1. 三鷹駅周辺の現状

三鷹駅は昭和 44 年に橋上駅舎化され、現在の構造となりました。JR 中央線の特別快速の停車駅かつ JR 総武線及び東京メトロ東西線直通電車の始発駅となっています。各ホームへの上り下りエスカレーター及びエレベーターが設置され、視覚障害者誘導用ブロック、車いすでも利用できる券売機や多機能トイレなどの設置、文字情報や音声情報など、バリアフリー化が図られています。一方で、ホームドアなどの安全対策や駅前広場につながるエレベーターの位置のわかりやすさなどが求められています。

本市と三鷹市をまたいで駅舎が立地しており、北口側が本市となります。駅改札外の北口については、上りエスカレーターが平成 5 年に、下りエスカレーター及びエレベーターが平成 17 年に設置されています。公衆トイレ「ミカレットみたか」については、令和 2 年に改修され、一般トイレの便器の洋式化を含めたバリアフリー化が行われました。

駅前広場は緑豊かな空間が広がり、北口の顔となっています。平成 23 年度には、バス乗降場の移設により車両と歩行者の交錯を改善するとともに、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置や総合案内板の設置などによりバリアフリー環境を向上させる暫定整備を行いました。平成 30 年度には南西歩道の拡幅整備を行っています。

しかしながら、福祉車両優先乗降スペースの利用しにくさや、タクシー動線の輻輳など新たな課題も挙がっています。駅周辺では地域公共交通や歩行者などの交通需要に都市基盤が十分に対応できておらず、交通体系の変更や駅前広場の拡張を視野に入れた検討が行われています。

この地区の特徴として、駅周辺にはオフィスが集積し、公共の文化施設や集会施設が点在していることが挙げられます。また、公開空地などを活用した地域のにぎわいが生まれており、住む人や働く人が心地良く時間を過ごせるまちづくりが進められています。

駅北口から市民文化会館を結び、市役所周辺地区へとつながる市道第 16 号線（かたらいの道）【M08】を歩行者・自転車の優先利用に配慮した道路としてこの地区の主軸に位置付け、整備が進められました。自転車誘導レーンの設置や電線類の地中化、歩道の整備を進めるとともに、建替えに伴う歩道状の空地の創出を図るなど、歩行者にとって安全で快適な道づくりを進めており、平成 28 年度には駅前広場に接続する区間の拡幅整備が行われました。

また、市道第 17 号線（中央大通り）【M06】については、平成 22 年度に民間開発事業者との連携により駅周辺の開発事業地内に自転車駐車場を整備することで道路上の自転車駐車場を廃止し、本来の広い歩行空間を確保しました。

この地区は広範囲に生活関連施設が点在しているため、徒歩による移動の際に休憩することや、バス利用者がバス停留所から生活関連施設まで移動することが想定されます。

駅周辺のまちづくりの方針として平成 29 年度に「三鷹駅北口街づくりビジョン」が策定されました。歩行者中心のまちづくりを将来像に掲げ、駅前の交通集中を解消するため、う回路となる補助幹線道路の整備が進められています。

※【】は重点整備地区図に示す経路番号

2. 基本的な方針

三鷹駅周辺地区では、駅が市境に立地し、三鷹市の重点整備地区や市役所周辺地区と隣接していることから、多方面への移動の拠点として、利用者が安心して移動できる基盤整備と、わかりやすさの向上が重要です。

駅施設については、基本的なバリアフリー整備は完了していますが、ホーム上での安全性のさらなる向上や案内の強化によるバリアフリーの推進が必要です。

バスについては、駅前広場に設置された総合案内板により、バス停留所のわかりやすさが向上しました。また、ノンステップバスの導入やバス車内における情報提供の充実などが着実に進んでいます。駅前広場の暫定整備により正着しやすくなりましたが、引き続き、福祉車両優先乗降スペースやタクシー乗り場の改善などさらなるバリアフリーの推進が必要です。

道路については、市道第17号線(中央大通り)【M06】などの幹線道路では道路改修にあわせて歩道勾配の改善が必要です。また駅前広場整備では、これまでの整備の考え方を踏まえバリアフリー機能を充実していくことが求められます。



緑豊かな駅前空間

公園については、生活関連経路沿いに小規模な公園が多く設置されています。生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、移動支援施設として、車いす対応の水飲み場や休憩スペースの適切な維持管理が必要です。

建築物については、公共施設が多く、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の取組みが必要とされています。また、新たに生活関連施設に設定した市立小・中学校のバリアフリー化も求められています。

交通安全施設については、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンなどの必要に応じた整備や、青時間が短く渡りづらい交差点への配慮が必要です。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックなどを必要に応じて整備するとともに、バス停留所における上屋・バス接近表示等を充実させていきます。

また、公共施設を誰もが使いやすいように、ハード整備だけでなく人的対応や接遇を充実させます。



歩行者・自転車の優先利用に配慮したかたらいの道

3. 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区（面積 約 73.1ha）

三鷹駅周辺地区には、中央市政センターやコミュニティセンター等の公共施設・集会施設、武蔵野芸能劇場や市民文化会館等の文化施設が広範囲にわたり点在しています。また、北側に続く市役所周辺地区へバスで向かう際の交通結節点となっています。

駅から各施設への移動だけでなく、バス停留所から各施設までの移動や、市役所周辺地区への移動が想定され、バリアフリー化された歩行者ネットワークの形成が特に求められることを勘案し、本地区を重点整備地区として設定します。

(2) 生活関連施設

生活関連施設を以下のとおり設定しました。

旅客施設	JR 三鷹駅
都市公園	もくせい公園、中央通り公園、西久保二丁目防災広場
公共施設	中央市政センター、中央コミュニティセンター、西久保コミュニティセンター、武蔵野芸能劇場、武蔵野市民文化会館、かたらいの道市民スペース、第一中学校、ミカレットみたか、武蔵野郵便局（公共的施設）
福祉施設	地域活動支援センターライフサポート MEW
商業施設	いなげや武蔵野西久保店、三鷹東急ストア、オーケー三鷹北口店
金融機関	三井住友銀行三鷹支店

(3) 生活関連経路

- ▶ 旧基本構想で生活関連経路として位置付けた経路については、引き続き生活関連経路として位置付けます。
- ▶ 井ノ頭通り【M03】、五日市街道【MC01】について、生活関連経路を重点整備地区の境界まで延長することで、重点整備地区外のネ

重点整備地区は、以下の要件を考慮して決めました。配置要件は、アンケート調査、ヒアリング調査や特別特定建築物の配置状況などから設定した生活関連施設・生活関連経路。課題要件は、三鷹駅周辺地区の特徴である市役所周辺地区との相互の移動に関して利便性を向上させる必要性が高い、幹線道路のネットワーク。効果要件は、三鷹駅周辺地区の特徴である駅周辺のウォーカブルな歩行空間形成としています。

ットワーク経路と継ぎ目のないネットワークを形成します。

- ▶ また、駅から武蔵野税務署方面への経路である市道第 176 号線（中町新道）【M12】について、重点整備地区内は生活関連経路、重点整備地区外はネットワーク経路として追加します。

4. 移動等円滑化に関する事項

三鷹駅周辺地区の主な事業については、次のとおりです。

公共交通特定事業の鉄道事業については、利用者の安全性を確保するため、ホームドアの設置等を進めます。バス事業については、正着が困難なバス停留所について、改良にむけて道路管理者と連携し、検討します。タクシー事業では、道路管理者とタクシー乗り場及びその周辺のバリアフリー化について協力していきます。

道路特定事業について、井ノ頭通り【M03】では、道路の改修にあわせ歩道勾配を改善します。市道第129号線【M11】では、道路の拡幅にあわせてバリアフリー化を実施します。

都市公園特定事業について、ベンチ等の既存設備の適切な維持管理を行い、誰もが利用できる環境を整えます。

建築物特定事業について、武蔵野芸能劇場や武蔵野市民文化会館では階段両側の手すりの設置や、視覚障害者誘導用ブロックの適切な整備を行います。

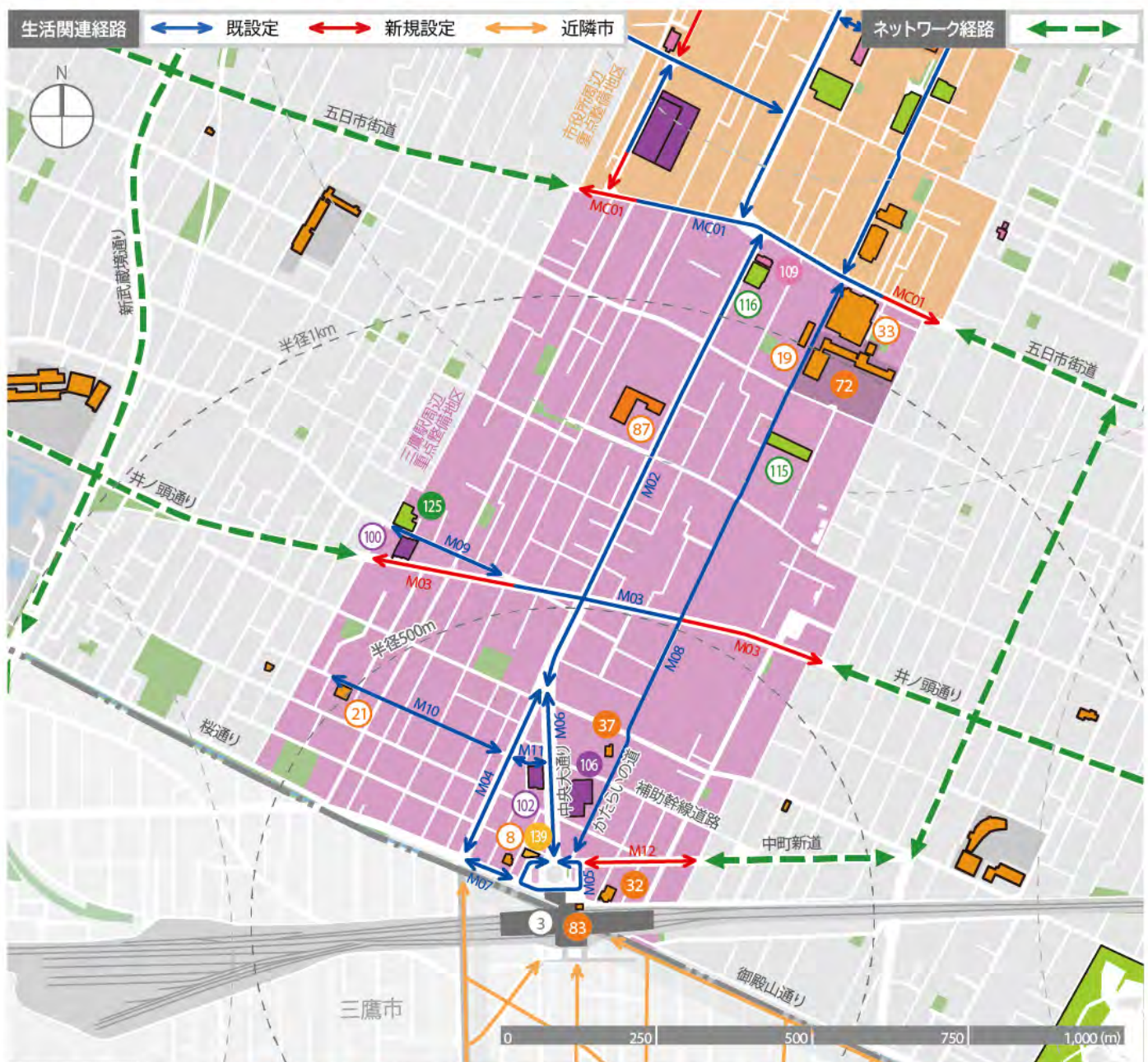
交通安全特定事業については、利用者の状況に応じて、エスコートゾーンを設置することや、音響式信号機の導入など、高齢者、障害者等の横断に配慮した横断歩道を整備します。

なお、特定事業及びその他の事業については、巻末にまとめて掲載します。



地域別構想

② 三鷹駅周辺重点整備地区



生活関連施設 ● 旅客施設 ● 公共施設 ● 福祉施設 ● 医療施設 ● 商業/宿泊施設・路外駐車場 ● 大学 ● 都市公園 ● 金融機関

- | | | | |
|------------------|------------------|-----------------------------|----------------|
| ③ JR三鷹駅 | ③② 武蔵野芸能劇場 | ①① 地域活動支援センター
ライフサポートMEW | ①①⑤ もくせい公園 |
| ⑧ 中央市政センター | ③③ 武蔵野市民文化会館 | | ①①⑥ 中央通り公園 |
| ①⑨ 中央コミュニティセンター | ③⑦ かたらいの道 市民スペース | | ①②⑤ 西久保二丁目防災広場 |
| ②① 西久保コミュニティセンター | ⑦② 第一中学校 | ①①① いなげや武蔵野西久保店 | ①③⑨ 三井住友銀行三鷹支店 |
| | ⑧③ ミカレットみたか | ①①② 三鷹東急ストア | |
| | ⑧⑦ 武蔵野郵便局 | ①①⑥ オークー三鷹北口店 | |

① 既設定 ② 新規設定

※生活関連経路に付した番号は、巻末「特定事業等一覧」の経路番号に対応しています。

第3章

地域別構想 市役所周辺地区

1. 市役所周辺の現状

市役所周辺地区の特徴として、市役所をはじめとする公共施設、福祉施設、文化・スポーツ・健康施設、公園等が集積し、生活関連経路沿いには小規模公園が多く立地しています。

旧基本構想では、排水桝の蓋の交換やバス停留所への視覚障害者誘導用ブロックの設置など、修繕等で対応可能なバリアフリー化を進めてきましたが、全面的なバリアフリー化は長期的課題とされてきた路線が多くありました。五日市街道【MC01】は歩道幅員や自転車走行空間が十分に確保されておらず、通行に危険を感じる状況について多くの指摘が出されています。市役所を始め多くの施設が面する市道第17号線（中央通り）【C03】は、街路樹の根上がりなどの平坦性の確保などが課題となっています。

市役所や武蔵野総合体育館では特定事業に基づくバリアフリー整備が進みました。また、武蔵野中央公園が拡張され、バリアフリー化された園路や案内板が整備されました。

この地区は特に公共施設が集積しており、施設から施設への移動が想定されます。また、市役所付近に向かうバスルートは限られているため、五日市街道【MC01】や周辺道路、青梅街道等のバス停留所から市役所や隣接する施設に移動することも想定されます。

※ 【】は重点整備地区図に示す経路番号

2. 基本的な方針

市役所周辺地区では、駅から遠く公共施設が多い地域特性から、多様な移動を前提とした歩行環境の整備が必要です。

バスについては、設置条件が整ったバス停への上屋の設置やバス停での情報提供などさらなるバリアフリーの推進が必要です。

道路については、市道第17号線（中央通り）【C03】や市道第41号線【C12】、市道第16号線（かたらいの道）【C09】など、大規模改修や電線類の地中化に合わせて、バリアフリーに配慮した整備を推進します。また、地区内外の移動にバスを利用することを想定し、バス停から生活関連施設までのわかりやすい誘導が求められています。

公園については、生活関連経路沿いに小規模な公園が多く設置されています。生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、移動支援施設として、車いす対応の水飲み場や休憩スペースの確保が必要です。

建築物については、公共施設が多く、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の取り組みが必要とされています。特に、不特定多数の利用が想定される市役所や総合体育館等では、トイレ内への大型ベッド設置について検討することが求められています。また、新たに生活関連施設に設定した市立小・中学校のバリアフリー化も求められています。

交通安全施設については、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンについて必要に応じた整備や、青時間が短く渡りづらい交差点への配慮が必要です。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路のバリアフリー化や主要バス停留所の利用環境の改善を進めます。

また、公共施設を誰もが使いやすいように、ハード整備だけでなくバリアフリー情報の発信や人的対応・接遇を充実させます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区（面積 約 95.3ha）

市役所周辺地区には、公共施設、福祉施設、文化・スポーツ・健康施設、公園等が集積しています。バリアフリー法では高齢者、障害者等が利用する施設間の移動が想定される経路を生活関連経路として設定しますが、市役所周辺地区では、福祉施設を利用後に公園を利用する、また、市役所で手続きを行った後に福祉施設を利用するなどの行動が想定されます。バス停留所から各施設までの移動等が想定されるため、市役所やバス停留所を中心とした施設間の移動経路におけるバリアフリー化が必要です。このように、バリアフリー化された歩行空間を面的に連続させる必要があることから、本地区を重点整備地区として設定します。

重点整備地区は、以下の要件を考慮して決めました。配置要件は、アンケート調査、ヒアリング調査や特別特定建築物の配置状況などから設定した生活関連施設・生活関連経路。課題要件は、市役所周辺地区の相互の移動に関して利便性を向上させる必要性が高い地区。効果要件としては、三鷹駅周辺地区や西東京市、練馬区と連携した連続的な歩行者ネットワークとしています。



街路樹の根上がり対策（中央通り）



車いす対応の水飲み場と休憩スペース（小さな丘公園）

（2）生活関連施設

生活関連施設を以下のとおり設定しました。

路外駐車場	タイムズ 武蔵野緑町第3
都市公園	都立武蔵野中央公園、大野田公園、小さな丘公園、中央通りさくら並木公園、むさしの市民公園、伏見通り公園、はらっぱむさしの、緑町ふれあい広場
公共施設	武蔵野市役所、緑町コミュニティセンター、中央図書館、武蔵野温水プール・武蔵野プール、武蔵野総合体育館、武蔵野陸上競技場、軟式野球場、武蔵野庭球場、児童発達支援センターみどりのこども館、保健センター、大野田小学校、第四中学校、むさしのエコre ゾート
福祉施設	高齢者総合センター、障害者福祉センター、武蔵野障害者総合センター
医療施設	武蔵野陽和会病院
商業施設	サミットストア武蔵野緑町店

（3）生活関連経路

- ▶ 旧基本構想で生活関連経路として位置付けた経路については、引き続き生活関連経路として位置付けます。
- ▶ 生活関連施設の設定に伴い、軟式野球場、武蔵野庭球場、武蔵野温水プール・武蔵野プール、第四中学校が接する市道第 41 号線【C12】や、児童発達支援センターみどりのこども館までの経路である市道第 240 号線【C13】を追加します。
- ▶ 主要地方道 7 号線（千川上水沿い）【C02】等について、生活関連経路を重点整備地区の境界まで延長することで、継ぎ目のないネットワークを形成します。また、市道第 114 号線（伏見通り）【C07】は、地区内ネットワークの拡充の観点から経路を追加します。

4. 移動等円滑化に関する事項

市役所周辺地区の主な事業については、次のとおりです。

公共交通特定事業のバス事業については、上屋やベンチの設置について、検討します。

道路特定事業について、市道第 17 号線（中央通り）【C03】では、バリアフリーに配慮した歩道を整備します。市道第 16 号線（かたらいの道）

【C09】では、無電柱化事業を進めており、バリアフリーに配慮した歩道を整備します。市道第 114 号線（伏見通り）【C07】では、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

都市公園特定事業について、車いす対応の水飲み場の設置や、ベンチの設置を実施します。

建築物特定事業について、武蔵野総合体育館や市役所庁舎ではトイレ内の大型ベッドの設置検討や、視覚障害者誘導用ブロックの適切な形状への改修、維持管理を実施します。

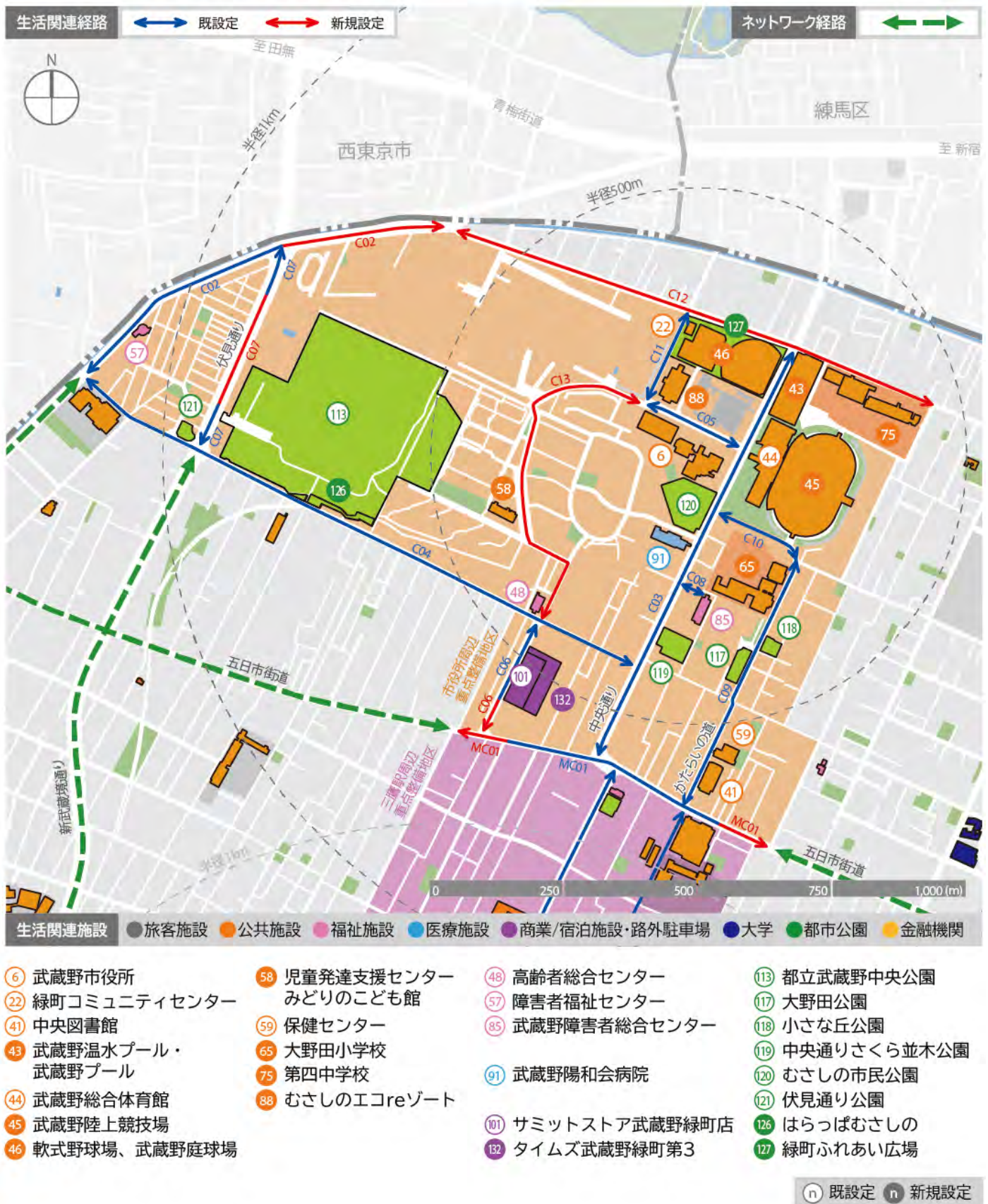
交通安全特定事業については、利用者の状況に応じて、エスコートゾーンを設置することや、音響式信号機の導入など、高齢者、障害者等の横断に配慮した横断歩道を整備します。

なお、特定事業及びその他の事業については、巻末にまとめて掲載します。



地域別構想

3 市役所周辺重点整備地区



※生活関連経路に付した番号は、巻末「特定事業等一覧」の経路番号に対応しています。

第3章

地域別構想 武蔵境駅周辺地区

1. 武蔵境駅周辺の現状

武蔵境駅周辺地区では、平成 11 年から JR 中央線及び西武多摩川線の連続立体交差事業が進行し、JR 中央線は平成 21 年度に高架への切り替えが完了しました。

西武多摩川線は、平成 18 年に路線の高架化が完了しました。また、平成 20 年には移動等円滑化基準に従いバリアフリー化された駅舎が完成するとともに、緑で被われたシンボルゲート、雨にぬれずに歩けるひさし等が設置されました。

JR 中央線は、平成 19 年に下り線、平成 21 年に上り線の高架化が完了しました。平成 23 年度には南北自由通路が開設し JR 改札口が一元化、平成 25 年度には「nonowa 口」が新設され商業施設が開業するなど、駅舎の改築とあわせたバリアフリー化が進んでいます。

南口では、駅前の顔となる、図書館機能をはじめとした知的創造拠点「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」が平成 23 年度に開設し、周辺道路から段差なく入館できる設計としました。また、その北側にある境南ふれあい広場公園から南口駅前広場までの連続的なバリアフリー整備が行われました。南口駅前広場の再整備では、正着しやすいバス乗降場、スロープ付きタクシー乗降場など設置しました。北口では駅前広場の整備が平成 29 年度に完了し、歩行者動線に配慮するとともに、バス、タクシーの乗降場を集約するなど、利用者の利便性や快適性の向上に留意したバリアフリー化が行われました。

鉄道高架化に伴い、南北方向には北口駅前広場と境南ふれあい広場公園を結ぶ市道第 74 号線【S15】の整備、東西方向には鉄道高架橋に沿った側道の整備など、交通環境の改善が進みました。

駅周辺の主な施設として、北口にはスイングビル・武蔵境市政センター、市民会館、南口には大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。充実した都市基盤を活かし、歩行者中心のまちづくりを推進することが期待されています。

※【】は重点整備地区図に示す経路番号

2. 基本的な方針

武蔵境駅周辺地区では、駅周辺の充実した都市基盤を活かし、大規模店舗と路線商店街、鉄道高架下の店舗等により、にぎわいが連続する商業・業務地を形成し、歩行者中心のまちづくりを進めていきます。

駅施設について、西武鉄道武蔵境駅、JR 武蔵境駅ともにバリアフリー化が既に完了しています。また、平成 23 年度の南北自由通路開設に伴い、歩行者動線がわかりやすくなりました。今後は、ホーム上での安全性のさらなる向上、案内や人的対応・接遇の充実が求められています。

バスについては、南北駅前広場の改修が終了し、大きく利便性が向上しました。歩道への正着の徹底や利用者への接遇の向上などさらなるバリアフリーの推進が必要です。

道路については、既にバリアフリー化された経路の維持に努めます。また、すきっぷ通り【S04】などでは、安全に歩ける歩行空間を確保するため、商品や立て看板がはみ出さないことが必要です。

公園については、駅前に交流ができる広場として境南ふれあい広場公園が整備されました。イベントの開催中であっても、高齢者、障害者等の円滑な移動を妨げないように主催者・利用者

の双方が配慮することが必要です。また、生活関連経路沿いの公園について、既存設備の適切な維持管理等が求められています。

建築物については、駅前の大規模店舗や地域に密着した商店街のほか、駅周辺に高齢者、障害者等が多く利用する医療施設が立地しています。引き続き、トイレへのオストメイト対応設備の設置検討や障害者用駐車施設の設置等、バリアフリー設備を充実し、安心して外出できる環境を整備していくことが求められます。

交通安全施設については、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンについて必要に応じた整備が必要です。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー対応信号機の設置、エスコートゾーンの設置などとともに、バス停における上屋・バス接近表示等を充実していきます。

また、生活関連施設を誰もが使いやすいように、ハード整備だけでなく人的対応・接遇を充実させます。



バリアフリー化された駅前空間



武蔵境駅南北自由通路

3. 重点整備地区の位置及び区域

（1）重点整備地区（面積 約 100.9ha）

武蔵境駅周辺地区には、北側にスイングビル（武蔵野スイングホール）、市民会館、武蔵境市政センターなどがあり、南側に大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。武蔵野赤十字病院は、この地区の住民だけではなく広く市内外の方に利用されている施設です。また、JR 中央線（三鷹～立川間）及び西武多摩川線の連続立体交差事業により、南北一体の都市基盤整備が進みました。このように、広域利用が見込まれる施設の存在や、基盤

整備を契機に進むまちづくりとの連携により一体的なバリアフリー化を推進することが特に必要であるため、本地区を重点整備地区として設定します。

重点整備地区は、以下の要件を考慮して決めました。配置要件は、アンケート調査、ヒアリング調査や特別特定建築物の配置状況などから設定した生活関連施設・生活関連経路。課題要件は、武蔵境駅周辺地区における駅南北の生活関連施設間を結ぶ経路。効果要件は連続立体交差事業に伴い生まれた駅周辺の南北の動線のさらなる強化や広域利用が見込まれる施設間の歩行者ネットワークとします。

（2）生活関連施設

生活関連施設を以下のとおり設定しました。

旅客施設	JR 武蔵境駅、西武鉄道武蔵境駅
都市公園	境南ふれあい広場公園、境本公園、山中南公園、第2しろがね公園
公共施設	武蔵境市政センター、境南コミュニティセンター、武蔵野スイングホール、市民会館、ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス、境南小学校、ミカレットさかいみなみ
福祉施設	障害者就労支援センターあいる、地域活動支援センターコット
医療施設	武蔵境病院、武蔵野赤十字病院
商業施設	イトーヨーカドー武蔵境店、たいらや武蔵境店
金融機関	三菱 UFJ 銀行武蔵境支店・武蔵境駅前支店、三井住友銀行武蔵境支店、みずほ銀行武蔵境支店

（3）生活関連経路

- ▶ 旧基本構想で生活関連経路として位置付けた経路については、引き続き生活関連経路として位置付けます。
- ▶ また、亜細亜大学 武蔵野キャンパスや武蔵野ふるさと歴史館、桜堤地域の生活関連施設への経路である市道第 85 号線（アジア大学通り）【S24】、市道第 311 号線【S25】・312 号線、市道第 67 号線（公団通り）【S26】について、重点整備地区内は生活関連経路、重点整備地区外はネットワーク経路として追加します。

- ▶ 武蔵境通り【S03】、市道第 40 号線【S18】、市道第 308 号線【S23】について、生活関連経路を重点整備地区の境界まで延長することで、重点整備地区外のネットワーク経路と継ぎ目のないネットワークを形成します。また、市道第 84 号線【S21】、市道第 291 号線【S22】は、地区内ネットワークの拡充の観点から経路を追加します。

4. 移動等円滑化に関する事項

武蔵境駅周辺地区の主な事業については、次のとおりです。

公共交通特定事業については、鉄道事業については、利用者の安全性を確保するため、ホームドアの設置等の検討を行います。バス事業については、上屋やベンチの設置について、検討します。

道路特定事業について、市道第73号線【S10】では、段差解消などのバリアフリー化を実施します。市道第302号線（境南コミュニティ通り）【S14】では、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

都市公園特定事業について、ベンチ等の既存設備の適切な維持管理を行い、誰もが利用できる環境を整えます。また移動を妨げる放置自転車等への対策を行います。

建築物特定事業については、市民会館や病院では障害者用駐車場を整備します。またオストメイト対応設備の設置を検討します。

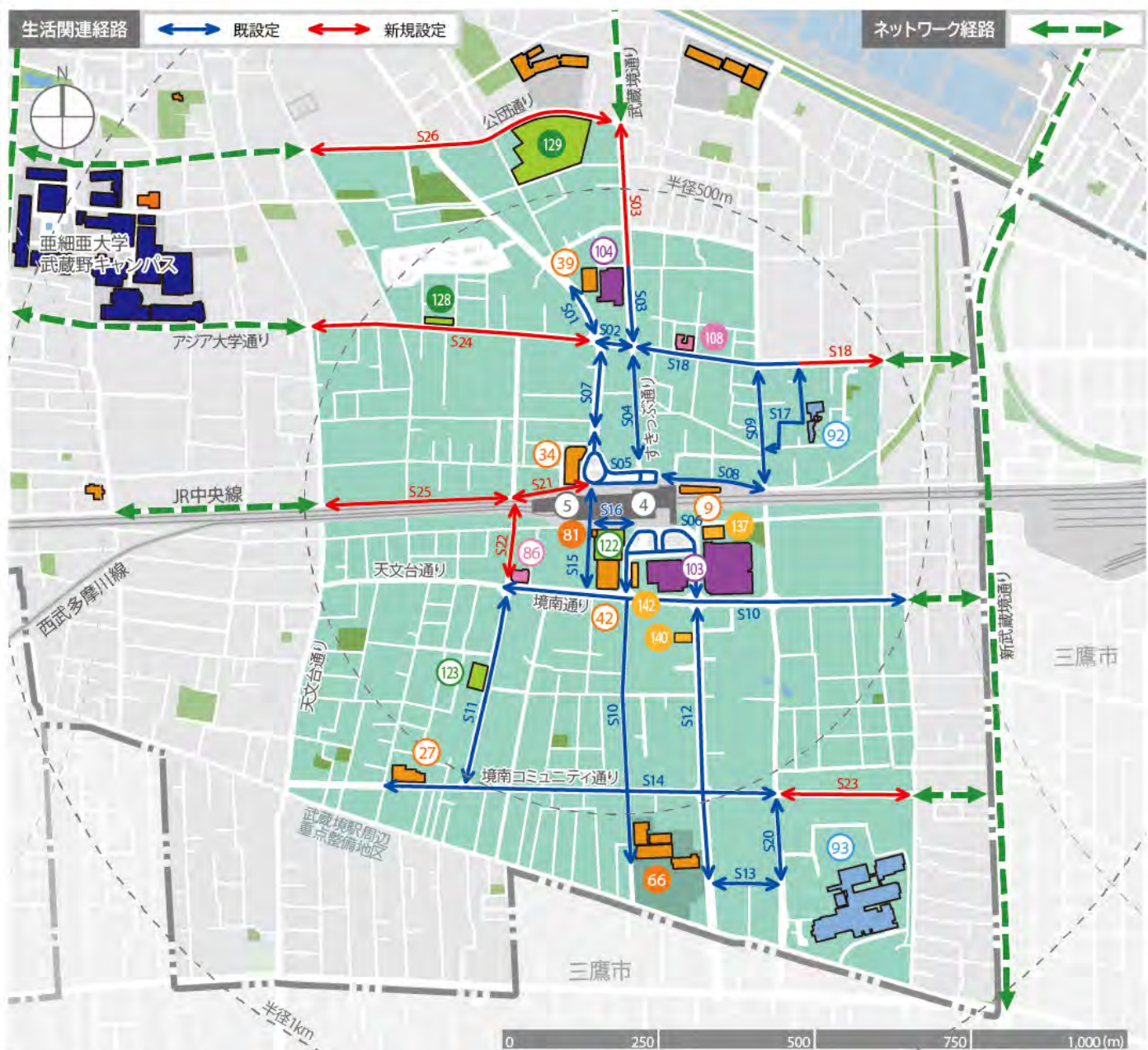
交通安全特定事業については、利用者の状況に応じて、エスコートゾーンを設置することや、音響式信号機の導入など、高齢者、障害者等の横断に配慮した横断歩道を整備します。

なお、特定事業及びその他の事業については、巻末にまとめて掲載します。



地域別構想

4 武蔵境駅周辺重点整備地区



生活関連施設 ● 旅客施設 ● 公共施設 ● 福祉施設 ● 医療施設 ● 商業/宿泊施設・路外駐車場 ● 大学 ● 都市公園 ● 金融機関

- | | | | |
|------------|-------------------------|-------------------|-------------------------|
| ④ JR武蔵境駅 | ⑨ 武蔵境市政センター | ⑧⑥ 障害者就労支援センターあいる | ⑫② 境南ふれあい広場公園 |
| ⑤ 西武鉄道武蔵境駅 | ②⑦ 境南コミュニティセンター | ⑩⑧ 地域活動支援センター コット | ⑫③ 境本公園 |
| | ③④ 武蔵野スイングホール | | ⑫⑧ 山中南公園 |
| | ③⑨ 市民会館 | ⑩② 武蔵境病院 | ⑫⑨ 第2しろがね公園 |
| | ④② ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス | ⑩③ 武蔵野赤十字病院 | |
| | ⑥⑥ 境南小学校 | ⑩③ イトーヨーカドー武蔵境店 | ⑬⑦ 三菱UFJ銀行武蔵境支店・武蔵境駅前支店 |
| | ⑧① ミカレットさかいみなみ | ⑩④ たいらや武蔵境店 | ⑭① 三井住友銀行武蔵境支店 |
| | | | ⑭② みずほ銀行武蔵境支店 |

① 既設定 ② 新規設定

※生活関連経路に付した番号は、巻末「特定事業等一覧」の経路番号に対応しています。

実現に向け、バリアフリー法の規定に基づき、本基本構想に即した特定事業計画を各施設設置管理者等が作成し、これに基づいて特定事業を実施することになります。特定事業計画の作成や事業の実施にあたり、各施設設置管理者等は、具体的な改善箇所や方法について、市と連携して必要な情報提供を行い、できる限り多くの方の意見が反映されるように努めることとします。

また、特定事業以外の事業についても同様の方策をとります。

1. 重点整備地区における取組みの推進

(1) 特定事業計画の作成

重点整備地区における施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）、公安委員会及び市は、本基本構想に即して令和4年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたってはあらかじめ市及び関係する施設設置管理者の意見を聴くことが義務付けられており、事業者間において十分な調整を行う必要があります。また、高齢者、障害者等をはじめ利用者の意見を聴くこと等により、それらが十分に反映されるように努めることとします。あわせて、本基本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見・要望を十分尊重して特定事業計画を作成することとします。

(2) 特定事業の実施

重点整備地区において定められた生活関連経路及び生活関連施設の管理者等は、基本構想の達成に資するように、その管理する施設についてバリアフリー化の事業の実施に努めるものとされています。また、本基本構想の基本的考え方である「市民参加の原則 ②事業実施への参加」を踏まえ、事業実施段階においても市民参加の機会の確保に努めることが求められます。

実施にあたっては、「第2章5. その他の事項 (3) 既存公共施設のバリアフリー化 ②当事者参加の仕組みの検討」に記載したとおり、高齢者、障害者等の利用者の目線から課題を確認する取組みを進めるための仕組みづくりが重要です。また、民間の施設設置管理者に対しても、当事者参加の趣旨を周知し、仕組みに関する情報提供を行います。

2. 促進地区における取組みの推進

重点整備地区外における生活関連施設やネットワーク経路では、特定事業計画は作成しませんが、バリアフリー化の事業の実施に努めることが期待されます。

そのため、市は、促進地区の施設設置管理者等に対しバリアフリー化の事業の実施状況や課題などについて情報収集を行い、「3. 進捗状況の把握及び評価」で示すバリアフリーネットワーク会議を通じて報告、共有を図ります。また、市内での取組み実施状況や具体的な取組み例などを情報提供することにより、自発的な取組みの推進に向けて働きかけを行います。特に簡易的な設備の導入や人的対応の工夫など、負担の少ないソフト施策の実施を推進することにより、市全体としてのバリアフリー水準の向上につなげていきます。

また、既存公共施設や公共サインのバリアフリー化については、「第2章 5. その他の事項」に示したとおり、別途具体的な整備方針等を定め、施設と道路の連続性に留意しながら計画的に事業を推進することとします。

3. 進捗状況の把握及び評価

全ての人の移動や施設の利用が円滑に行われるためには、スパイラルアップを図る仕組みが重要です。平成30年のバリアフリー法改正により、市町村は、促進方針又は基本構想を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該促進方針・基本構想において定められたバリアフリー化のための取組みや特定事業等の実施状況についての調査、分析及び評価を行うように努めることとされました。

本市では、旧基本構想の策定から5年後の中間段階に、市民及び事業者が協働してバリアフリー化を推進することを目的にバリアフリーネットワーク会議を設置し、事業実施箇所の視察や意見交換を行いました。あわせて、特定事業計画の進捗状況の把握や関係団体へのヒアリング調査などを行い、これらの結果を基にバリアフリー基本構想評価委員会（学識経験者・市）で中間評価をまとめています。

バリアフリーネットワーク会議は、中間評価以降継続的に開催しています。特定事業の進捗状況を市民と事業者で確認・共有し、現地確認や意見交換を行うことで、事業者の整備における留意事項への気付きを促すとともに、市民にとっても事業者の取組みへの理解を深める場となっています。また、高齢者、障害者等の当事者間の相反するニーズに対する相互理解を図る場としても重要な役割があります。

■ バリアフリーネットワーク会議による検討経緯

平成27年度	バリアフリーネットワーク会議の設置
平成28年度	3駅周辺の主な整備事業を視察 評価委員会との合同開催で3回の会議を開催し、中間評価について検討
平成29年度～ 平成30年度	後期特定事業の進捗状況確認及び意見交換
令和元年度	前期及び後期特定事業の進捗状況確認及び武蔵境駅南口駅前広場の視察を行い、 旧基本構想の事後評価並びに改定に向けた課題について意見交換

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催見送り

本基本構想においても、引き続きこの枠組みを活用し、特定事業の進捗にあわせ、移動に制約のある人をはじめとした市民との意見交換を行っていきます。また、促進地区で実施した取り組みや課題などについてもバリアフリーネットワーク会議の中で確認・共有していきます。

また、以下に示す第三者機関を設置し、事業の進捗に応じた適切な段階で実施状況の評価等を行います。本基本構想の基本的考え方である「市民参加の原則 ③評価への参加」を踏まえ、評価の実施にあたっては、バリアフリーネットワーク会議における意見交換の内容等、利用者及び事業者双方の意見を十分に反映することに留意します。

■ 情報共有・意見交換のための機関

（ア）名 称

武蔵野市バリアフリーネットワーク会議

（イ）目 的

市民及び事業者等の協働により、まちづくりにおけるバリアフリー化に関する調査及び研究、施策の推進を図ることを目的とする。

（ウ）設置時期

平成 27 年度から年 1 回程度実施（中間評価時等は必要に応じ複数回実施）

（エ）構 成

学識経験者、高齢者・障害者等の関係者団体代表、市民、主な施設設置管理者及び市

（オ）役 割 等

まちづくりにおけるバリアフリー化の取組みに関し、市民と各事業者で情報を共有するとともに、市民及び事業者が合同で現地確認や意見交換を行うことで、取組みの改善に向けた課題への理解を深め、施策の推進につなげる。

（カ）事 務 局

バリアフリー基本構想担当課とする。

■ 評価のための機関

（ア）名 称

武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会（仮称）

（イ）目 的

本基本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の実施状況並びに促進地区における取組みの状況について評価することを目的とする。

（ウ）設置時期

中間評価段階（令和 8 年度～ 9 年度を想定）

（エ）構 成

学識経験者及び市

（オ）役 割 等

バリアフリー基本構想に基づく各特定事業計画及び本基本構想に基づいて市が行う特定事業以外の事業がその年次計画に従って実施されているかを判断するため、関係者から資料の提出及び説明を求めることができる。特定事業の実施状況等について評価を行い、市長に提言する。

（カ）事 務 局

バリアフリー基本構想担当課とする。

市は、武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会（仮称）からの提言により特定事業が実施されていないと認める時は、事業等を実施すべき事業者に対して、バリアフリー法に基づき、その事業の実施を要請することができるものとします。

目標年次となる令和 13 年度には、本基本構想そのものの事後評価を行うとともに、事業の進捗状況やバリアフリー法及び政省令の改正などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本基本構想の改定を行います。

中間評価及び事後評価にあたっては、実施状況についての情報を公表するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査など、旧基本構想の改定にあたり実施した市民参加の手法を踏襲するものとします。

4. 第六期長期計画に基づく個別計画との連携

令和2年度から令和11年度までの10年間の計画期間とする第六期長期計画が令和元年度に策定されています。

長期計画は、各分野で定める個別計画（都市計画マスタープラン2021、地域公共交通網形成計画、道路総管理計画^{*}、緑の基本計画2019^{*}、第3期健康福祉総合計画等）の上位に位置する市の進むべき方向性を示す総合計画です。計画期間が重なる本基本構想の事業推進にあたっては、長期計画との整合のもと、関連する各分野の個別計画と連携を図ることが重要になります。そこで、本基本構想に示されたバリアフリー化の方針を関係する各分野の個別計画に反映させていくとともに、連動した事業展開を図ることで、効果的に事業を推進していきます。

5. 国や関係自治体との連携

移動や利用に係るバリアフリー化の推進には、市域を越えた地区間の連携が重要になります。特に電車やバス等の地域公共交通機関における事業は必ずしも市内で完結するとは限らず、鉄道駅におけるホームからの転落防止対策の推進や案内サインの充実、バスの乗降システムの統一化などには広域的・複合的な検討が不可欠です。

また、本基本構想では、長期的に実現されるべきバリアフリー化の姿を明らかにする観点から、今後、記載した内容に基づき検討をはじめの中長期的な取組みも示しており、効率的かつ効果的に事業を推進するためには、関連技術の進歩や最新の取組みに関する情報収集が課題となります。

国は、高齢者、障害者をはじめ誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指し、全国的な視点からハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に必要な施策を推進する責務があり、市は、国の施策に準じて必要な措置を講ずる努めがあります。

本基本構想では、国の施策に準じて、地域におけるバリアフリー化に必要な様々な取組みを示しました。今後は、これらの取組みにより地域のバリアフリー化が進展していきますが、本市のみならず、全国でも同様の優良な取組みが展開されることが必要です。そこで、本市の取組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を国や関係自治体等に発信するとともに、連携し課題の解決に取り組むことで、市内にとどまらず、広く市域を越えたバリアフリー化の実現を目指します。

なお、これらの知見や課題の発信にあたっては、市民や関係団体等との協働による取組みの中で出てきた意見や提言などを取り入れていきます。

第4章までは、バリアフリー法の主旨に基づき、バリアフリーへの具体的な取組みについて提示しています。しかし、対象と期限を限定した内容であり、市内全域のバリアフリー化が達成できるわけではありません。また、バリアフリー法や国の基本方針、関連する基準やガイドライン等も見直されることが考えられます。そこで、今後も国における関連の動きを注視しながら、多様な市民の参画を得て、バリアフリーを含むより広範な観点から様々な取組みを展開させていく必要があります。

ここでは、バリアフリー法の枠を超えて、まちづくりに展開させていくことについて示します。

1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

吉祥寺駅周辺地区では、「吉祥寺グランドデザイン 2020」において、吉祥寺がこれまで実現してきた界隈性・回遊性の高さを活かし、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めるとしています。特に、南口駅前広場整備に伴う誰もが使いやすい交通結節機能の再編や、武蔵野公会堂敷地も含めた面的な市街地再編、また、建物更新や区画道路*の整備等により、バリアフリー化が進展することが期待されます。また、老朽化した建築物のリノベーションにあわせ、防災性を高めながらバリアフリー化された店舗を増やしていくなど、生活関連施設にとどまらず、小規模施設も含めた面的なバリアフリー化の推進により、生活者も来街者も安心して快適に過ごせるまちづくりを進める必要があります。

三鷹駅周辺地区では、「三鷹駅北口街づくりビジョン」において、補助幹線道路（市道第129・293号線）の整備による駅北口の交通環境の変

化を契機として、おおむね補助幹線道路より南側の駅周辺を「歩行者を中心とするにぎわいのエリア」として位置付け、交通規制や幅員構成の見直しなどにより歩行空間の充実を図るとしています。あわせて、まちの玄関口としてふさわしい、ゆとりある駅前広場の拡張に向けた検討が進められています。

市役所周辺地区では、特に公共施設が集積しており、計画的な大規模な改修や建て替えにあわせた総合的なバリアフリー化が推進されていくことが考えられます。

武蔵境駅周辺地区では、連続立体交差事業を契機に南北一体のまちづくりが進みました。現在事業中の天文台通りなど地域内の道路ネットワークの形成が進むことで歩行者中心のまちづくりがさらに進展します。

今後は各重点整備地区の将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等を見据えたバリアフリー化を推進していきます。また、バリアフリー化されたものについては、適切な維持管理を継続し、ソフト面の充実を図ります。

2. 促進地区（市全域）における バリアフリー水準の底上げ

本基本構想では、市全域を促進地区に指定し、重点整備地区外の既存の施設等のバリアフリー化も含め促進していくための枠組みを導入しました。「第2章 4. 個別方針」は、重点整備地区のみならず、市全域の整備において反映させていく考え方を掲げています。

道路については、生活関連経路の指定の有無に関わらず、まちづくり計画*に基づく全面的な改修に際しては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に則り、整備を行います。その他の道路についても、「第2章 4. 個別方針」に基づく整備を推進していきます。

市内には、単断面道路において歩行者の通行位置を明確にするため、交差点部の補助的な路面表示やカラー舗装を整備してきた箇所があります。こうした整備内容がロービジョン（弱視）の人等にとって移動の補助にもなっているとの声があります。このことを踏まえ、国などの動向を注視しながら、道路空間におけるユニバーサルデザインのあり方について引き続き検討します。

また、生活道路への通過車両の流入を抑制し、安全でバリアフリー化された歩行空間を確保するには、道路ネットワークの整備が必要であることから、特に重点整備地区外で指定したネットワーク経路の整備推進について関係機関に必要な働きかけを行います。幹線道路の整備にあたっては、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、バリアフリー化されたバス停留所の整備があわせて進むように、関係する事業者との調整を行っていきます。

将来的には道路ネットワークの整備が進み、自動車交通が幹線道路に適正に転換していくことが期待されます。この状況を見極めつつ、歩行者中心のみちづくりを目指した道路空間の再配分*などの検討を進めていきます。

3. 新しい技術や課題に対する取組み

ICT などにおける新技術に対応した取組みとこれに付随する課題、また新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題について、以下の取組みを進めます。

（1）技術革新を踏まえた取組み

スマートフォンの普及により、情報収集の考え方が大きく変わり、多くの人々が自分の端末を使ってインターネット上から外出時や施設利用の情報収集を行うようになりました。

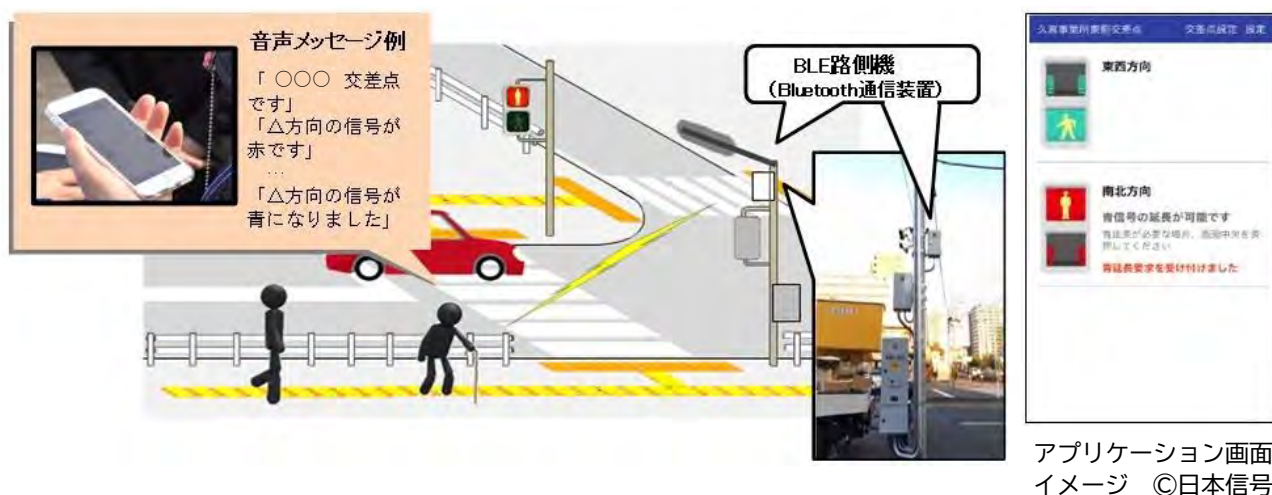
高齢者や障害者をはじめとした全ての人が、WEB などによってバリアフリー情報を入手できることが重要です。また歩行者支援装置と、これに対応する機器の整備によって、視覚障害のある人などが自由に活動できる環境の整備が重要です。

新しい技術の例として、視覚障害のある人等が携帯することで、公共施設などに設置されている受信機に近づくだけで、施設案内を音で対応するシステムや、交差点名称や信号機の色などの情報が音や振動で伝わる高度化PICS*の導入などが進んでいます。今後、このような機器に対する設置要望は高まると考えられますが、多様に存在するシステムの中から、統一的な設備を選択する必要があります。

一方で、新技術をうまく活用できない人へのサポートの必要性も高まっており、既存のツールや人的対応も含め、多様な選択肢を提供することも重要です。

また、様々な新しい技術の研究が進められています。システムや機器の開発段階においてユニバーサルな観点を取り入れることが重要です。市は市民の声を開発する側に伝えていくなど、様々な形で関わりを深めていくと共に、技術の進展を注視し、施策に取り入れていきます。

■ 高度化 PICS のイメージ



アプリケーション画面イメージ ©日本信号

警察庁ウェブサイトより作成

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題と対応

令和 2 年に世界中で感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、市民の移動や施設の利用に大きな影響を与えており、感染拡大が長期化する中で新たな課題が生まれています。

対人距離の確保や接触を避ける対策によって、高齢者、障害者等が周囲からのサポートが受けにくい状況や、マスクやアクリル板によりコミュニケーションが難しくなっているなど、利用者支援・接遇面において支障が生じています。また、乳幼児や障害の特性によってマスクの着用が難しい人では外出を控えることにより育児相談が難しくなる例や障害の状態が悪化している例もあります。一方、感染症の拡大を契機として、ICT 等を活用した非接触型のコミュニケーションや情報収集手段の技術革新が進んでいます。また、WEB 会議等を使い、外出しなくてもコミュニケーションができる技術が一般的に利用され物理的な移動のバリアは小さくなりましたが、機器の操作が難しい人や手話でのコミュニケーションが必要な人などでは活用しにくい状況もあります。

感染症対策を踏まえた対応としては障害等の特性によってさまざまな困りごとがあることを理解した上で、人的対応・接遇などのソフト施策を中心に以下のような配慮を行うことが考えられます。

- ▶ 車いす使用者でも利用できる消毒液の配置
- ▶ 感染症対策を講じていることを伝えた上で支援のための声掛け
- ▶ マイクやスピーカーの活用による話し言葉の伝わりやすさの工夫
- ▶ 感染症対策による施設運営の変更等の状況について、文字や音声の複数の手段での情報提供
- ▶ インターネットを利用できない人に配慮した電話・FAX 等での予約対応
- ▶ マスクの着用が難しい人がいることを理解してもらうための情報提供 等

4. 基本構想の継続的な発展

本基本構想では、移動や施設の利用、またそれらに関わる心のバリアフリーと情報伝達の実現等に関して、多様な市民意見に基づき、基準の有無や適合の状況にとらわれず、必要と考えられる施策を位置付けました。これにより、バリアフリー化が推進され、より充実した移動・利用環境の実現が図られることになります。

しかし、これらの取組みにより、全ての人の自由な移動・利用や社会への参加が保障されるわけではありません。

第1章の背景にも記載のとおり、旧基本構想の策定後、交通政策基本法や障害者差別解消法が施行され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を背景としたユニバーサルデザイン2020行動計画等により、心のバリアフリーの考え方が大きく進展しました。平成30年のバリアフリー法改正では「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の基本理念が新たに定められ、「全ての人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の原則」で示した「障害の社会モデル」に立脚した取組みの推進が強く求められています。

これらの社会情勢の変化は、これまでの基準に適合させる取組みだけではなく、障害者が固有に抱える移動や施設の利用に関する課題について、合理的配慮によって、必要な支援を提供し解決するための努力が求められていることを示しています。また、お互いの人権を尊重し、「理解と協力」の意識を高め、共助の考え方で障害者を支えあう社会の必要性が強く示されています。

そのため、今後も、高齢者、障害者等をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民の意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く市民一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

特定事業等一覧

■ 対象施設等一覧

※重点整備地区の施設番号

地区	種別	施設名称等	番号※	事業ページ
市全域	公共施設	コミュニティセンター共通	—	3
		小学校・中学校共通	—	3
		学童クラブ共通	—	3
		テンミリオンハウス共通	—	3
	教育啓発	教育啓発	—	3
	その他	バリアフリーマップ	—	3
		案内サイン	—	3
吉祥寺駅・三鷹駅・市役所・武蔵境駅周辺地区	旅客施設	JR 吉祥寺駅	1	4
		JR 三鷹駅	3	4
		JR 武蔵境駅	4	4
		京王電鉄吉祥寺駅	2	4
		西武鉄道武蔵境駅	5	4
	バス	京王バス	—	5
		西武バス	—	5
		関東バス	—	6
		小田急バス	—	6
		ムーバス	—	7
	タクシー	タクシー	—	7
	道路	道路（都道）	—	8
		道路（市道等）（市管理道路）	—	9
	交通安全	武蔵野警察署	—	18
	公共施設	ミカレットきちじょうじ	84	18
		ミカレットみたか	83	18
		ミカレットさかいみなみ	81	18
		ミカレット（共通）	—	18
	路外駐車場	タイムズ アトレ吉祥寺御殿山駐車場	130	19
		タイムズ 吉祥寺東町第7	131	19
		タイムズ 武蔵野緑町第3	132	19
吉祥寺駅周辺地区	公共施設	吉祥寺市政センター	7	19
		吉祥寺東コミュニティセンター	10	19
		吉祥寺南町コミュニティセンター	12	20
		本町コミュニティセンター	13	20
		御殿山コミュニティセンター	18	21
		武蔵野公会堂	30	21
		吉祥寺美術館	31	22
		市民会議室（ゼロワンホール）	35	22
		吉祥寺シアター	36	23
		吉祥寺図書館	40	23
		観光機構	133	23
	医療施設	吉祥寺南病院	90	24
	商業施設	ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺	94	24
		西友吉祥寺店	95	25
		東急百貨店吉祥寺店	96	25
		アトレ吉祥寺	97	25
		コピス吉祥寺	98	25
		キラリナ京王吉祥寺	99	25
	宿泊施設	吉祥寺東急R E I ホテル	107	26
	都市公園	都立井の頭恩賜公園	112	26
		吉祥寺の杜・宮本小路公園	124	26

地区	種別	施設名称等	番号※	事業ページ	
三鷹駅周辺地区	公共施設	中央市政センター	8	27	
		中央コミュニティセンター	19	27	
		西久保コミュニティセンター	21	27	
		武蔵野芸能劇場	32	28	
		武蔵野市民文化会館	33	28	
		かたらいの道市民スペース	37	29	
		第一中学校	72	3	
		武蔵野郵便局	87	29	
	福祉施設	地域活動支援センターライフサポート MEW	109	29	
	商業施設	いなげや武蔵野西久保店	100	29	
		オーケー三鷹北口店	106	30	
	都市公園	もくせい公園	115	30	
中央通り公園		116	30		
西久保二丁目防災広場		125	30		
市役所周辺地区	公共施設	武蔵野市役所	6	31	
		緑町コミュニティセンター	22	31	
		中央図書館	41	32	
		武蔵野温水プール・武蔵野プール	43	33	
		武蔵野総合体育館	44	33	
		武蔵野陸上競技場	45	33	
		軟式野球場、武蔵野庭球場	46	33	
		児童発達支援センターみどりのこども館	58	33	
		保健センター	59	34	
		大野田小学校	65	3	
		第四中学校	75	3	
		むさしのエコre ゾート	88	34	
	福祉施設	高齢者総合センター	48	35	
		障害者福祉センター	57	35	
		武蔵野障害者総合センター	85	36	
	医療施設	武蔵野陽和会病院	91	36	
	都市公園	都立武蔵野中央公園	113	37	
		大野田公園	117	37	
		小さな丘公園	118	37	
		中央通りさくら並木公園	119	37	
		むさしの市民公園	120	38	
		伏見通り公園	121	38	
		はらっぱむさしの	126	38	
		緑町ふれあい広場	127	38	
	武蔵境駅周辺地区	公共施設	武蔵境市政センター	9	39
			境南コミュニティセンター	27	39
			武蔵野スイングホール	34	39
			市民会館	39	40
ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス			42	41	
境南小学校			66	3	
福祉施設		障害者就労支援センター あいる	86	41	
		地域活動支援センター コット	108	41	
医療施設		武蔵境病院	92	42	
		武蔵野赤十字病院	93	42	
商業施設		イトーヨーカドー武蔵境店	103	42	
都市公園		境南ふれあい広場公園	122	43	
		境本公園	123	43	
		山中南公園	128	43	
		第2しろがね公園	129	43	

市全域—教育啓発特定事業・その他の事業

■ 【市全域】コミュニティセンター共通（教育啓発特定事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	窓口研修等を継続的に実施し、高齢者、認知症、障害のある方の理解促進に努めます。			
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			

■ 【市全域】小学校・中学校共通（教育啓発特定事業・その他の事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
全体	子どもの状態に応じた可能な範囲での改修や柔軟な対応を行います。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
	コミュニケーションボード等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	学校において通常学級と、特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。			

■ 【市全域】学童クラブ共通（教育啓発特定事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	学童クラブ障害児等育成相談員を設置し、支援員の障害者等の理解促進に努めます。			

■ 【市全域】テンミリオンハウス共通（教育啓発特定事業・その他の事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
教育啓発	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			

■ 【市全域】教育啓発（教育啓発特定事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	新規採用職員と新任課長に心のバリアフリーに関する研修を実施します。			
	心のバリアフリーハンドブックの改訂を行います。			
	心のバリアフリー啓発講座を実施します。			
	認知症サポーター養成講座を実施します。			

■ 【市全域】バリアフリーマップ（その他の事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	高齢者や障害者を含めたすべての人々が外出時に必要な情報を入手できるよう、バリアフリーマップの作成を検討するとともに、バリアフリー情報の適切な情報発信を進めていきます。			

■ 【市全域】案内サイン（その他の事業）

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	すべての人が目的地にスムーズにたどり着けるように、市内3駅の駅前に設置された総合案内板の情報を随時更新するとともに、電車からバスの乗り換え案内や地図を多言語化します。			

重点整備地区—公共交通特定事業

■ 【吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅周辺地区】 JR 吉祥寺駅・JR 三鷹駅・JR 武蔵境駅 施設番号：1/3/4

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
ホーム	ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。			
情報伝達	接続する交通機関との案内の強化に努めます。			
教育啓発	エレベーターを必要とする方を優先する案内を掲示します。			
	サービス介助士*等の資格取得を目指した教育訓練を定期的に実施します。			
人的対応・接遇	ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフ*の配置等により案内の強化に努めます。			

■ 【吉祥寺駅周辺地区】 京王電鉄吉祥寺駅 施設番号：2

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
車両	井の頭線車両内の車いす・ベビーカースペースを順次増設していきます。			
通路	工事中も含め、単純でわかりやすいバリアフリー化された経路を確保します。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
	工事中も含め、わかりやすく連続的な経路案内を設置します。			
	工事中の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に配慮します。			
	運行情報の電光掲示など、情報提供の充実と維持保全を図ります。			
教育啓発	エレベーターの利用方法に関するマナー啓発を行います。			
	駅務係員のサービス介助士資格取得及びフォローアップ教育を定期的に実施します。			
人的対応・接遇	案内や応対をする係員を充実します。			
維持管理	エレベーター、トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			

■ 【武蔵境駅周辺地区】 西武鉄道武蔵境駅 施設番号：5

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
ホーム	今後の状況を考慮したうえで、ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
	「らくらくおでかけネット」の情報を随時最新のものに更新します。			
	運行情報の電光掲示など、情報提供の充実と維持保全を図ります。			
	関係者間の連携による連続性をもった案内施設を設置します。			
教育啓発	駅務係員のサービス介助士資格取得及び接遇対応を充実するための社員研修を実施します。			
	多機能トイレやエレベーター等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
維持管理	エレベーター、トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			

■ 【吉祥寺駅・武蔵境駅周辺地区】京王バス

事業内容		前期 R4～R8 年度	後期 R9～R13 年度	展望期 R14 年度以降
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、乗客の多寡により上屋を設置します。			継続的に実施
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路管理者と連携し検討します。			継続的に実施
情報伝達	吉祥寺駅南口、井ノ頭通り、丸井前のバス停の行き先表示の改善を検討します。			継続的に実施
	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムのさらなる改良に努めます。			継続的に実施
教育啓発	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、障がい者団体および高齢者施設関係者と情報を共有しバリアフリー対応を進めて参ります。			継続的に実施
人的対応・接遇	駅周辺で、状況に応じて人による案内を実施します。			継続的に実施
	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。			継続的に実施
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。			継続的に実施
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。			継続的に実施

■ 【吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅周辺地区】西武バス

事業内容		前期 R4～R8 年度	後期 R9～R13 年度	展望期 R14 年度以降
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等を前提にバス停に上屋を設置します。			継続的に実施
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路管理者と連携し検討します。			継続的に実施
情報伝達	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建替えにあわせてデザインを検討します。			継続的に実施
	順次新型のバスロケーションシステムを導入するとともに、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。			継続的に実施
教育啓発	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。			継続的に実施
人的対応・接遇	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。			継続的に実施
	可能な限りバス停留所へ正着させるよう、乗務員教育を徹底します。			継続的に実施
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。			継続的に実施

■ 【全地区】 関東バス

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
車両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。			継続的に実施
	車内にわかりやすい行き先表示や運賃表を設置します。			継続的に実施
バス停	バス停へ上屋やベンチを順次設置します（広告付き上屋などの検討）。			継続的に実施
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路管理者と連携し検討します。			継続的に実施
情報伝達	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。			継続的に実施
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
	バス停でのわかりやすい行き先表示を工夫します。			継続的に実施
	バス停における運行情報の電光掲示などの情報提供の充実を図ります。			継続的に実施
	車内における音声案内の充実と情報提供の充実を図ります。			継続的に実施
	バスロケーションシステムの改良を検討します（運行実態とのずれへの対応）。			継続的に実施
	関係者間の連携により連続性をもった案内施設を設置します。			継続的に実施
教育啓発	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。			継続的に実施
	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
人的対応・接遇	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。			継続的に実施
	バス停への正着・ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。			継続的に実施

■ 【吉祥寺駅・武蔵境駅周辺地区】 小田急バス

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
車両	リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入を促進します（空港連絡バス）。			継続的に実施
バス停	バス停へ上屋やベンチを順次設置します（広告付き上屋などの検討）。			継続的に実施
	正着が困難なバス停について、違法駐車車両の対策と合わせ、道路管理者や交通管理者と共に協議します。			継続的に実施
情報伝達	順次新型のバスロケーションシステムを導入するとともに、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。			継続的に実施
教育啓発	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。			継続的に実施
人的対応・接遇	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。			継続的に実施
	可能な限りバス停留所へ正着させるよう、乗務員教育を徹底します。			継続的に実施
	ニーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。			継続的に実施

■ 【全地区】 ムーバス

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
バス停	歩道および車道幅員の確保、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。			
	乗降が不便なバス停がある場合は、改良に向けて道路管理者と連携し、検討します。			
情報伝達	筆談用器具の設置およびその設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	バス停留所において安全上可能な限り正着を行います。			
	バス停留所においてニーリングを行います。			
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。			
人的対応・接遇	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。			

■ 【全地区】 タクシー

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
車両	車いす使用者等も利用できる UD タクシーの導入を促進します。			
タクシー乗り場	市と連携し、タクシー乗り場及びその周辺のバリアフリー化に協力します。			
情報伝達	各車両に筆談機器を設置し、設置を示す案内を掲示します。			
	各社の WEB サイト等で配車アプリを周知します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
その他	時間規制のある住宅街からの配車要請にこたえるための迎車・実車タクシーの通行許可について、市や警察との調整を進めます。			

重点整備地区―道路特定事業

■ 【全地区】道路（都道）

【吉祥寺】都道 113・114 号線（吉祥寺通り）

経路番号：K01

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	わかりやすい案内サインの整備を検討します。			

【吉祥寺】主要地方道 7 号線（五日市街道）

経路番号：K02

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】主要地方道 7 号線（井ノ頭通り）

経路番号：K03

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】都道 113 号線（女子大通り）＜新規経路＞

経路番号：K26

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
歩道整備	都市計画道路の整備等にあわせて基準に適合した歩道整備を推進します。			

【三鷹】主要地方道 7 号線（五日市街道）

経路番号：MC01

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
歩道整備	歩道の拡幅・セミフラット*化等のバリアフリー化を実施します。			

【三鷹】都道 121 号線（三鷹通り）

経路番号：M02

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	わかりやすい案内サインの整備を検討します。			

【三鷹】主要地方道 7 号線（井ノ頭通り）

経路番号：M03

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
歩道整備	道路全体の改修の際に歩道勾配を改善します。			
	交差点部に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。			

【三鷹】都道 121 号線（三鷹通り）

経路番号：M04

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

【市役所】主要地方道 7 号線（千川上水沿い）

経路番号：C02

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】都道 123 号線

経路番号：S01

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	わかりやすい案内サインの整備を検討します。			

【武蔵境】都道 123 号線

経路番号：S02

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】主要地方道 12 号線

経路番号：S03

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック等の既存設備の適切な維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 【全地区】道路（市道等）（市管理道路）

【吉祥寺】市道第 191 号線（吉祥寺大通り（駅前広場含む））

経路番号：K04

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路改修（更新）にあわせて、全面的なバリアフリー化を実施します。			

【吉祥寺】市道第 225 号線（本町新道）

経路番号：K05

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】都道 115 号線（平和通り）

経路番号：K06

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】市道第 2 号線（末広通り）

経路番号：K07

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】市道第 6 号線（サンロード）

経路番号：K08

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】市道第 7 号線（ダイヤ街）

経路番号：K09

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】市道第 151 号線

経路番号：K10

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	階段スロープのバリアフリー化を実施します。			
	段差解消などバリアフリー化を実施します。			
	L 形側溝*の狭小化を実施します。			

【吉祥寺】市道第 189 号線（元町通り）

経路番号：K11

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【吉祥寺】市道第 190 号線

経路番号：K12

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路改修（更新）にあわせて、全面的なバリアフリー化を実施します。			

【吉祥寺】市道第 10 号線（都立井の頭恩賜公園）

経路番号：K13

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【吉祥寺】市道第 9 号線

経路番号：K14

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【吉祥寺】市道第 8 号線

経路番号：K15

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	2 段式手すりの設置等により歩行者の負担軽減を図ります。			

【吉祥寺】市道第 151 号線

経路番号：K16

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路の拡幅に合わせてバリアフリー化を実施します（北側区間）。			

【吉祥寺】市道第 298 号線

経路番号：K17

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路の拡幅に合わせてバリアフリー化を実施します。			

【吉祥寺】市道第 99 号線

経路番号：K18

業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	沿道の建替えに合わせて、狭あい協議により道路の幅員を確保します。			
	L 形側溝の狭小化等を実施します。			

【吉祥寺】私道

経路番号：K19

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】私道

経路番号：K20

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】私道

経路番号：K21

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】私道

経路番号：K22

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【吉祥寺】私道（ベルロード）

経路番号：K23

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路の拡幅にあわせて、バリアフリーに適した舗装材を採用します。			

【吉祥寺】私道（ヨドバシカメラ北側）

経路番号：K24

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路改修（更新）にあわせて、バリアフリーに適した舗装材を採用します。			
道路整備	道路改修（更新）にあわせて、L 形側溝の狭小化を実施します。			

【吉祥寺】市道第6号線＜新規経路＞

経路番号：K25

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	L 形側溝の狭小化を実施します。			
道路整備	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。			

【吉祥寺】共通

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、効果的な配置や設置間隔を検討します。			
		継続的に実施		
	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。			
維持管理	バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。			
		継続的に実施		
	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、道路上での工事により一時的に利用できない場合にも、仮設等により連続性が担保されるよう指導を行います。			
維持管理	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。			
		継続的に実施		
	自転車の放置防止指導等を継続します。			
維持管理				
		継続的に実施		

【三鷹】三鷹駅北口駅前広場

経路番号：M05

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	バリアフリー機能のさらなる充実を図ります。			

【三鷹】市道第 17 号線（中央大通り）

経路番号：M06

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路改修（更新）にあわせて、全面的なバリアフリー化を実施します。			

【三鷹】市道第 12 号線

経路番号：M07

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【三鷹】市道第 16 号線（文化会館通り（かたらいの道））

経路番号：M08

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【三鷹】市道第 2 号線（三谷通り）

経路番号：M09

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【三鷹】私道（西久保コミセン通り）

経路番号：M10

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【三鷹】市道第 129 号線

経路番号：M11

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します			

【三鷹】市道第 176 号線（中町新道）＜新規経路＞

経路番号：M12

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【三鷹】共通

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、効果的な配置や設置間隔を検討します。			
		継続的に実施		
	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。			
維持管理	バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。			
		継続的に実施		
	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、道路上での工事により一時的に利用できない場合にも、仮設等により連続性が担保されるよう指導を行います。			
維持管理	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。			
		継続的に実施		
	自転車の放置防止指導等を継続します。			
		継続的に実施		

【市役所】市道第 17 号線（中央通り）

経路番号：C03

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	全面的なバリアフリー化を検討します。			

【市役所】市道第 55 号線

経路番号：C04

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【市役所】市道第 212 号線

経路番号：C05

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【市役所】市道第 27 号線

経路番号：C06

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	バリアフリーに適した舗装材を採用します。			

【市役所】市道第 114 号線

経路番号：C07

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。			

【市役所】市道第 166 号線

経路番号：C08

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【市役所】市道第 16 号線

経路番号：C09

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	全面的なバリアフリー化を実施します(総合体育館～水道部間)。			

【市役所】市道第 177 号線

経路番号：C10

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	バリアフリーに適した舗装材を採用し、電線類地中化事業を実施します。			

【市役所】市道第 212 号線

経路番号：C11

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	西側への歩道設置を検討します。			

【市役所】市道第 41 号線＜新規経路＞

経路番号：C12

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	全面的なバリアフリー化を検討します。			

【市役所】市道第 240 号線＜新規経路＞

経路番号：C13

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【市役所】共通

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、効果的な配置や設置間隔を検討します。			
		継続的に実施		
	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。			
維持管理	バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。			
		継続的に実施		
	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、道路上での工事により一時的に利用できない場合にも、仮設等により連続性が担保されるよう指導を行います。			
維持管理	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。			
		継続的に実施		
	自転車の放置防止指導等を継続します。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 316 号（すきっぷ通り）

経路番号：S04

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	歩道上の商品や立て看板は道路パトロールの際に指導します。			
		継続的に実施		
維持管理	放置自転車対策を実施します。			
		継続的に実施		

【武蔵境】武蔵境駅北口駅前広場

経路番号：S05

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】武蔵境駅南口駅前広場

経路番号：S06

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 84 号線

経路番号：S07

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 261 号線（グリーンモール）

経路番号：S08

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 63 号線

経路番号：S09

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 73 号線

経路番号：S10

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	段差解消などバリアフリー化を実施します(南北路線)。			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します(南北路線)。			
維持管理	適切な維持管理に努めます。(東西路線)			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 80 号線（山桃通り）

経路番号：S11

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 199 号線（かえで通り）

経路番号：S12

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 288 号線（すぎみ小路）

経路番号：S13

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 302 号線（境南コミュニティ通り）

経路番号：S14

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	段差解消などバリアフリー化を実施します。			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。			

【武蔵境】市道第 74 号線

経路番号：S15

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	道路改修に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。			

【武蔵境】市道第 72 号線

経路番号：S16

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【武蔵境】市道第 236 号線

経路番号：S17

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	L 形側溝の狭小化等を実施します。			

【武蔵境】市道第 40 号線

経路番号：S18

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【武蔵境】私道

経路番号：S20

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【武蔵境】市道第 84 号線＜新規経路＞

経路番号：S21

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【武蔵境】市道第 291 号線＜新規経路＞

経路番号：S22

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【武蔵境】市道第 308 号線＜新規経路＞

経路番号：S23

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
継続的に実施				

【武蔵境】市道第 85 号線（アジア大学通り）＜新規経路＞

経路番号：S24

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	全面的なバリアフリー化を実施します。（市道第 84 号線～都計道 3・4・24 号線間）			

【武蔵境】市道第 311 号線＜新規経路＞

経路番号：S25

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】市道第 67 号線（公団通り）＜新規経路＞

経路番号：S26

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
維持管理	適切な維持管理に努めます。			
		継続的に実施		

【武蔵境】共通

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
道路整備	歩道における部分的な舗装の改修に際しても、目地の小さいブロックを利用します。			
		継続的に実施		
	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。			
維持管理	バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。			
		継続的に実施		
	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、道路上での工事により一時的に利用できない場合にも、仮設等により連続性が担保されるよう指導を行います。			
維持管理	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。			
		継続的に実施		
	自転車の放置防止指導等を継続します。			
		継続的に実施		

重点整備地区—交通安全特定事業

■ 【全地区】武蔵野警察署

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
信号機・横断歩道	音響式信号機、青時間確保やゆとりシグナル（経過時間表示機能を付加した信号機）の導入など、高齢者、障害者などの横断に配慮した横断歩道を整備します。			
		継続的に実施		
	利用者の状況に応じて、エスコートゾーンの設置を進めます。			
		継続的に実施		
	バリアフリー対応信号機の周辺環境に即した対応を検討します（夜間運用の検討、音量の調整や視覚障害者利用時だけ音響案内が作動する等）。			
		継続的に実施		
道路標識	道路標識の適切な維持管理を行います。			
		継続的に実施		
取締り	生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。			
		継続的に実施		

重点整備地区—建築物特定事業

■ 【吉祥寺駅周辺地区】ミカレットきちじょうじ

施設番号：84

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
外構	利用者が施設を安全に利用するため、施設周辺の環境改善について検討します。			

■ 【三鷹駅周辺地区】ミカレットみたか

施設番号：83

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	分かりやすい案内表示を検討します。			

■ 【武蔵境周辺地区】ミカレットさかいみなみ

施設番号：81

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
トイレ	建物更新の際には、すべての利用者が安全・快適に利用できるように配慮したバリアフリー整備を行います。			

■ 【吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅周辺地区】ミカレット(共通)

施設番号：81/83/84

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
教育啓発	多機能トイレの適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
		継続的に実施		
維持管理	トイレの適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

重点整備地区―路外駐車場特定事業

■ 【吉祥寺駅周辺地区】タイムズ アトレ吉祥寺御殿山駐車場

施設番号：130

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。			

■ 【吉祥寺駅周辺地区】タイムズ 吉祥寺東町第7

施設番号：131

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。			

■ 【市役所周辺地区】タイムズ 武蔵野緑町第3

施設番号：132

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	出入口付近に障害者用駐車施設を設置していることをホームページに記載し、周知促進に努めます。			

吉祥寺駅周辺地区―建築物特定事業

■ 吉祥寺市政センター

施設番号：7

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	視覚障害者誘導用ブロック上に障害物などを置かないよう配慮します。			
	館内の照明間引きは事務室内のみとし、市民の利用するスペースの照度確保に努めます。	継続的に実施		
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			

■ 吉祥寺東コミュニティセンター

施設番号：10

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討します。			
通路(廊下)	什器を移動することなどにより、主な通路(出入口～廊下等)での、有効幅員の確保に努めます。			
自転車駐車場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう配慮します。			
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。			
情報伝達	バリアフリー設備に関する表記に対応した館内案内板の設置について検討します。			
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。			

■ 吉祥寺南町コミュニティセンター

施設番号：12

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	安全に利用できるようスロープの床仕上げについて検討します。			
	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	継続的に実施		
階段	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
	両側手すりの設置について検討します。			
	階段手すりに点字表記を設置します。			
	階段室内の照度について確認し、必要に応じて照度確保整備を行います。			
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。	継続的に実施		
情報伝達	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。（ピクトグラムの追加）			
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。	継続的に実施		

■ 本町コミュニティセンター

施設番号：13

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	植木の剪定を行い、スロープの安全性向上に努めます。			
	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	継続的に実施		
階段	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
トイレ	1 階男子トイレブース内に照明器具を設置します。			
	トイレ入口の段差の解消について検討します。			
	オストメイト対応設備の設置について検討します。			
自転車駐車場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	継続的に実施		
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。	継続的に実施		
情報伝達	バリアフリー設備の配置情報を記載した館内案内板の設置について検討します。			
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。	継続的に実施		

■ 御殿山コミュニティセンター

施設番号：18

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。			継続的に実施
階段	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
	階段手すりに点字表記を設置します。			
トイレ	トイレ入口の段差解消を検討します。			
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。			継続的に実施
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。			継続的に実施

■ 武蔵野公会堂

施設番号：30

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。			
エレベーター	施設の更新（または大規模改修）に合わせて、エレベーターの設置を検討します。			
自転車駐車場	利用者の駐輪が、出入り口やスロープに遮らないように配慮します。			継続的に実施
情報伝達	館内案内板を視認性に配慮したものに改修するとともに、バリアフリー設備の配置情報を記載します。（ピクトグラムの追加）			継続的に実施
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			継続的に実施
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			継続的に実施
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
	心のバリアフリー出前講座（障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える）を受講します。			継続的に実施
	多機能トイレ、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			継続的に実施
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			継続的に実施

■ 吉祥寺美術館

施設番号：31

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備するよう、施設管理者と調整します。			
通路	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備するよう、施設管理者と調整します。（エレベーター・階段部）			
	備品の設置個所について、一般利用者等の通行の妨げとならないよう、対策について検討します。			
		継続的に実施		
エレベーター	エレベーターホールの照度について確認し、必要に応じて照度確保のための整備を行います。			
情報伝達	バリアフリールート（スロープ位置）を示す案内表示を整備します。（南側エントランス）			
	館内案内図をバリアフリー設備の配置等がわかりやすいものへと改修します。			
	トイレサインを改修します。			
	施設のバリアフリー情報を、施設案内のページに掲載します。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
		継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座（障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える）を受講します。			
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			
		継続的に実施		

■ 市民会議室（ゼロワンホール）

施設番号：35

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
駐車場	車いす使用者の乗降のため、車いす駐車場利用のルールを検討します。			
情報伝達	フロア案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。（ピクトグラムの追加）			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			
		継続的に実施		

■ 吉祥寺シアター

施設番号：36

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	館内案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。(ピクトグラムの追加)			
	階段手すりに点字表記を設置します。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			継続的に実施
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			継続的に実施
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			継続的に実施
	多機能トイレやエレベーター等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			継続的に実施
	人的対応・接遇			継続的に実施

■ 吉祥寺図書館

施設番号：40

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	スロープ両側への手摺設置を検討します。			
階段	階段手すりに点字表記を設置します。			
自転車駐車場	昼間の自転車整理員常駐と、夜間の警備員の巡回において駐輪を整理します。			継続的に実施
トイレ	多機能トイレのドアを自動ドアにします。			
情報伝達	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。			継続的に実施
	点字案内の設置を検討します。			継続的に実施
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			継続的に実施
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			継続的に実施
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			継続的に実施
人的対応・接遇	えほんのひろばへの車いすでの利用について、人的支援を徹底します。			継続的に実施
	高齢者、障害者、妊産婦等が快適に施設利用できるよう各階案内における人的支援を徹底します。			継続的に実施

■ 観光機構

施設番号：133

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			

■ 吉祥寺南病院

施設番号：90

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	道路と建物の連続性に配慮した、段差や勾配の解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			
	十分な幅員および自動ドアなどによるスムーズな通行を確保します。			
通路	主要な通路に段が生じる場合は、両側手すりのスロープを設置します。			
自転車駐車場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	従業員研修・教育等を継続的に実施し、高齢者、障害者等の理解促進に努めます。	継続的に実施		
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。	継続的に実施		

■ ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺

施設番号：94

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	道路と建物の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			
通路	主要な通路での有効幅員の確保(商品や荷物への配慮)に努めます。	継続的に実施		
駐車場	駐車場出入口で通行に危険を及ぼす可能性がある箇所には警備員を配置します。	継続的に実施		
自転車駐車場	警備員を配置して利用しやすい自転車駐車場にします。	継続的に実施		
トイレ	よりわかりやすいトイレの案内サインについて検討します。	継続的に実施		
その他設備	商品が取りやすいレイアウトに変更します。	継続的に実施		
情報伝達	高齢者、障害者、車椅子、ベビーカー等ご利用のお客様への優先エレベーターの案内を実施します。	継続的に実施		
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
教育啓発	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への親切、丁寧、適切な対応について、従業員教育を推進します。	継続的に実施		
	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			

■ 西友吉祥寺店

施設番号：95

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	出入口付近のカートの整理を随時行います。			継続的に実施
自転車駐車場	出入口を遮らないように、係員による駐輪の整理を行います。			継続的に実施
教育啓発	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。			継続的に実施

■ 東急百貨店吉祥寺店

施設番号：96

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
エレベーター	「思いやりエレベーター」の表記を更新します。			
	優先エレベーターの「思いやりエレベーター」の表記を更新します。			
教育啓発	従業員教育（視覚障害、車椅子の方への接客技術向上）を実施します。			継続的に実施
	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
人的対応・接遇	視覚障害者等が円滑に移動できるよう、従業員による適切な支援を行います。			継続的に実施

■ アトレ吉祥寺

施設番号：97

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員を確保します（商品や荷物への配慮）。			

■ コピス吉祥寺

施設番号：98

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	館内サインやリーフレット等を適宜見直し、バリアフリーに関する確な情報の提供を推進します。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
教育啓発	利用者（高齢者・障害者・妊産婦等）への適切な対応及び係員の教育の推進等について、施設事業者と検討し、施設事業者が実施します。			継続的に実施
維持管理	エレベーター、トイレ、授乳室、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			継続的に実施

■ キラリナ京王吉祥寺

施設番号：99

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。			
	エレベーター利用者へ分かりやすい案内の掲出やアナウンスを検討します。			
教育啓発	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。			継続的に実施
	エレベーターの利用方法に関するマナー啓発を行います。			継続的に実施

■ 吉祥寺東急R E I ホテル

施設番号：107

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
エレベーター	車いすや視覚障害者の利用への対応に配慮します。			継続的に実施
トイレ	多機能トイレの設置や子ども連れの利用者への対応に配慮します。			継続的に実施
自転車駐車場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。			
駐車場	利用しやすい障害者用駐車施設の設置と設置を示す案内を掲示します。			継続的に実施
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	従業員研修・教育等を継続的に実施し、高齢者、障害者、妊産婦等の理解促進に努めます。			継続的に実施
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			継続的に実施
維持管理	エレベーター、トイレ、授乳室、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			継続的に実施

吉祥寺駅周辺地区—都市公園特定事業

■ 都立井の頭恩賜公園

施設番号：112

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	園内全体の出入口のバリアフリー化を検討します。			
園路	利用者の多い園路から優先的に、快適な歩行空間への改修を実施しています。			
教育啓発	自転車利用者への利用啓発や注意案内に努めます。			継続的に実施
	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			継続的に実施

■ 吉祥寺の杜・宮本小路公園

施設番号：124

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			継続的に実施
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			継続的に実施
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			継続的に実施

三鷹駅周辺地区―建築物特定事業

■ 中央市政センター

施設番号：8

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
	スロープ位置を示す標識を設置します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座（障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える）を受講します。			
人的対応・接遇	施設内の通路幅が狭く、誘導ブロックの設置が難しい箇所は、人的対応により案内します。			

■ 中央コミュニティセンター

施設番号：19

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口・階段	視覚障害者誘導用ブロックの改修について検討します。			
通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。			
エレベーター	シルバー人材センター移転後の土地活用と合わせて、エレベーターの設置を検討します。			
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。			
情報伝達	トイレサインを使用形態に合わせて改修します。			
人的対応・接遇	階段に設置されている昇降機が気軽に利用できるよう、声かけしやすい環境を整えます。			
	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。			

■ 西久保コミュニティセンター

施設番号：21

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	安全に利用できるようスロープの床仕上げについて検討します。			
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な整備について検討します。			
階段	視覚障害者誘導用ブロックの適切な整備について検討します。			
通路	什器を移動することなどにより、主な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。			
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。			
情報伝達	バリアフリー設備の配置情報を記載した館内案内板の設置について検討します。			
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。			

■ 武蔵野芸能劇場

施設番号：32

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	足ふきマットが視覚障害者誘導用ブロックに影響しないよう、適切なものに更新します。			
通路	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。			
階段	階段両側に手すりの設置を検討します。			
情報伝達	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。 (ピクトグラム追加)			
	階段手すりに点字表記を設置します。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			継続的に実施
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			継続的に実施
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			継続的に実施
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			継続的に実施
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			継続的に実施

■ 武蔵野市民文化会館

施設番号：33

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
階段	階段両側に手すりの設置を検討します。 (大ホールホワイエ～C・D出入口)			
情報伝達	聴覚支援機器の活用方法について検討し、スタッフの教育とともに施設利用者への案内を行います。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			継続的に実施
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			継続的に実施
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			継続的に実施
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			継続的に実施
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			継続的に実施

■ かたらいの道市民スペース

施設番号：37

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報提供	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			継続的に実施
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			継続的に実施
	多機能トイレ、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			継続的に実施
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			継続的に実施

■ 武蔵野郵便局

施設番号：87

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			

■ 地域活動支援センターライフサポート MEW

施設番号：109

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	道路と建物の連続性に配慮した、段差や勾配の解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			
エレベーター	車いすや視覚障害者の利用への対応に配慮します。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			

■ いなげや武蔵野西久保店

施設番号：100

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	十分な幅員および自動ドアなどによるスムーズな通行を確保します。			継続的に実施
	主要な通路(出入口～廊下等)での、有効幅員を確保します(商品や荷物への配慮)。			継続的に実施
自転車駐車場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。			継続的に実施
情報伝達	わかりやすい店内表示・案内の研究をします。			継続的に実施
	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。			継続的に実施
教育啓発	お客様への適切な対応ができるよう指導・教育を推進します。			継続的に実施
	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			継続的に実施
人的対応・接遇	サービス介助士を配置し、お身体の不自由な方のお手伝いができるよう努めます。			継続的に実施
	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			継続的に実施

■ オーケー三鷹北口店

施設番号：106

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員を確保します（商品や荷物への配慮）。また、係員を配置し入口スペースやレジまわり等のスペースを確保します。			
		継続的に実施		
自転車駐車場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。			
		継続的に実施		
駐車場	利用しやすい障害者用駐車施設の設置と設置を示す案内を掲示します。			
		継続的に実施		
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
		継続的に実施		
教育啓発	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用や設備を必要とする人の優先利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			
		継続的に実施		
維持管理	エレベーター、トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

三鷹駅周辺地区—都市公園特定事業

■ もくせい公園

施設番号：115

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 中央通り公園

施設番号：116

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 西久保二丁目防災広場

施設番号：125

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

市役所周辺地区—建築物特定事業

■ 武蔵野市役所

施設番号：6

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	視覚障害者誘導用ブロックを適切な形状に改修します。また、十分な機能を果たすよう維持管理に努めます。			
通路	防滑性の高い床仕上への改修を検討します。(西棟1階・2階、南棟・東棟階段)			
トイレ	1階誰でもトイレ内に大型ベットの設置を検討します。			
自転車駐車場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。		継続的に実施	
情報伝達	庁舎内で手話通訳が必要な方のために、手話通訳者を配置します。		継続的に実施	
	館内の室名と案内板の表示を一致させます。			
	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。(ピクトグラムの追加)			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。		継続的に実施	
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。		継続的に実施	
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内について検討します。			

■ 緑町コミュニティセンター

施設番号：22

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
施設全体	視覚障害者誘導用ブロックの整備について検討します。			
通路	什器を移動することなどにより、主な通路(出入口～廊下等)での、有効幅員の確保に努めます。		継続的に実施	
トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。			
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。		継続的に実施	
情報伝達	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。(ピクトグラムの追加)			
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。		継続的に実施	

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	足ふきマットが視覚障害者誘導用ブロックに影響しない適切なものに更新します。			
	セキュリティゲートの配線を隠蔽し、段差解消を行います。			
通路	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。			
エレベーター	車いすの使用者の視界を確保するため、エレベーター内の鏡を改修します。			
トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。			
	車いすトイレの照明スイッチを自動点灯型に改修します。			
自転車駐車場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう、自転車駐車場混雑時における係員による整理を実施します。	継続的に実施		
情報伝達	受付及び各階に館内案内板を設置し、バリアフリー設備に関する表記にも対応します。			
	分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	継続的に実施		
	点字案内の設置を検討します。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。	継続的に実施		
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。	継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。	継続的に実施		
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。	継続的に実施		
	障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			

■ 武蔵野総合体育館（武蔵野温水プール・武蔵野プール、武蔵野陸上競技場、軟式野球場、武蔵野庭球場を含む）

施設番号：43/44/45/46

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
外構（野球場・テニスコート）	視覚障害者誘導用ブロックの整備を検討します。			
通路（陸上競技場）	スタンドトイレ前の段差部分が視覚的に識別しやすくなるよう改修します。			
トイレ	令和6年度に予定している大規模改修にあわせ、車椅子利用者用トイレへの大型ベッドの設置や照明の自動点灯について検討します。（総合体育館）			
	オストメイト対応設備、大型ベッド、案内板の設置について検討します。（クリーンセンター屋外トイレ）			
武蔵野温水プール・武蔵野プール	今後、温水プールと屋外プールのあり方を定めたうえで、方針に基づき計画的にバリアフリー化に向けて整備します。			
情報伝達	令和6年度に予定している大規模工事にあわせて、各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。（ピクトグラムの追加）（総合体育館）			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。	継続的に実施		
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
	コミュニケーションボードや難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
	開催中のスポーツプログラムや施設・設備をホームページなどでわかりやすく紹介します。	継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座（障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える）を受講します。			
	障害者スポーツ大会の運営を支えるボランティアの育成や、日常的に障害者がスポーツ活動をする際のサポートを実施する人材を育成します。	継続的に実施		
	接遇研修、障害者対応研修、人権研修、障害者スポーツセミナーなどを継続的に実施し、高齢者、障害者等の理解促進に努めます。	継続的に実施		
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。	継続的に実施		

■ 児童発達支援センターみどりのこども館

施設番号：58

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	段差解消について検討します。（ウィズエントランス部）			
	利用者の安全性に考慮した外構部舗装の改修について検討します。			
	他の施設利用者の障害特性を考慮しながら、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置について検討します。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
	コミュニケーションボードや筆談機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	既に取り組んでいる障害分野ごとの従業員研修を継続的に実施するとともに、専門分野以外の障害に対する理解促進にも努めます。	継続的に実施		
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			

■ 保健センター

施設番号：59

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	視覚障害者誘導用ブロックを適切な形状に改修します。			
	施設利用者が安全に利用できるよう移動経路等に障害物などを置かないよう配慮します。			
トイレ	トイレの照明スイッチを自動点灯型に改修します。			
駐車場	おもいやり駐車施設の設置を検討します。			
情報伝達	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。(ピクトグラム追加)			
	館内案内板の更新に合わせ、わかりやすい施設内の案内表示を検討します。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。	継続的に実施		
教育啓発	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	継続的に実施		
	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。	継続的に実施		

■ むさしのエコ re ゾート

施設番号：88

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	スロープ部分の位置が区別できるように着色します。(西側出入口)			
階段	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。(北側階段)			
情報伝達	案内看板に障害者用駐車施設の案内を行います。			
	施設内の案内板にバリアフリー設備情報を記載します。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページやパンフレットへの掲載等)。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			

■ 高齢者総合センター

施設番号：48

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
全体	建物改修の際には、階段の手すりの連続設置などすべての利用者が安全・快適に利用できるように配慮したバリアフリー整備を行います。			
通路	フロアに敷物をしく場合等はつまずいたりめくれないようにテープ等でしっかり固定します。	継続的に実施		
休憩スペース	休憩スペースを確保します。			
情報伝達	ホールのステージに段差があるため、置き型手すりを設置し、上り下りに不安がある利用者に掴まるよう案内します。	継続的に実施		
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の方に寄り添った対応に努めます。	継続的に実施		
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。	継続的に実施		

■ 障害者福祉センター

施設番号：57

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
全体	他の施設利用者の障害特性を考慮しながら、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置について検討します。			
出入口	大規模改修等施設全体のリニューアルに合わせたバリアフリー化を検討します。(なごみの家玄関前スロープ)			
通路	主要な通路(出入口～廊下等)における、有効幅員の確保に努めます。	継続的に実施		
トイレ・部屋	扉支持方法の変更やメンテナンス等、利用者が安全・快適に利用できるような入口扉の設置について検討します。			
トイレ	オストメイト対応設備の設置について検討します。			
情報伝達	バリアフリー設備の配置情報を記載した館内案内板(ピクトグラムの追加等)の設置について検討します。			
	筆談機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。	継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。	継続的に実施		
	既に取組んでいる障害分野ごとの従業員研修を継続的に実施するとともに、専門分野以外の障害に対する理解促進にも努めます。	継続的に実施		
	障害のある方が来所される際に困らないよう、自転車駐車場や駐車場の適正な利用に配慮します。	継続的に実施		

■ 武蔵野障害者総合センター

施設番号：85

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
全体	他の施設利用者の障害特性を考慮しながら、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置について検討します。			
出入口	正面玄関に自転車や送迎車両が停車するので、安全確保のため整理を徹底します。	継続的に実施		
トイレ	1 階トイレへのオストメイト対応設備の設置について検討します。			
情報伝達	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報の追記(ピクトグラムの追記) について検討します。			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	筆談機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。	継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	既に取り組んでいる障害分野ごとの従業員研修を継続的に実施するとともに、専門分野以外の障害に対する理解促進にも努めます。	継続的に実施		
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			

■ 武蔵野陽和会病院

施設番号：91

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	継続的に実施		

市役所周辺地区一都市公園特定事業

■ 都立武蔵野中央公園

施設番号：113

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者への利用啓発や注意案内に努めます。			
	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
		継続的に実施		

■ 大野田公園

施設番号：117

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
教育啓発	多機能トイレや障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 小さな丘公園

施設番号：118

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 中央通りさくら並木公園

施設番号：119

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ むさしの市民公園

施設番号：120

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
教育啓発	多機能トイレや障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	トイレ、ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 伏見通り公園

施設番号：121

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	車道と接する出入口に誘導用ブロックを設置します。			
	階段のある出入口に手すりを設置します。			
園路	公園内の各施設まで、平坦で車いすやベビーカーが通行しやすい幅とした園路を確保します。			
	主要な園路に段が生じる場合は、可能な限りゆるやかな勾配のスロープ、両側手すりを設置します。			
水飲み場	車いす対応の水飲み場の設置を検討します。			
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ はらっぱむさしの

施設番号：126

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
ベンチ	ベンチを設置します。			
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 緑町ふれあい広場

施設番号：127

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
水飲み場	車いす対応の水飲み場を設置します。			
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

武蔵境駅周辺地区—建築物特定事業

■ 武蔵境市政センター

施設番号：9

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	視覚障害者用設備近辺に障害物などを置かないよう配慮します。			
		継続的に実施		
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
		継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
		継続的に実施		
	心のバリアフリー出前講座（障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える）を受講します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	施設内の通路幅が狭く、誘導ブロックの設置が難しい箇所は、人的対応により案内します。			
		継続的に実施		

■ 境南コミュニティセンター

施設番号：27

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	什器を移動することなどにより、主な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。			
		継続的に実施		
しくみ	誰にでも利用しやすい予約方法を検討します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	利用者の状況に応じた適切な対応を心がけます。			
		継続的に実施		
	体育館へのスロープについてサインまたは声かけで案内し、必要な場合は係員が付き添います。			
		継続的に実施		

■ 武蔵野スイングホール

施設番号：34

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	視覚障害者誘導用ブロックを適切に整備します。（10 階スカイルーム階段）			
	11 階通路部分への手すりの設置を検討します。			
階段	階段手すりを連続した形状に改修し、両側に手すりを設置することについて、施設管理者と調整し検討します。（10 階スカイルーム階段）			
トイレ	車いす使用者用トイレの照明スイッチを自動点灯型に改修します。（ホール棟）			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します（ホームページや案内図への掲載等）。			
		継続的に実施		
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
		継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
		継続的に実施		
	心のバリアフリー出前講座（障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える）を受講します。			
		継続的に実施		
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			
		継続的に実施		

■ 市民会館

施設番号：39

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路	建物の改修の際に、居室出入口の拡幅を検討します。			
トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。			
	トイレ改修の際には、すべての利用者が安全・快適に利用できるように配慮したバリアフリー整備が行えるよう検討します。			
設備	休憩スペースを確保します。			
ホール	視覚障害者誘導用ブロックを整備します。			
駐車場	障害者用駐車施設を整備します。			
情報伝達	各階の案内板にバリアフリー設備の配置情報を記載します。 (ピクトグラムの追加)			
	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			

■ ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス

施設番号：42

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
通路/階段	館内の照明間引きを再検討し、市民の利用するスペースの照度確保に努めます。			
設備	休憩スペースを確保します。			
		継続的に実施		
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
	コミュニケーションボードや筆談機器、難聴者向け対話支援機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	心のバリアフリー出前講座(障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要かを考える)を受講します。			
	多機能トイレやエレベーター、障害者用駐車施設等の適正利用を呼びかける案内を掲示し、利用者のマナー啓発に努めます。			
	エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。			
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			
		継続的に実施		

■ 障害者就労支援センター あいる

施設番号：86

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	他の施設利用者の障害特性を考慮しながら、視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置について検討します。			
トイレ	オストメイト対応設備の設置について検討します。			
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	筆談機器等の設置および設置を示す案内を掲示します。			
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	既に取り組んでいる障害分野ごとの従業員研修を継続的に実施するとともに、専門分野以外の障害に対する理解促進にも努めます。			
		継続的に実施		

■ 地域活動支援センター コット

施設番号：108

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
休憩スペース	休憩スペースを確保します。			
		継続的に実施		
教育啓発	市の認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターを育成します。			
	従業員研修・教育等を継続的に実施し、高齢者、障害者等の理解促進に努めます。			
維持管理	トイレ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	気軽に声をかけられるように、名札や制服などでスタッフであることがわかるよう配慮します。			
		継続的に実施		

■ 武蔵境病院

施設番号：92

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
自転車駐車場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。			継続的に実施
情報伝達	よりわかりやすい案内に努めます。			継続的に実施
教育啓発	高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。			継続的に実施

■ 武蔵野赤十字病院

施設番号：93

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
出入口	駐車場から構内へのバリアフリーを検討します。			
駐車場	車椅子用の駐車場を7台分からの増台を検討します。			
情報伝達	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。			
教育啓発	病む人、高齢者、障害者、妊産婦等の利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。			継続的に実施

■ イトーヨーカドー武蔵境店

施設番号：103

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
情報伝達	よりわかりやすい案内表示の設置を検討します。			
教育啓発	多目的トイレの再確認とオストメイトの従業員への理解を深めお客様へ安心してご案内が出来るよう教育を致します。			継続的に実施
	基本的な手話の教育を全従業員に行います。			継続的に実施
その他	設置している授乳室において定期的に育児相談を実施します。			継続的に実施

武蔵境駅周辺地区一都市公園特定事業

■ 境南ふれあい広場公園

施設番号：122

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
園路	移動を妨げる放置自転車等への対策を行います。			
		継続的に実施		
情報伝達	施設等のバリアフリー情報を適切に発信します(ホームページや案内図への掲載等)。			
	「とうきょうユニバーサルデザインナビ」に施設のバリアフリー情報を掲載し、随時最新のものに更新します。			
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 境本公園

施設番号：123

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 山中南公園

施設番号：128

事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

■ 第2しろがね公園

施設番号：129

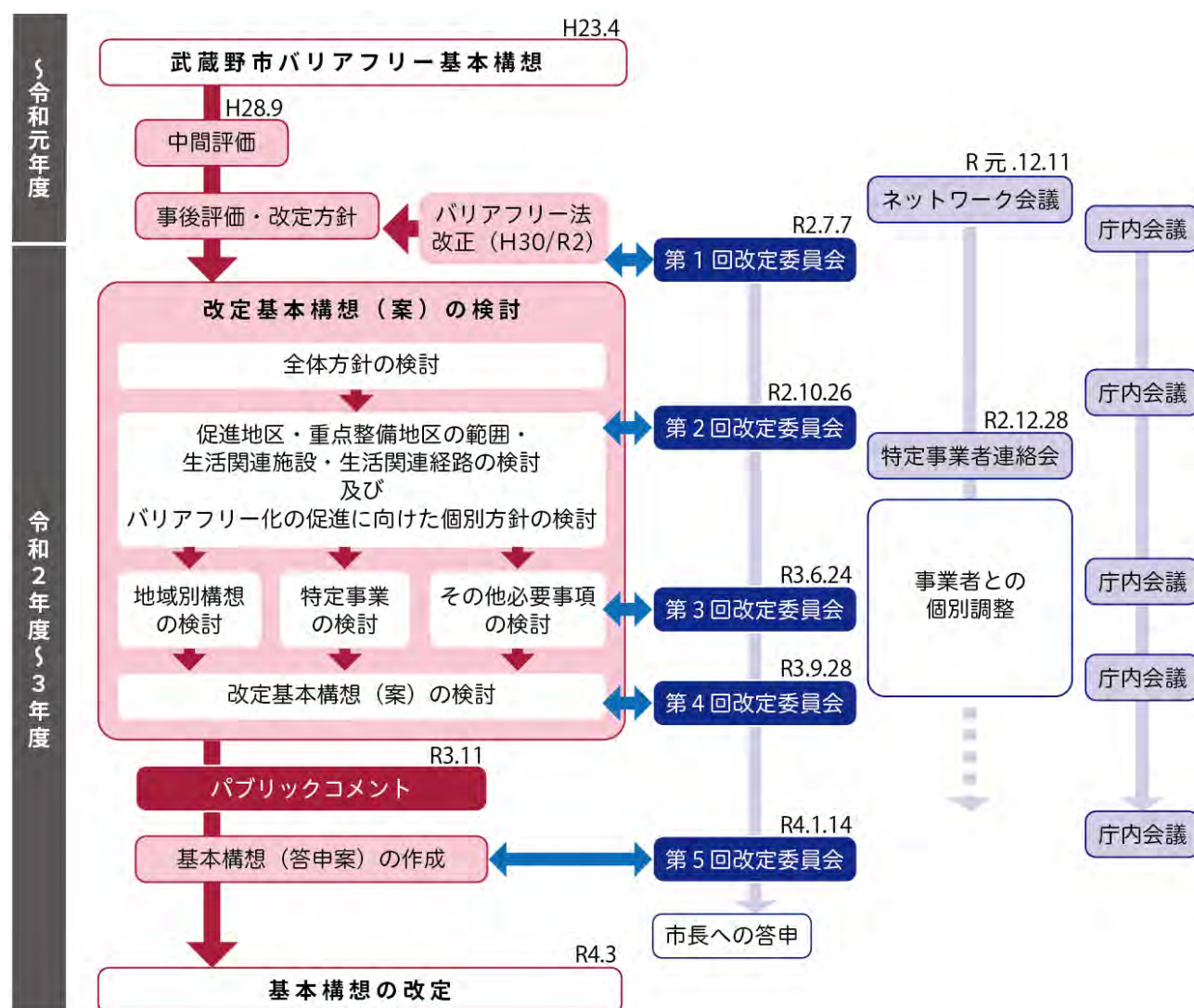
事業内容		前期	後期	展望期
		R4～R8 年度	R9～R13 年度	R14 年度以降
水飲み場	車いす対応の水飲み場の設置を検討します。			
教育啓発	自転車利用者のマナーを啓発します。			
		継続的に実施		
人的対応・接遇	イベント時においても園路の幅員を確保するようイベント主催者等に周知します。			
		継続的に実施		
維持管理	ベンチ等の既存設備の適切な役務と維持管理を行い、だれもが安心して利用できる環境を整えます。			
		継続的に実施		

参考資料

改定の手順

本基本構想の改定は、建築・交通分野の専門家や、高齢者、障害者、子育て関係者等の市民からなる改定委員会を設置し、以下のスケジュールにより実施しました。なお、改定委員会は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から一部傍聴停止としましたが、改定委員会で使用した資料及び議事要録を本市のホームページで全て公開しました。

■ 改定スケジュール



また、改定にあたっては、高齢者や障害者等が移動したり、施設を利用する上でのバリアを把握するため、改定委員会での議論とは別に、次のとおり意見をうかがう機会を設けました。

(1) 旧基本構想の中間評価及び提言の実施 平成 28 年 9 月

武蔵野市バリアフリーネットワーク会議※及び武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会による、旧基本構想の中間評価を実施（現地確認・関係団体ヒアリング調査の実施）。

※武蔵野市バリアフリーネットワーク会議の立ち上げ経緯や役割については、「第 4 章 3. 進捗状況の把握及び評価」を参照

(2) アンケート調査の実施 令和元年 11 月～12 月

高齢者、障害者、育児中などの理由により移動に困難な状況が生じることがある方及び市役所・市政センター・図書館・コミュニティセンター・テンミリオンハウス利用者などを対象としてアンケート調査を実施。約 1,600 票を配布、490 名の方々から回答を得ました。

(3) ヒアリング調査の実施 令和元年 11 月下旬～12 月中旬

高齢者や障害者の団体へのヒアリング。

属 性		団体名	実施日	参加人数
高齢者団体		老人クラブ連合会	11/29（金）	4 名
障害者団体	肢体不自由	障害者福祉協会	12/ 5（木）	4 名
		肢体不自由者児父母の会	12/ 2（月）	6 名
	視覚	視覚障害者福祉協会	11/26（火）	7 名
	聴覚・言語	聴覚障害者協会	11/26（火）	4 名
	知的	地域生活支援センターぴーと	11/29（金）	6 名
		山彦の会（心身障害児・者をもつ親の会）	12/ 3（火）	6 名
	精神	ライフサポート MEW(ミュー)	12/ 5（木）	6 名
	発達	地域活動支援センターコット	12/13（金）	3 名
	全般（当事者）	地域自立支援協議会障害当事者部会	12/13（金）	8 名
子育て団体		むさしの双子サークル チェリーズ	11/29（金）	6 名
		サニーママ武蔵野		6 名
なお、知的・精神・発達障害は当事者及び支援者を対象に実施			合計（延べ）	66 名

(4) まち歩き・意見交換の実施

武蔵野市バリアフリーネットワーク会議委員によるまち歩き・意見交換

視察地	実施日	時 間	参加人数
武蔵境駅周辺	令和元年 12 月 11 日	14：00～16：30	委員 18 人 事務局 10 人

まち歩きは、旧基本構想の目標年次を控え、これまでのバリアフリー化の達成状況を踏まえ評価すべき点や今後の課題の共通認識を図るため、平成 31 年 3 月に大規模改修が完了した武蔵境駅南口駅前広場周辺を対象に実施し、意見交換を行いました。

旧基本構想における特定事業計画の実施状況

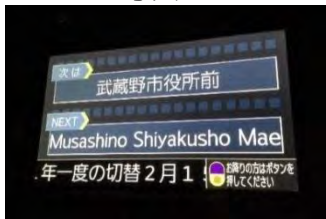
旧基本構想の目標年次である令和２年度末時点の特定事業計画の実施状況は以下の通りです。

■ 特定事業計画実施状況（令和２年度末時点）

地区	事業状況	公共交通特定事業			道路特定事業				都市公園特定事業			建築物特定事業			交通安全特定事業	合計	実施状況別割合
		鉄道	バス		都道	市道	私道		都立	市立		公共施設	民間施設				
吉祥寺駅周辺重点整備地区	事業数	25	57	82	6	24	8	38	11	0	11	57	43	100	7	238	
	完了	19	18	37	4	10	1	15	7	0	7	29	23	52	2	113	47%
	実施中	6	35	41	1	9	5	15	3	0	3	18	14	32	5	96	40%
	検討中	0	4	4	1	4	0	5	1	0	1	4	0	4	0	14	6%
	未着手	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	6	6	12	0	15	6%
	着手率	100%	93%	95%	83%	79%	75%	79%	91%		91%	82%	86%	84%	100%	88%	
三鷹駅周辺重点整備地区	事業数	5	34	39	6	21	2	29	4	18	22	124	17	141	7	238	
	完了	1	13	14	0	10	1	11	2	10	12	60	4	64	2	103	43%
	実施中	4	21	25	4	6	0	10	2	5	7	36	9	45	5	92	39%
	検討中	0	0	0	2	2	0	4	0	0	0	16	1	17	0	21	9%
	未着手	0	0	0	0	3	1	4	0	3	3	12	3	15	0	22	9%
	着手率	100%	100%	100%	67%	76%	50%	72%	100%	83%	86%	77%	76%	77%	100%	82%	
武蔵境駅周辺重点整備地区	事業数	12	55	67	5	19	3	27	0	6	6	30	27	57	7	164	
	完了	6	18	24	0	11	1	12	0	3	3	18	14	32	2	73	45%
	実施中	5	34	39	4	4	1	9	0	3	3	6	8	14	5	70	43%
	検討中	0	3	3	1	2	0	3	0	0	0	3	3	6	0	12	7%
	未着手	1	0	1	0	2	1	3	0	0	0	3	2	5	0	9	5%
	着手率	92%	95%	94%	80%	79%	67%	78%		100%	100%	80%	81%	81%	100%	87%	
合計	事業数	42	146	188	17	64	13	94	15	24	39	211	87	298	21	640	
	完了	26	49	75	4	31	3	38	9	13	22	107	41	148	6	289	45%
	実施中	15	90	105	9	19	6	34	5	8	13	60	31	91	15	258	40%
	検討中	0	7	7	4	8	0	12	1	0	1	23	4	27	0	47	7%
	未着手	1	0	1	0	6	4	10	0	3	3	21	11	32	0	46	7%
	着手率	98%	95%	96%	76%	78%	69%	77%	93%	88%	90%	79%	83%	80%	100%	85%	

※「実施中」は、期間を通じて継続的に実施する事業を含む。

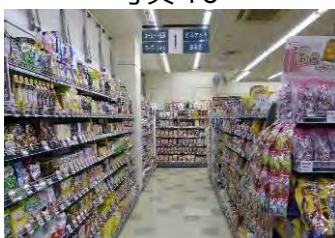
■ 主な完了事業【吉祥寺駅周辺地区】

種別	事業内容	写真
公共交通特定事業	<前期> J R 吉祥寺駅 ▶ 南北自由通路の拡幅・整備 (写真1) ▶ 幅員の広い改札口の整備 (写真2) ▶ 2階への改札の移動による段差の解消・動線の明瞭化 ▶ エレベーターを必要とする方を優先する案内の掲示 ▶ ホームまでのバリアフリールートの整備 (写真2) ▶ トイレの入口の段差の解消 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの連続設置 京王電鉄吉祥寺駅 ▶ ホームドアの設置 (写真3) ▶ 南北自由通路の拡幅・整備 ▶ 出入口から改札・ホーム階へのエレベーター設置 吉祥寺駅北口 ▶ 駅前総合案内板の設置※ ※バス事業者等の協力を得て、市が設置 <後期> バス（一般路線バス） ▶ 車内へのデジタルサイネージ表示機の設置（多言語案内） (写真4) バス（ムーバス） ▶ 全車両のノンステップ車両への代替 ▶ バス車内表示のバス停名称の多言語化	 写真1  写真2  写真3  写真4
	<前期> 市道第2号線末広通り【K07】 (写真5) ▶ 歩行帯と車道帯のインターロッキングブロック舗装による分離 ▶ 電線類の地中化による歩行帯の幅員確保 ▶ バリアフリーに適した舗装材の採用 ▶ 街路灯の改修による照度アップ <後期> 主要地方道7号線井ノ頭通り【K03】 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの連続設置・勾配改善 (写真6) 市道第9号線【K14】 ▶ 排水蓋の細目又は鋳物蓋への交換 私道（ヨドバシカメラ北側）【K24】 ▶ 排水蓋の細目又は鋳物蓋への交換 ※【】内の番号は重点整備地区に示す路線番号	 写真5  写真6

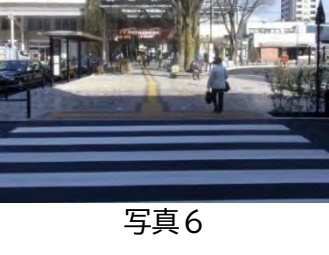
種別	事業内容	写真
都市公園特定事業	<前期> 都立井の頭恩賜公園 ▶ 利用者の多い園路・入口の改修 (写真7) ▶ トイレ入口の段差の解消 (写真7) ▶ 水のみ場の車いす対応への改修 ▶ 園全体の案内誘導計画の策定を検討 ▶ 駐車場から園路までのバリアフリー経路の確保 ▶ 移動等円滑化基準に適合した駐車場の新設 (西園) <後期> 都立井の頭恩賜公園 ▶ バリアフリールートのホームページへの掲載 (写真8)	 写真7  写真8
	<前期> 東急百貨店吉祥寺店 ▶ 屋上出入口の手動ドアを使いやすいものへ改修 ▶ エレベーターの使いやすい運用 ▶ 優先エレベーター内のアナウンス設置による利用者への優先エレベーターの周知 ▶ 多機能トイレの増設 (写真9) ▶ 既存の多機能トイレへのユニバーサルシート、オストメイト対応設備の設置 ▶ よりわかりやすいエレベーター・トイレ等の館内案内掲示 ▶ 筆談用具の設置及び設置を示す案内の掲示 <後期> 武蔵野公会堂 ▶ 駐車場のサインの改善 (写真10) 吉祥寺図書館 ▶ 多機能トイレの整備等バリアフリー化の推進 (写真11) 吉祥寺東コミュニティセンター ▶ スロープへの手すりの設置 御殿山コミュニティセンター ▶ エレベーターの設置 (写真12) F・Fビル (コピス吉祥寺) ▶ エレベーターの障害者も利用しやすい環境への改善 ▶ 利用者の適切な対応について係員教育の推進	 写真9  写真10  写真11  写真12

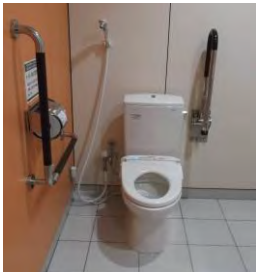
■ 主な完了事業【三鷹駅周辺地区】

種別	事業内容	写真
公共交通特定事業	<前期> 三鷹駅北口 ▶ 駅前総合案内板の設置※ (写真1) ※ バス事業者等の協力を得て、市が設置 <後期> バス（一般路線バス） ▶ 車内へのデジタルサイネージ表示機の設置（多言語案内） バス（ムーバス） ▶ 全車両のノンステップ車両への代替 ▶ バス車内表示のバス停名称の多言語化	 写真1
道路特定事業	<前期> 三鷹駅北口駅前広場【M05】 ▶ 横断歩道接続部の勾配の改善・平坦部の確保 (写真2) ▶ 車両の乗り入れ部の勾配の改善・平坦部の確保 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの連続設置の拡充 <後期> 市道第55号線【C04】 ▶ 排水蓋の細目又は鋳物蓋への交換 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの部分設置 市道第129号線【M11】・第2号線三谷通り【M09】 ▶ 排水蓋の細目又は鋳物蓋への交換 市道第166号線【C08】 ▶ 歩道箇所の着色による注意喚起の実施 (写真3)	 写真2  写真3
都市公園特定事業	<前期> 武蔵野中央公園 ▶ 西側出入口付近のインターロッキングブロック園路の改修 (写真4) ▶ 自転車利用者へのマナー啓発 ▶ イベント時における園路の幅員確保 <後期> 武蔵野中央公園 ▶ 新規拡張区域におけるバリアフリー園路の整備 (写真5) むさしの市民公園 ▶ 多目的トイレへのベビーベッドの設置 ▶ 車いす対応の水飲み場への改修 中央通り公園 ▶ ベンチの設置	 写真4  写真5

種別	事業内容	写真
建築物特定事業	<前期> 武蔵野市役所 ▶ 東棟から西棟へ向かう通路において、スムーズな通行の確保 ▶ エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示 (写真7) ▶ 1階トイレを利用しやすい環境に改修 ▶ 係員の駐輪整理による出入口やスロープの空間確保 ▶ 正面及び北玄関のスロープのサイン表示の設置 ▶ 利用状況を検討し、思いやり駐車場を新設(兼障害者用駐車場) (写真8)	 写真7
	<後期> 中央市政センター ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (写真9) ▶ 誰でもトイレへのオストメイト対応設備の設置	 写真8
	市民文化会館 ▶ 車椅子席の増設及び移設 ▶ 案内表示の改修(英語の併記・点字の設置等)	 写真9
	武蔵野総合体育館 ▶ 洋式トイレ・ベビーチェアの増設 (写真10) ▶ わかりやすい案内サインの設置	 写真10
	緑町コミュニティセンター ▶ エレベーターの設置	
	武蔵野郵便局 ▶ 多目的トイレの改修工事	
	いなげや武蔵野西久保店 ▶ 床面のアスファルト面の補修 ▶ レイアウト変更による主要通路の有効幅員の確保 (写真11)	 写真11

■ 主な完了事業【武蔵境駅周辺地区】

種別	事業内容	写真
公共交通特定事業	<前期> J R 武蔵境駅 ▶ 筆談用具の設置を示す案内の掲示 ▶ 接続する交通機関との案内の強化 (写真 1) ▶ 工事期間中のバリアフリー経路を可能な限り単純化 ▶ 工事期間中も含め視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設 西武鉄道武蔵境駅 ▶ 筆談用具の設置を示す案内の掲示 ▶ 駅係員のサービス介助士資格取得及びフォローアップ教育を定期的に実施 <後期> 武蔵境駅南口・北口駅前広場 ▶ 駅前総合案内板の設置※ (写真 2) ※バス事業者等の協力を得て、市が設置 バス（一般路線バス） ▶ 車内へのデジタルサイネージ表示機の設置（多言語案内） バス（ムーバス） ▶ 全車両のノンステップ車両への代替 (写真 3) ▶ バス車内表示のバス停名称の多言語化	 写真 1  写真 2  写真 3
	<前期> 市道第 73 号線【S10】 ▶ 東西路線の西側区間における歩道のセミフラット構造への改修による全面的なバリアフリー化 (写真 4) 武蔵境駅北口駅前広場【S05】 ▶ 駅前広場の整備に合わせて全面的なバリアフリー化（スムーズ横断歩道の採用、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置、バリアフリー対応型のインターロッキングブロックの採用、わかりやすい案内サインの整備等） (写真 5) <後期> 武蔵境駅南口駅前広場【S06】 ▶ 全面的なバリアフリー化（スムーズ横断歩道の採用、正着しやすいバス乗降場、視覚障害者誘導用ブロックとの輝度比に配慮し側帯を設けた舗装、車いす利用に配慮したスロープ付きタクシー乗降場の整備等） (写真 6) 市道第 63 号線【S09】 ▶ JIS 規格適合の視覚障害者誘導用ブロックへの改修 市道第 80 号線山桃通り【S11】 ▶ 全面的なバリアフリー化 市道第 236 号線【S17】 ▶ 排水蓋の細目又は鋳物蓋への交換	 写真 4  写真 5  写真 6
道路特定事業		

種別	事業内容	写真
都市公園特定事業	<前期> 境本公園 ▶ 水のみ場を車いす対応に改修 (写真7) <後期> 境南ふれあい広場公園 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (写真8) (駅前広場～武蔵野プレイス北側玄関)	 写真7  写真8
	<前期> TAIRAYA武蔵境店 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 ▶ 主要な通路の有効幅員の確保 ▶ 多目的トイレの設置 (写真9) ▶ 一般トイレへのベビーチェア・ベビーシートの設置 ▶ 施設内のわかりやすい案内表示の設置 ▶ 身障者用駐車施設の設置 (写真10) ▶ 利用者への適切な対応に関する係員の教育の推進 武蔵野プレイス ▶ 施設のバリアフリー整備 ▶ 音声読み上げ機、拡大図書機の設置 ▶ 対面朗読室の1階への設置 ▶ 筆談用具の設置や設置を示す案内の提示 <後期> 武蔵境市政センター ※施設移転に伴い、民間施設内に設置 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 ▶ ベビーベッド及びオストメイト対応設備の設置 (写真11) ▶ 授乳室の設置 イトーヨーカ堂武蔵境店 ▶ 出入口のスペース及び通路幅の確保 ▶ 店内の視覚障害者誘導用ブロックの修繕 (写真12) 武蔵野赤十字病院 ▶ 多目的トイレへのオストメイト対応の表示の追加 ▶ 総合案内への筆談用具の設置	 写真9  写真10  写真11  写真12

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会 名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
障害者・ 高齢者関連	武蔵野市身体障害者協会 会長 武蔵野市障害者福祉協会 会長	井原 潮理	
	地域生活支援センター ビーと 施設長	植村 由紀彦	
	武蔵野市老人クラブ連合会 会長 (令和3年3月31日まで) (令和3年4月1日から)	小林 宏 木川 憲子	
子育て関連	公益社団法人 東京都助産師会 三鷹・武蔵野地区分会 武蔵野市助産師会 会長	大田 静香	
学識経験者	日本女子大学 家政学部 住居学科 教授	佐藤 克志	委員長
	東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科 准教授	稲垣 具志	副委員長
商工関係者	武蔵野市商店会連合会 会長 (第8代会長)	花俣 延博	
行政関係者	武蔵野市都市整備部長 (令和3年3月31日まで) (令和3年4月1日から)	早川 千秋 荻野 芳明	
	武蔵野市健康福祉部長	山田 剛	

バリアフリー法の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
紺字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

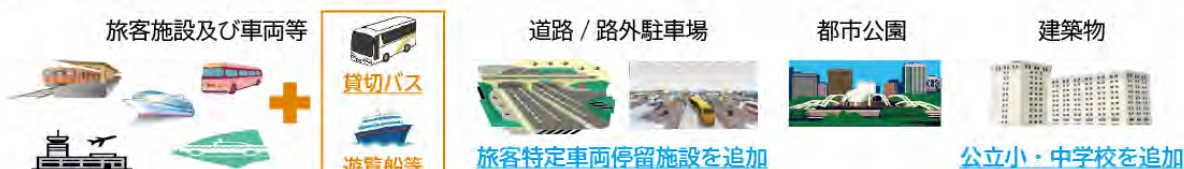
- 移動等円滑化の意義及び目標 **○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項**
- 施設設置管理者が講ずべき措置 **○情報提供に関する事項**
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針** ○その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・**旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）**
 - ・**他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務**
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）**

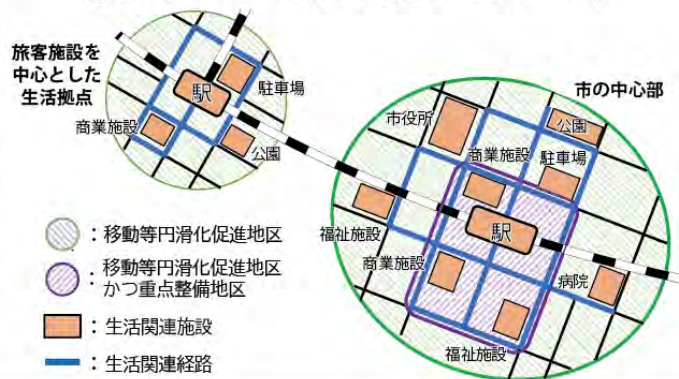
【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「**心のバリアフリー**」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要）
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）**

国土交通省資料をもとに作成

移動等円滑化基準、各種ガイドライン、関連する条例等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和 3 年 1 月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和 3 年 3 月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和 3 年 1 月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和 2 年 12 月
	路 外 駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和 2 年 12 月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和 3 年 1 月改正
	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設*の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 24 年 3 月改正
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和 3 年 3 月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和 3 年 3 月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和 3 年 3 月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和 3 年 3 月改正
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 31 年 3 月改訂
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和 3 年 10 月
		武蔵野市市道における移動等円滑化の基準に関する条例	武蔵野市 平成 25 年 3 月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		武蔵野市が設置する都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例	武蔵野市 平成 25 年 3 月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)	東京都 令和 3 年 3 月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和 3 年 10 月
	駐 車 場	東京都駐車場条例	東京都 令和元年 6 月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月

用語集

あ行

■ アイシーティ ICT

Information Communication Technology の略。ICT は、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。

■ アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に高齢者、障害者等が不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

■ 移動等円滑化基準

移動等円滑化（＝バリアフリー化）のために必要なものとしてバリアフリー法に基づき主務政省令で定められた基準。旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関するものがある。

■ 移動等円滑化促進地区

バリアフリー法に基づく促進方針に定める地区。バリアフリー化を促進すべき地区として市町村が定めるもの。

■ 移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号）

■ インターロッキングブロック

広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用のコンクリート等のブロック。インターロッキングとは「かみあわせる」という意味で、ブロック相互のかみあわせにより荷重分散を図る。

■ えきむ 役務の提供

バリアフリー施設や設備等の機能を十分に発揮するために、サービスを提供する事業者が施設・設備等の維持管理や、操作方法・障害者等への接遇方法の習得、サービス提供体制の確保や操作・人的対応を実施すること。令和2年のバリアフリー法改正により、公共交通移動等円滑化基準に新たに役務の提供に関する基準が定められた。

■ エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

■ エスティエス STS

STS とは、Special Transport Service の略。地域で生活する高齢者、障害者等の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。本市では平成12年からレモンキャブ事業を実施している。

■ L 形側溝

道路の端に位置する雨水排水のための L 形の側溝。コンクリート製のものが多い。

■ オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄のための孔(ストーマ)を設け、排泄、排尿に対応するための袋(パウチ)を装着している。

か行

■ 環境浄化作戦

路上にはみ出して看板や商品台を置かないよう指導啓発を行うため、平成 6 年から毎月 1 回吉祥寺活性化協議会と市、武蔵野警察が協力して吉祥寺駅周辺の商店街をパトロールするもの。

■ 吉祥寺グランドデザイン 2020

「吉祥寺のまちづくりに関わるすべての人のコンセプトブック」となるように、今後 30 年の吉祥寺ブランドの方向性を定め、吉祥寺の将来像をわかりやすく共感・共有しやすいものとして示した。旧グランドデザインから約 10 年が経過したことによる社会潮流の変化に対応するため改定が行われた。

■ 輝度(cd/m²)、輝度比

輝度とはものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長毎に異なる感度)で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。(JIS Z9111) また輝度比とは、輝度が大きいものから小さいものを除したもので、視覚障害者誘導用ブロックなどの認識のしやすさを表す指標として用いられる。

■ 基本構想・長期計画

基本構想は、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市行政の最も上位に位置する総合計画として定められてきたものであるが、平成 23 年の地方自治法改正により策定義務の規定が廃止され、現在は自治基本条例に基づき長期計画のみを策定している。現在は第六期長期計画の中にあり、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間の市政運営の指針として、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定めている。

■ 区画道路

市で独自に定める拡幅構想のある道路で、幹線道路のネットワークを補完するもの。

■ 建築物バリアフリー条例

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(平成 15 年制定、令和 3 年改定)の略称。バリアフリー法に基づき東京都が定めた条例で、義務付け対象とする用途の拡大や対象規模の引き下げ、整備基準の強化について定めている。

■ 交差点すいすいプラン

道路幅員の狭い片側一車線の道路における交差点で、交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等を整備することで、右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保することを目的として東京都で策定実施している計画。現在は第 3 次交差点すいすいプランとして平成 27 年度～令和 6 年度までの計画期間で事業を推進している。

■ 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成 12 年制定)の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化基本構想(交通バリアフリー基本構想)の大きな枠組みとなる。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。

■ 高度化^{ピックス}PICS

スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長要求ができるシステムであり、歩行者等支援情報通信システム(PICS: Pedestrian Information and Communication Systems)を高度化したもの。

■ 合理的配慮

障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くための対応を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

■ 心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること。

■ コミュニケーションボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵記号が記されたボード。

■ コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。本市のムーバスが全国ではじめて。

さ行

■ サービス介助士

家事援助等に必要な入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障害をもつ方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、NPO 法人 日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

■ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■ 施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■ 自転車・ミニバイク放置禁止区域

自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づき、各駅周辺半径約 300m を自転車等放置禁止区域に指定し、随時放置自転車等の撤去を行っている。

■ 重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市町村が定めるもの。

■ 障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約」の略称。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成 18 年に国連総会において採択され、平成 20 年に発効した。日本は平成 19 年に署名し、平成 26 年に批准した。

■ 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 26 年制定、令和 3 年改正)の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するもの。

■ 障害の社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

■ スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かうプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

■ 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

■ 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)。

■ (バスの)正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

■ セミフラット

歩道の高さが車道よりやや高い(5cm程度)歩道形式。

■ ゾーン 30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。また、道路管理者によるハンプなどの物理的デバイス設置との組合せによる対策「ゾーン 30 プラス」が新たに進められている。

た行

■ 第 3 期健康福祉総合計画

第 5 期地域福祉計画、高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画、障害者計画・第 5 期障害福祉計画・障害児福祉計画、第 4 期健康推進計画・食育推進計画の 4 つの個別計画に共通する横断的な課題や連携すべき課題を総合的に整理し、市の健康福祉行政の目指すべき方向性と総合目標を明らかにするとともに、重点的な取組みを定め、その推進を図るもの。計画期間は平成 30 年度～令和 5 年度。

■ 多機能トイレ

車いす使用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

■ 地域公共交通網形成計画

本市が目指す将来都市像を実現する上で地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活と移動を支援し、かつ、持続可能な地域公共交通を実現するため、そのビジョン、目標及び施策体系を示すマスタープランとして策定。計画期間は令和 2 年度～令和 7 年度。

■ 地区内環状道路

駅周辺を取り囲む幹線道路のことで、駅周辺に目的のない自動車交通の迂回路として機能し、通過交通の流入を抑制する。

■ ティダブリューシーシー T W C C

Total Welfare Configured City の略で、高齢者にやさしいまちは、障害者にも他の全てのひとにもやさしいという福祉的視点で、将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。

■ デジタルサイネージ

屋外、店頭、公共空間など、あらゆる場所でディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムのこと。

■ デマンド型交通

路線バス・コミュニティバスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で、利用者の事前予約に応じて運行する地域公共交通のこと。

■ テンポラリースタッフ

朝・タラッシュ時に、ホーム上で乗車促進や乗客案内、清掃等を行う「臨時雇用員」。

■ 東京都福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等にとってやさしいまちが全ての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために制定された条例。平成 7 年制定、平成 21 年改正。

■ 道路空間の再配分

道路を構成する車道や歩道等の幅員を見直すこと。例えば、自動車や歩行者の交通量に応じて、既存の車道幅員を狭め、歩道を拡幅することで歩行者のための空間に充てることなどが考えられる。

■ 道路総合管理計画

将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、今後の道路管理の方向性や取り組みについて「計画的」・「効率的」・「持続的」の視点から定めた計画として平成 29 年度に策定したもの。計画期間は平成 30 年度～令和 9 年度。

■ 特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場/休憩場/野外劇場/野外音楽堂/駐車場/便所/水飲場/手洗場/管理事務所/掲示板/標識などがある。

■ 特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業)に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

■ 特定車両

公共交通特定事業の対象となる路線バスや貸切バス、タクシー等の車両のこと。

■ 特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。新設又は改築に際しては、道路移動等円滑化基準への適合義務がある。

■ 特定旅客施設

1 日あたりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であること、又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■ 特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が 500m² 以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

■ 特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別支援学校、公立小・中学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等)。令和 2 年のバリアフリー法改正で公立小・中学校が追加された。

■ 都市計画マスタープラン 2021

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として令和 3 年度に策定したもので、市民参加により市民・事業者等と市が共有するまちづくりのビジョンを示したもの。

な行

■ ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

■ 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。認知症サポーター養成講座を修了することであることができる。

■ ネクスト NEXT吉祥寺 2021

『進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクト-吉祥寺グランドデザイン推進計画-』を改定したもの。「吉祥寺グランドデザイン 2020」で示された将来ビジョンの実現に向け、今後 10 年で進める取組みを明確にし、共有することを目的とする。

■ ノーマライゼーション

高齢者、障害者等を特別な人と見るのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

■ ノンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へ行く途中に数段の階段がある。

は行

■ パークアンドバスライド

自宅から最寄りのバス停まで自動車で行き、バス停近くの駐車場に車を駐車させ、そこからバスに乗り換えて目的地に向かうシステム。

■ バスロケーションシステム

バスの現在地を把握し、バス停への到着時間を利用者に知らせるもの。バス停留所や携帯電話、パソコンなどで提供される。

■ ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

■ ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成 6 年制定・平成 15 年改定)。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の義務を課したもの。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

■ バリアフリー対応信号機

音響式信号機、経過時間表示式信号機、歩行者感应制御信号機、青延長用押しボタン付き信号機(高齢者等感应式信号機)を総称したもの。

■ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。平成 30 年、令和 2 年に改正が行われた。

■ バリアフリーマップ

地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア又はバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上での公表その他の方法により一般に公開しているもの。

■ ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号(サイン)の一つ。

■ ホームドア

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切るドア。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

ま行

■ まちづくり計画

まちづくり条例第6条第1項に定める、市におけるまちづくりに関する計画のこと。

①長期計画

②都市計画マスタープラン

③市のまちづくりの基本となる計画で、市長が指定するもの

■ 三鷹駅北口街づくりビジョン

三鷹駅北口のおおむね10年後の目指すべき街の姿を描き、その方向性と実現に向けた取り組みを示すものとして、平成29年度に策定したもの。

■ 緑の基本計画 2019

都市緑地法に基づき、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画。計画期間は令和元年度～令和10年度。

■ ムーバス

市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金。

や行

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

■ ユニバーサルデザインタクシー

健康な方はもちろん、車いす使用者、ベビーカー利用者、高齢者、妊娠中の方など「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

ら行

■ 旅客施設

地域公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合い等に使用する鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル等のこと。

■ 連続立体交差事業

市街地で鉄道と道路が数多く平面交差している場所で、鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化し、一挙に踏切をなくしていく都市計画事業。

■ ロービジョン

全盲ではない視覚障害。何らかの原因により視覚に障害を受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活に不自由をきたしている状態。弱視ともいう。

■ 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

■ 路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。

■ 路面表示

横断歩道や区画線、規制・指示標示など、人と車両等が安全で円滑な通行ができるよう、道路の路面に塗料で描かれた表示。

武蔵野市バリアフリー基本構想 2022

令和4年3月

発 行：武蔵野市

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

TEL：0422-60-1872 FAX：0422-51-9250

編 集：武蔵野市都市整備部 まちづくり推進課

